

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月30日
【中間会計期間】	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日
【会社名】	ナティクス (Natixis)
【代表者の役職氏名】	アジア太平洋コーポレート・バンキングおよびインベストメン ト・バンキング部門主席執行役員 ブルーノ・ル・サン (Bruno Le Saint, Chief Executive Officer, Corporate & Investment Banking, Asia Pacific)
【本店の所在の場所】	フランス、75013 パリ市プロムナード・ジェルメーヌ・サブロン 7番地 (7, promenade Germaine Sablon, 75013 Paris, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 黒田 康之
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 中川 佳直 同 酒寄 里彩 同 松岡 亮太郎 同 岡野 寛也
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6775-1348
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

- (注) 1. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」、「€」または「EUR」は欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合（以下「EU」という。）の加盟国の統一通貨を、「米ドル」、「ドル」または「USD」はアメリカ合衆国の法定通貨を、「円」または「日本円」は日本国の法定通貨を指すものとする。本書において、別段の記載がある場合を除き、便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 171.47円の為替レート（2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により計算されている。
2. 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「当行」および「ナティクス」は、ナティクスを、「当行グループ」はナティクスおよびその連結子会社を指す。
3. 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「Groupe BPCE」は、Groupe BPCEを指す。Groupe BPCEは、Banques PopulairesおよびCaisses d'Epargneの2大ブランドを有するフランスの銀行グループである。Groupe BPCEは主にBanques Populairesの14の銀行、15のCaisses d'Epargne、ナティクス、Crédit Foncier、Banque PalatineおよびBPCE Internationalで構成される。
4. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

5 . 将来予測に関する記述

本書に含まれる記載は、将来予測に関する記述を含んでいる。「信じている」、「意図している」、「予想している」、「考えている」、「見積もっている」、「予測している」、「～の可能性がある」、「計画している」、「～であろう」、「企図している」、「期待している」、「目的としている」、「将来」および「～に違いない」といった用語ならびにこれらに類似する表現は、将来予測に関する記述であることを明確にすることを意図している。これらの将来予測に関する記述は、将来の事象に関する本書の日付現在の当行の予想および仮定に基づくものである。

かかる将来予測に関する記述は、リスク、不確実性その他実際の結果と将来予測に関する記述において明示または黙示される記述との相違を生じさせる要因による影響を受ける。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

2025年5月12日付で提出した有価証券報告書（以下「2024年度有価証券報告書」という。）に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

以下の事項を除き、2024年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。2024年度有価証券報告書に記載された事項から変更された箇所には下線を付す。

（前略）

定款は2025年5月21日の共同株主総会で最終更新された。

（中略）

経営

(a) 取締役会（定款第8条および第10条）

（中略）

() 取締役会の会議

取締役会は、取締役会会長からの通知に基づき、本社または招集通知に示される他の場所において、当行の利益および法令の規定により必要が生じた場合に随時開催される。当該通知は、ナティクスの事務総長が必要に応じて取締役会会長の要請により送付する。必要に応じて、参加者の身元確認が可能でありかつ効果的な参加を保証する電磁的方法が用いられる。

（中略）

招集通知は、いかなる手段によっても行うことができ、かかる方法は電子メールで送付される場合もあれば、口頭で、通知なしに行われる場合もある。招集通知には、会議の詳細な議題が含まれる。

（中略）

決議は自らまたは委任状により出席した取締役（または参加者の身元確認が可能でありかつ効果的な参加を保証する電磁的方法を使用する場合は、出席しているとみなされる取締役）の過半数をもって採択する。賛否同数の場合は、（取締役会会長の任命を除き）議長の票を決定票とする。

取締役会は、取締役の過半数以上が出席している場合（または参加者の身元確認が可能でありかつ効果的な参加を保証する電磁的方法を使用する場合は、出席とみなされる場合）にのみ、有効な決定についての投票を行う。

現行の法令により認められまたは規定される条件の下で、参加者の身元確認が可能な電磁的方法を通じて取締役会に出席する6名の取締役を、定足数および多数決の計算を行う際に出席者とみなす。

（中略）

以下の決定を除き、現行の規則に従い、取締役会の特定の決議は、書面による協議を通じて行うことができる。

・ 個別および連結財務諸表の審査および承認

・ 最高経営責任者または最高経営責任者代理の任命および解任（該当する場合）

・ ナティクスの事業を重要な新規事業分野へ拡大すること

・ ナティクスまたはその重要な子会社が行う、総額100百万ユーロ超の株式取得もしくは持株比率の増加、投資、売却またはジョイントベンチャーの設立（グループ範囲の変更を伴う場合に限り。）

．ナティクスが関与する出資事業、合併または分割

() から () の決定について、協議の提案者は、その緊急性および必要性を正当化できる場合に限り、例外的に書面による協議に頼ることができるという点に、留意すべきである。

書面による協議は、取締役会会長またはその要請を受けたナティクスの事務総長が、電磁的方法を含むあらゆる通信手段により、発信の証明が可能な状態で、各取締役に宛てて行うものとする。

(中略)

いかなる取締役も、発信の証明が可能な電磁的方法を含むあらゆる通信手段により、書面による協議の使用に異議を申し立てることができる。当該異議は、前項に記載されている回答期間の満了までに、書面による協議の提案者に対して通知されなければならない。

(後略)

2 【外国為替管理制度】

2024年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

3 【課税上の取扱い】

2024年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

最近中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロ)	2025年上半期	2024年上半期	変動	
		プロフォーマ	現行	恒常
銀行業務純利益	4,160	4,016	3.6%	4.1%
うち事業分野	4,211	3,911	7.7%	8.2%
営業費用	(3,006)	(2,804)	7.2%	7.7%
営業総利益	1,154	1,212	(4.8%)	(4.3%)
リスク費用	(124)	(145)	(14.1%)	(12.9%)
営業利益	1,030	1,067	(3.5%)	(3.1%)
持分法	14	7		
その他資産に係る損益	5	1		
のれん価値における変動	0	0		
税引前利益	1,048	1,076	(2.5%)	(2.2%)
所得税	(319)	(320)	(0.3%)	0.1%
非支配持分	(26)	(26)		
非継続事業からの純利益	0	2		
純利益（グループ持分）（報告値）	704	732	(3.8%)	(3.4%)
費用収益比率	72.3%	69.8%		

2 【事業の内容】

2024年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

3 【関係会社の状況】

2024年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

4 【従業員の状況】

2025年6月30日現在、ナティクスおよびその他の子会社は15,498人の常勤労働者を雇用している（無期雇用および有期雇用）。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本項に含まれる将来予測に関する記述は、2025年上半期末現在の予測である。

(1) 経営方針、経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

下記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (1) 業績等の概要」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(2) 経営環境

見通し

経済の見通し

主要な不確実性が経済活動を制限

2025年下半年から2026年にかけて、地政学的紛争および貿易戦争の暗雲は未だに晴れていない。実際、トランプ大統領が当初発表した措置の一部が更新された場合、フランスのGDPは、2025年下半年から影響を受け、採用される報復措置の程度や波及効果の広がり次第では、停滞または減少さえする可能性がある。したがって、合理的な成長動向の傾向シナリオを描くためには、仮定を置く必要がある。概ね合意のある形で、2025年初めに観測された状況と比較して、米国関税は中国以外の原産国に対してはわずかに10パーセントポイント(pp)引き上げられ(これには10%の報復関税が伴い、鉄鋼・アルミニウムに対する50%、自動車に対する25%の部門別関税は維持される。)、中国からの米国輸入品に対しては20%の関税が課されると想定されている。これらの米国の関税はすでに4月1日から引き上げられており、第2次世界大戦以来の水準となる。経済活動およびインフレへの影響は、欧州やフランスよりも米国の方がはるかに大きく(注1)、欧州諸国は、ユーロ高および中国やアジアからの価格競争力の高い製品の流入(これらの製品は以前米国市場向けであった。)により、デスインフレの影響を受けることさえ予想される。

(注1) OECDによると、米国が10%の追加関税を発動すれば、同じ規模の報復措置が取られ、今後3年間で世界経済の成長率は0.3ポイント低下(米国は0.7%、ユーロ圏およびフランスは0.2%/0.3%低下)する。

提案されたシナリオでは、2024年のプラス1.1%に続いて、2025年にはプラス0.6%、2026年にはプラス1.0%のGDP成長率を想定しているが、これはオリンピック大会によって経済活動が支えられなくなったためである。2025年下半年、フランス経済は、INSEE(注2)によると、四半期ごとの成長率はわずかにプラス0.2%に留まり、「年末まで停滞することなく、かろうじて持ちこたえる」状態が続くものの、依然として低迷が続くと見込まれる。中央銀行が景気後退を引き起こさずに抑制したインフレ率は、2024年のプラス2.0%に続き、年平均でプラス0.9%となる見通しだ。緩やかな景気回復のおかげで、インフレ率は2026年にはプラス1.6%まで上昇する見込みである。2026年には、政治および財政面の不確実性が低下し、貿易摩擦が緩和することを前提に、フランスの経済環境は、世界と欧州の経済状況の改善、ドイツの景気刺激策が国防およびインフラへの投資に与える影響、低インフレおよび原油価格、ECBの利下げならびに未完の財政再建プロセスの恩恵を受ける。特に、ドイツの成長率は大幅に上方修正される可能性が高い。デジタル化、建設、軍備およびエネルギー効率の各部門が特に恩恵を受ける。

(注2) 2025年6月18日付経済レポート

しかし、2025年においてもフランスの家計の貯蓄率は、異例の高水準を維持すると予想される。2024年における18.2%に続き、18.4%まで上昇し、2026年には18.0%まで緩やかに低下する。この軌道は、失業率お

よび税金の予測可能な上昇の懸念と相まって、当年度の経済状況の悪化に起因するものである。同様に、様子見の姿勢、長期金利の高止まりおよび需要の低迷を受けて、非金融企業（非金融法人（NFC）および個人事業主（EI））は、2025年に投資をさらに減少させ、翌年にはわずかに回復するだろう。

フランスの長期金利は現在、欧州の格付体系において格下げされている

連邦準備制度理事会が前回据え置きしたにもかかわらず、ECBは9月までに預金ファシリティ金利をさらに25ベースポイント引き下げ、中立金利を下回る水準（9月11日時点の2.0%から1.75%）となる。ユーロが1.20ドルを超えて上昇するリスクがある場合には、2026年にこの水準を維持するために、12月18日に再び1.5%まで引き下げる可能性がある。実際、連邦準備制度理事会は、保護主義的措置に伴う米国におけるインフレリスクが実証されたため、9月以降に主要政策金利を、2025年末までに4.5%から3.75%へ、その後2026年末までに3.0%に引き下げることとなる。ECBのより緩和的な金融政策を正当化する理由としては、いくつかの複合的な要因が挙げられる。具体的には、特にサービス分野における継続的な価格抑制、OPECプラスが最近、その市場シェア低下を抑制すると決意したことによって強調された原油価格の低迷、輸入インフレを本質的に抑制するユーロ高および米国への輸出が困難になった代替先として欧州に大量流入する中国製品による「デイスインフレ」である。

また、10年物OATは過去に比べてより高いリスクプレミアムを負担し、ECBが政策金利の引下げを続けているにもかかわらず、低下すべきではない。10年物OATの年平均は、2024年の3.00%に続き、2025年には約3.35%、その後は約3.65%となり、フランスの公的債務がさらに悪化するリスク（過剰な財政赤字是正手続、構造改革実施の政治的困難による公的支出の変動などの複数の要因）の制約下で、スプレッドは約70ベースポイントとなる。さらに、今後は債券発行が活発化する時期を迎えるため、公的および民間資本に対する需要全般が増加すると予想され、その結果、債務者との競争も激化する見込みである。これは大西洋の両側で中央銀行の貸借対照表の規模の縮小（「量的引締め」）が続くこと、特に欧州では、（国家インフラの近代化と国の防衛力強化のために12年間で少なくとも1,000十億ユーロの歴史的な復興計画が実施されることを踏まえると）ドイツの資金調達需要が増加することにも起因する。したがって、金利曲線の傾きは改善される。

ナティクシスの戦略計画および見通し

2024年6月、Groupe BPCEはその戦略計画であるVISION 2030年を発表した。2025年、ナティクスは、Groupe BPCEの成長および多様化の流れと完全に一致している戦略計画を引続き展開する。

2030年のGroupe BPCEおよびナティクシスの戦略計画に関する詳細については、Groupe BPCEのVISION 2030年戦略プロジェクトのウェブサイト（<https://www.groupebpce.com/le-groupe/plan-strategique/>）およびナティクシスの事業分野のウェブサイト（<https://natixis.groupebpce.com/fr/strategie/>）を参照のこと。

下記「2 事業等のリスク」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」も参照のこと。

(3) 対処すべき課題

下記「2 事業等のリスク」および「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - (3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

2 【事業等のリスク】

本項に含まれる将来予測に関する記述は、2025年上半期末現在の予測である。

(1) リスク要因

ナティクスがさらされているリスクの主な種類は、以下のとおりである。これらは現在、重要なリスクとして認識されており、ナティクスの見積りによると、ナティクスの業務の実行力に悪影響を及ぼす可能性がある。また、通常、これらのリスクは、ナティクスの健全性比率、純資産または純利益に与える可能性がある影響の観点から測定されている。ナティクスがさらされているリスクは、特に、マクロ経済上およびナティクスの業務環境の規制上の変更または戦略の実行および事業の実施に関するいくつかのリスク要因から発生する可能性がある。「目論見書3」として周知されている、2017年6月14日付規則（EU）第2017/1129号第16条（その後の改正を含む。）の規定に従って、ナティクスの事業特有のリスクは、以下の5つの主要なカテゴリーとして示される。

- ・ 信用リスクおよび取引相手方リスク
- ・ 金融リスク
- ・ 非金融リスク
- ・ 戦略および事業リスク
- ・ ナティクスが発行した有価証券の保有に関するリスク

以下のリスク要因の記載は、ナティクスの構造に基づいて評価される。リスク要因は、その重要性の評価、発生の確率および推定されるマイナスの影響の規模に基づいて提示されている。各カテゴリー内では、最も重要なリスク要因が前述の評価と一致する方法で記載されている。

信用リスクおよび取引相手方リスク

ナティクスは、信用リスクおよび取引相手方リスクにさらされており、リスク集中の結果としてかかるリスクが高まる可能性がある。

ナティクスは、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング（CIB）部門が主に行う金融商品の融資、ストラクチャリング、取引および決済・引渡の現在の活動を通じて、信用リスクおよび取引相手方リスクにさらされている。

信用リスクおよび取引相手方リスクは、ナティクスが認識する主要なリスクの1つであり、2025年6月30日現在のRWA合計の67%を示した。

参考までに、2025年6月30日現在、ナティクスの信用リスクおよび取引相手方リスクのエクスポージャー（CVAを除くデフォルト時エクスポージャー）は合計で379.2十億ユーロとなり、主に銀行および類似機関（41%）、企業（30%）ならびにソブリン（4%）に分かれていた。

特定の経済部門に対する重大なエクスポージャーのリスクを軽減するため、当行は、ポートフォリオを多様化し、部門の集中度を注意深く監視することを目的とした、厳密な部門別リスク管理政策を実施している。ナティクスの信用リスク政策もまた、ポートフォリオの多様化を確保し、複数のサブリミットに分割された全体的なリミットを含む、現行の量的枠組を通じた集中度の監視に貢献している。リスク政策は定期的に見直され、必要に応じて早期に全体的または部分的に改定することができる。事業分野および/または商品に関する政策があり、主要な経済部門別のエクスポージャーを管理する「包括的」政策により監視されている。この政策は、部門集中のリスクを運用レベルで監視することを目的としている。

この枠組は、エクスポージャー/RWAおよび過去の活動の観点から、ナティクスの9つの主要な部門（石油・ガス、商品取引事業者、不動産、電気、航空、通信・IT、公益事業、金属・鋳業、保健・薬局）に焦点を当て、これらの活動のそれぞれについて9つの特定のグローバルな部門別の限度枠を導入している。

1または複数の取引相手方が契約上の義務を履行できない場合、ナティクスは、当該取引相手方へのエクスポージャーの集中度合いにより、様々な程度の財務損失を被る可能性がある。さらに、単一のグループもしくは単一の事業部門に属する取引相手方の格付もしくは債務不履行状態が著しく悪化した場合、または国の経済状況が悪化した場合にナティクスの信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性がある。信用リスクは、レバレッジド・ファイナンス取引においても増加する可能性がある。

また、ナティクスが金融商品の融資、ストラクチャリング、取引および決済・引渡活動を実行できるかどうかは、特に、その他の銀行および市場参加者の安定性ならびに財務の健全性などの要因に左右される。これは、銀行が、主にそれらの取引、決済および融資業務により、相互に密接に関連しているためである。金融業界市場の1人または複数の参加者の不履行または予想される潜在的な不履行が、これが正当であるか否かにかかわらず、その他の銀行に影響を与える可能性があり、かかる市場においてその他の参加者による不履行の連鎖を招きかつ市場の流動性にマイナスの影響を及ぼし、これによりナティクスのリスク費用、業績および財政状態に重大な悪影響を与える可能性がある。

ナティクスの減損または予想信用損失引当金の大幅な増加は、ナティクスの純利益および財政状態に悪影響を与える可能性がある。

ナティクスは、その活動の一環として、また必要に応じて、不良債権の引当金を認識し、損益計算書上の「リスク費用」に記録された貸付金および債権のポートフォリオに関する実際の損失または潜在的損失を反映している。

ナティクスはIFRS第9号（国際財務報告基準第9号）「金融商品」を適用しており、これにより、金融商品の当初認識時点から引当金を設定することが義務付けられる。この引当金のモデルは、所定の利益、貸出コミットメントおよび保証コミットメント（損益を通じて公正価値で認識されるものを除く。）ならびにリース債権に振り替えられる回収可能なその他の包括利益を通じて、償却原価または公正価値で認識される残高に適用される。

経済状況は、主に米国に起因する貿易摩擦に加え、多角的な地政学的緊張により、依然として高い不確実性に特徴付けられている。主要な政府機関および国際機関の予測によると、世界経済は引続き2つの大きな変化、すなわち、ユーロ圏の低い予想成長ならびに特に関税の賦課および輸入制限に特徴付けられる米国主導の貿易戦争に直面している。

このような背景から、2025年第2四半期（旧版は2024年12月付のものである。）に、楽観的、中庸的および悲観的の3つの範囲からなるIFRS第9号のシナリオが更新された。悲観的範囲には、一方では米国および欧州連合諸国、他方では中国の間の地政学的緊張という不利なシナリオが含まれている。このシナリオの基礎となるマクロ経済の変数の予測は、予測リスク・パラメーターの推定に用いられる。2025年6月30日現在、各地域で使用される加重は以下のとおりである。

- ・ フランスにおいては、30%が悲観シナリオ、35%が中庸シナリオ、35%が楽観シナリオである。
- ・ フランス以外の欧州においては、19%が悲観シナリオ、35%が中庸シナリオ、46%が楽観シナリオである。
- ・ 米国においては、14%が悲観シナリオ、50%が中庸シナリオ、36%が楽観シナリオである。

部門別の調整については、デフォルト確率（PD）は、6ヶ月から12ヶ月の期間における各部門の格付評価に基づき部門ごとに調整される。部門の将来予測加重平均PDは、移行マトリックスによって決定され、部門の予想格付に相当するPDと合致するように比較および調整が行われる。

かかる枠組の下、当初認識以降に信用リスクが大幅に増加していない正常債権（ステージ1）は、1年間の予想損失で引当金計上される。当初認識以降に信用リスクが大幅に増加しているものの、不良債権に分類されるには不十分な債権である不良債権（ステージ2）は、存続期間予想損失に基づいて引当金計上される。不良債権（ステージ3）は、減損の客観的証拠がある債権である。ナティクスは、個々の予想されるキャッシュ・フローの回復分析に基づき、これらのキャッシュ・フローが取引相手方の活動によるものか、または担保の潜在的な執行によるものかを問わず、不良債権の引当金を決定する。かかる個々の分析に従って減損されない不良債権は、引当金ではない債権に対する過去の偶発損失に基づいた定率で引当金計上される。

2025年6月30日現在、ナティクスのリスク費用は、マイナス124.5百万ユーロ（うちステージ1およびステージ2エクスポージャーの純引当金の戻入れは43.0百万ユーロ減、不良債権の純引当金の戻入れは81.4百万ユーロ減）となった。

2025年6月30日現在、顧客の不良債権は2,267百万ユーロとなり、40%はフランス、10%はフランス以外の欧州、25%は北米、10%はアジア、10%は中央およびラテンアメリカ、3%はアフリカ、2%は中東で構成されていた。

ナティクスの顧客への総貸付残高（買戻契約を除く。）に占める不良債権比率は2.9%（2024年12月31日現在は2.5%）であり、これらの不良債権の総合的なカバレッジ比率は42.0%（2024年12月31日現在は48.6%）であった。

ステージ1およびステージ2の債権に関する信用リスクの増加は、当初認識以降の取引相手方の格付変更（個人顧客、専門顧客、中小企業、大企業、銀行およびソブリン債の貸出金勘定）、警戒リストの監視、その耐久力、リスクにさらされている国の格付、期日が30日間を経過した1つまたは複数の貸付の存在、POCI（購入または組成した信用減損）の状況および現在までの格付（非常にリスクの高い格付とみなされる場合）を基準に測定される。

地政学的な不確実性により、ナティクスの取引相手方への影響を予測することが困難になっている。その結果、損失および引当金が大幅に増加し、ナティクスのリスク費用、純利益および財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

債権などの資産の流動性が低下した、または流動性がない場合、ナティクスがかかる資産を販売し、または組成することがさらに困難となり、その結果、ナティクスの純利益および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

ナティクスは、「販売に向けた組成」モデルに従い、特にシンジケーションや証券化を通じて後の段階での販売を目的として、特定の資産を組成または獲得する。

ナティクスの組成活動は、大企業向け融資ならびに専門金融および買収ファイナンスに大きく集中している。販売は主に銀行および銀行以外の金融機関に関連する。

ナティクスはまた、証券化ビークル（SPV、特別目的事業体/特別事業体）に対して様々な形のブリッジ・ファイナンスを提供している。このファイナンスにより、各SPVは、ウェアハウジング段階中に、金融資産（一般に債権）の一時的なポートフォリオを構築することができる。取引の終了時に、SPVは、投資家が引き受けた有価証券を発行することで資金を調達し、その手取金を、ウェアハウジング信用ファシリティの返済に充当する。この資金調達の結果は、暫定ポートフォリオの信用力およびこの種の商品（とりわけ、CLO（ローン担保証券）、RMBS（住宅ローン担保証券））に対する投資家の選好度合いの両方によって左右される。この点に関して、リスク選好枠組（RAF）には専用の制限が組み込まれている。

特にこれらの資産において、シンジケーション市場もしくは証券化市場での流動性が低下した場合、またはナティクスが販売できない、もしくはかかる資産の位置付けが低下した場合、予想された期間よりも長期にわたって、ナティクスは、かかる資産に関連した信用リスクおよび市場リスクをさらに抱える可能性がある。流通市場におけるかかる資産の流動性の欠如により、ナティクスは、組成活動を縮小しなければならない可能性があり、その結果、ナティクスの収益および顧客との関係に影響を及ぼし、ナティクスの業績および財政状態に悪影響を与える可能性がある。さらに、市況を考慮して、ナティクスは、その業績に悪影響を与えそうなこれらの資産について、評価調整額を計上しなければならない可能性がある。

ナティクスは、ナティクスが活動する地域および国における政治的、経済的、地政学的、社会的および財政的情勢の変化に関連したカントリーリスクにさらされている。

ナティクスは、世界規模で事業を展開しており、そのため、ナティクスが活動する地域および国における政治的、経済的、地政学的、社会的および財政的情勢の変化にさらされている。参考までに、2025年6月30日現在、信用リスクおよび取引相手方リスクの主なエクスポージャーのうち53%はフランスに集中し、フランス以外の欧州（EU域内および域外）は18%、北米は15%、アジアは10%を占めている。

これらのリスクを軽減するため、当行は、ポートフォリオを多様化し、国の集中度合いを注意深く監視することを目的とした厳格なカントリーリスク管理政策を実施している。

カントリーリスクは特に監視されており、信用供与および監視手続ならびに資産評価および引当において特に考慮される。国別のエクスポージャーを監視するための包括的政策も策定され、展開されている。しかし、ナティクスが活動する国または地域の政治的、地政学的、経済的、社会的および/または財政的環境が著しく悪化すると、ナティクスは、すでに財務諸表に計上されている金額を超える追加費用を計上したり、損失を認識したりすることを余儀なくされる可能性がある。特に、ナティクスは、経済協力開発機構（OECD）の非加盟国で活動する際にさらなるリスクにさらされており、政情不安、法律上および財政上の予

測不可能性、収用問題ならびに先進国の経済ではそれほど重要でないその他のリスクに関連する不確実性にさらされている。

2022年2月に始まったウクライナとロシア連邦の軍事紛争および中東における紛争は、これらの国におけるナティクスの活動に影響を及ぼす可能性が高い。ナティクスは、戦争行為の開始以降、ロシア企業への新たな融資および同国における商業活動をすべて停止している。2025年6月30日現在および2024年12月31日現在、ウクライナの取引相手方に対する追加的エクスポージャーおよび不良債権に分類されたロシアの取引相手方に対するエクスポージャーはなかった。融資保険の考慮前に、監視対象資産(S2)に分類されたその他のロシアの取引相手方は402.9百万ユーロ(2024年12月31日時点では426.7百万ユーロ)であり、2.2百万ユーロ(2024年12月31日現在では2.6百万ユーロ)で引当金計上された。

金融リスク

金融市場の悪化は、ナティクスの資本市場事業および資産運用事業に悪影響を与える可能性がある。

資本市場事業の一部として、また顧客のニーズに応えるため、ナティクスは金融市場、すなわち債券、外国為替、コモディティおよび株式市場で活動している。

近年、金融市場が激しく変動しており、これが繰り返されると、ナティクスの資本市場事業に損失が生じる可能性がある。

また、不確実な地政学的状況において、2025年上半期は、価格政策および中東における戦争に関連した不確実性を反映し、市場のボラティリティの大きさに特徴付けられた。しかし、基礎的な要因の大幅な悪化がなかったため、第2四半期には大半の主要な資産クラスがプラスのリターンを計上した。

2025年4月2日の「解放の日」に向けた米国の関税の発表は、世界中の市場で強い売り圧力を引き起こした。米国では、S&P500が翌週にかけて12%下落した一方、10年物米国債の利回りが4月4日から4月11日の間に50ベースポイント上昇した。この不安定な状況に対応して、米国政府は相互関税を90日間一時停止し、中国、欧州連合およびその他の貿易相手国との貿易交渉を開始した結果、リスク資産が急速に回復した。しかし、第2四半期に回復し、先進国市場の株式の全体的なリターンは11.6%に達したにもかかわらず、構造的な脆弱性の持続は依然として顕著である。実際、DXYが3ヶ月間で7.1%下落したように、米ドルは同期間中に下落し続けた。

欧州連合との間で関税協定が締結され、2025年8月1日から、欧州から米国へのほぼすべての輸出に15%の単一税率が適用される。この協定はまた、互恵的な分野別免除事項を規定しているが、該当製品リストの最終的な詳細は依然として議論中である。欧州におけるこの協定の受け止め方は様々である。一部の政府は、より厳しい関税引上げを回避するための現実的な妥協であると考える一方、成長を圧迫する非対称的な協定を非難する政府もある。この協定は一時的に貿易環境を安定させるものの、米国および欧州の双方における実際の経済効果は、まだ交渉されていない免除事項および特定の誓約事項の最終決定次第である。

さらに、イラン - イスラエル戦争は著しい地政学的変動を引き起こしたが、市場への影響は緩やかであった。OPECの増産発表により原油価格は抑制され、6月22日の米国の介入でプレント価格が一時的に1バレル当たり80ドルまで上昇するまで、若干の短期的変動はあったものの、原油価格は最終的に1バレル当たり68ドルで上半期を終えた。

世界的な信用スプレッドは、「解放の日」の関税発表を受けて縮小した後、元に戻り、4月よりも9ベースポイント縮小して上半期を終えた。

これらの潜在的な影響を抑制するため、ナティクスはポジションの管理において慎重なアプローチを採用した。ナティクスは、株式市場が下落した場合における極端なリスクヘッジ戦略を2021年1月以降導入し、継続している。資本市場事業に関する限り、ナティクスが運用するすべての資産クラス（株式、フィックスド・インカム、インフレ、債券、外国為替、コモディティ）のリスク要因は、トレーディング・デスクにより動的かつ継続的にカバーされ、慎重に管理されている。この文脈において、これらのリスク要因のいずれも、影響という点で他のリスク要因より突出していないことに留意することが重要である。リスク選好枠組は、市場リスクの慎重な日常的モニタリングの一環として、様々な要因を特定し管理することを可能にする。この枠組は、それぞれの事業に合わせて選択される1次および2次感応度を対象とする。信頼区間99%の1日後のバリュアットリスクやストレス・テストなどの総合的なリスク測定もこの枠組の不可欠な部分である（2024年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2) リスク管理 - (e) 市場リスク」を参照のこと。）。

ボラティリティの高い環境下では、資産の劣化につながる可能性のある市場の変動が長期化することで、かかる市場の活動レベルを圧迫し、または流動性の低下をもたらす可能性もある。このような状況では、ナティクスが損失を被る地位（適用ある場合。）を迅速に解消できない場合、ナティクスが大きな損失を受ける可能性がある。これは特に、構造的に流動性の低いナティクスの保有資産に当てはまる。証券取引所またはその他の規制市場で取引されていない資産（例えば、銀行間で店頭取引されている特定のデリバティブ）は、ナティクスが市場価格ではなくモデルを用いて評価している。このような状況において、これらの資産の価格変動を監視することが困難であることから、ナティクスは予想困難な損失を被る可能性がある。

2022年および2023年上半期に見られたような株式および債券の金融市場における別の低迷もまた、特に以下に対するマイナスの影響を通じて、資産運用事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・ Natixis Investment Managersのシード・マネー・ポートフォリオの評価。これはポートフォリオのヘッジ戦略により緩和されるであろう。
- ・ Natixis Investment Managersのスポンサーシップ・ポートフォリオにおける、不動産またはプライベート・エクイティの分野での実物資産の評価。これは実体経済およびマクロ経済のパラメーター（インフレ、金利など）に係る影響に起因する。
- ・ Natixis Investment Managersおよびその関係会社の運用資産額の水準および最終的には収益。これは、これらのファンドのオフリングにおける戦略が市場の変動に敏感なためである。

金融危機が生じるおよび/またはナティクスおよびGroupe BPCEの格付が引き下げられる場合、ナティクスによる特定の資金調達の利用が悪影響を受ける可能性があり、ナティクスの流動性および貸借対照表上の適切な資産・負債管理を確保する能力は、市況の悪化により影響を受ける可能性がある。

2011年以降、ナティクスの資金調達の構造は、ナティクスおよびBPCE間のジョイント・ファイナンス・プラットフォームに依存している。ナティクスは、ナティクスのバニラ債、公募債および私募債、BPCE S.A.の仲介を通じてGroupe BPCEから発行される優先および劣後サブファンドのための中長期的な資金調達を確保している。ナティクスは引続き、仕組み私募債による資金調達業務に関して、Groupe BPCEの中長期的な発行体である。

システミック事象（2008年および2011年の危機など）により特定の資金調達源が閉鎖された場合、または金融業界の1もしくは複数の関係者の不履行もしくは予想される潜在的な不履行（予想が正当であるか否かにかかわらず。）に関連した市場の混乱時に、Groupe BPCE、ナティクスおよび銀行業界が互いにリファイナンスする能力または実体経済に対しリファイナンスする能力が損なわれる可能性がある。

このような状況において、またはGroupe BPCEの信用格付が主要格付機関により引き下げられた場合、Groupe BPCEの流動性が悪化し、その結果としてナティクスの流動性も悪化する可能性があり、またそれらに相関する資金調達費用も悪影響を受け、金融市場契約に基づき追加の債務が生じる可能性もある。

ナティクスは、現金流入額および現金流出額の満期の不一致のリスク、金利指数リスクならびに構造的な外国為替リスクにさらされている。特に、特定の資産および負債の場合、現金流入額および現金流出額の日付は不確実であり、事象および市況に左右される。必要に応じて、その義務を遵守するための追加の資金調達および市場からの流動性支援が必要となる可能性がある。

この多因子性のエクスポージャーは、流動性危機のシナリオでは、体系的、特異的または複合的であるかを問わず、具体化する可能性があり、その強度は様々である。これは、危機シナリオなどの指標を用いて監視および定量化されており、危機ガバナンスを含むグループリスクシステムの一部としてのみ解釈することができる。この種のリスクに対処するため、ナティクスは、流動性、有価証券および緊急時計画を実行する能力で構成される、Groupe BPCEの準備金に寄与する流動性準備金を有している。

発行体の信用度変更によるナティクスが保有する有価証券の公正価値の変動は、ナティクスの株主資本およびナティクスの自己資本に悪影響を与える可能性がある。

このリスクは、その他の包括利益（OCI）において相殺され、公正価値でブルーデンシャル銀行勘定に計上される、ナティクスが保有する有価証券と関係している。ナティクスは、主に流動性バッファの管理の一部としてナティクスが保有する負債性金融商品を通じて、かかるリスクにさらされている。かかるリスクは、債務証券の発行体の信用度変更によって発生する金融資産価値の減少として現れる（CSRBB 銀行勘定の信用スプレッド・リスク）。

参考までに、2025年6月30日現在、ナティクスの流動性バッファにおけるCSRBBとして測定された価値変動のリスクは、246.6百万ユーロとなった（2024年12月31日現在は234.5百万ユーロ）。この増加は、主に期間中のナティクスの資産ポートフォリオの満期および配分プロファイル、ならびに程度は低いが残高のわずかな増加（0.11十億ユーロ増加して11.36十億ユーロとなった。）によるものであった。

危機の発生または再発は、信用スプレッドをさらに悪化させる可能性があり、その結果、ナティクシスの株主資本に悪影響を及ぼす可能性がある。

デリバティブのポートフォリオの公正価値には、ナティクシスの純利益および株主資本に影響を与える可能性がある評価調整が含まれる。

ナティクシスのデリバティブの公正価値は、以下を含む特定の追加調整を考慮することにより決定される。

- ・ 関連する取引相手方の期限の到来した支払いの不払いリスクに相当する信用リスクを、デリバティブの評価に含めることによる取引相手方の特性（CVA）
- ・ ナティクシスの取引相手方が負担する信用リスク（すなわち、格下げまたは債務不履行があった場合に、ナティクシスの取引相手方が被る潜在的損失）を無担保または担保が完全ではないヘッジ・デリバティブの負債の評価に含めることによる、ナティクス自身の信用スプレッドのリスク（債務評価調整（DVA））
- ・ マージンコールの資金調達またはリファイナンスに関連する費用および担保されたヘッジ・デリバティブに関連する将来のイニシャル・マージンに関連する費用を、無担保または担保が完全ではないヘッジ・デリバティブの評価に含めることによる流動性の費用（資金調達評価調整（FVA））
- ・ リファイナンスが必要な非標準担保（通常は債券の形で計上される。）からの追加費用または利益を評価に含めることによる担保の借換え費用（「担保評価調整」（「CoIVA」））

これらの損益計算書に計上された追加調整は、ナティクシスの銀行業務純利益および株主資本に直接的な影響を与える。さらに、これらの追加調整は大幅に変動する可能性があり、活動および財政状態に影響を及ぼし、その結果、ナティクスまたはそのデリバティブの公正価値に大きな悪影響を与える可能性がある。参考までに、2025年6月30日現在、損益計算書におけるCVA、DVA、FVAおよびCoIVAの変動はそれぞれ、プラス3百万ユーロ、プラス0.3百万ユーロ、プラス50.2百万ユーロおよびプラス15.7百万ユーロであった。

非金融リスク

ナティクスは、適用される法律および規制を遵守しない場合、ナティクシスの財政状態、事業およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼすであろう多額の罰金その他の司法処分、行政処分、仲裁処分および刑事処分（刑事罰を含む。）を科される可能性がある。

コンプライアンス・リスクは、国内外の法的小および規制条項、行動規範ならびに銀行事業特有のグッドプラクティスの基準を遵守しないことに起因する法律上、行政上または刑事上の処分のリスクとしてだけでなく、財務損失またはレピュテーションの毀損としても定義される。

銀行部門は、特に、金融市場および投資サービス・プロバイダーと顧客または投資家間の関係性を規制することを目的としたフランス国内外における部門規制の対象である。これらの規制は、ナティクシスの業務上の過程に重大な影響を及ぼす。さらに、銀行部門はまた、管轄の地方自治体および国際機関による専門的な監督対象である。

コンプライアンス・リスクは、例えば、銀行の商品およびサービスを宣伝および販売する不適切な手段の使用、潜在的な利益相反、機密情報もしくは内部情報の開示における不適切な管理または特に金融セキュリティ（マネーロンダリング防止、テロリズムへの資金提供の防止、禁輸措置の遵守、不正防止および汚職防止）に関する新たな顧客もしくは仕入先のデューデリジェンス手続の不遵守を含む。

ナティクスにおいて、コンプライアンス部門は、コンプライアンス・リスク防止および軽減を監視する（2024年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2) リスク管理 - (h) コンプライアンス・リスク」を参照のこと。）。ナティクスは、それでもなお、ナティクシスの財政状態、事業およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある規制当局または監督当局により科せられる罰金その他の主要な制裁ならびに民事訴訟、仲裁訴訟または刑事訴訟のリスクに引続きさらされている。

事業の過程で、ナティクスは、従業員、サービス・プロバイダー、仕入先もしくは第三者の非倫理的または違法な活動もしくは行動にさらされており、これによりナティクスのレピュテーションが損なわれ、制裁措置が課されるおそれがあり、その財政状態および事業見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

ナティクスのレピュテーションは、関係を築き、顧客ロイヤルティを構築する上で重要である。その商品およびサービスの宣伝および販売にあたって不適切な手段を使用すること、潜在的な利益相反の不適切な管理、法律および規制要件、倫理規定、汚職およびマネーロンダリングに関する法、経済制裁の国際決定、情報セキュリティポリシーならびに販売および取引慣行の不遵守により、ナティクスおよびGroupe BPCEのレピュテーションが損なわれるおそれがある。

ナティクスの従業員またはサービス・プロバイダーによる不適切な行為、ナティクスのコミュニケーションおよび情報システムが対象となる可能性のあるサイバー犯罪もしくはサイバーテロ、ナティクスがさらされる可能性のある詐欺、横領その他の不正行為、または潜在的に不利な結果をもたらす裁判所の判決もしくは規制措置もレピュテーションを毀損するおそれがある。

全従業員に適用されるナティクスの行動規範は、ナティクスで施行される行動の一般原則をまとめており、全従業員に向けて、責務および責任の遂行にあたって求められる行動に関するガイドラインを設けている。

また、ナティクスは、その仕入先および請負業者に対して、行動規範の基本原則に従うよう求めている。

かかる行動規範を日々実行するため、ナティクスは、専門委員会（グローバル文化および行動委員会）との行動枠組および研修プログラムを設けた。

しかしながら、行動枠組を適用したにもかかわらず、ナティクスは従業員、仕入先および請負業者が汚職もしくは不正行為に関する法および規定を遵守しない、または金融セキュリティ要件もしくは市場統合要件を満たさない、非倫理的または顧客にとって好ましくない活動または行動を取る可能性にさらされている。

かかる活動または行動がナティクスに悪影響を与え、ナティクスのレピュテーションを毀損し、ナティクス、その従業員またはその株主が刑事罰、行政処分または民事制裁を科される可能性があり、これによりナティクスの財政状態および事業見通しが悪影響を受ける可能性がある。

オペレーション上の失敗、すなわちナティクスの第三者パートナーの情報システムの中断もしくは故障、またはナティクスの情報システムの毀損により、損失およびレピュテーションの毀損が発生する可能性がある。

ナティクスは、数種類のオペレーショナル・リスクにさらされている。これらのリスクには、過程および手続上の欠点、（外部および内部の）不正行為、システムの故障または利用不能ならびにサイバー犯罪が含まれる。

事業の性質により、ナティクスは、その業務に大量の取引を処理することが要求され、その一部はより複雑化しているため、通信および情報システムに大きく依存している。ナティクスは、データ交換の品質を最優先事項としているが、かかる通信および情報システムの運転停止、中断または故障は、顧客関係管理、総勘定元帳、預金および貸付取引処理またはリスク管理に使用するシステムの不具合または中断を引き起こす可能性がある。相互接続性が増大する限り、ナティクスは、清算機関、外国為替市場、クリアリングハウス、保管機関その他の金融仲介機関または外部のサービス・プロバイダーの破綻または運営上の失敗のリスクにさらされる。その他のコントロール機能と同様に、ナティクスのオペレーショナル・リスクの機能は、外注業務についてEBAの規制に一致したGroupe BPCEのコンプライアンス・プログラムの一環として、仕入先由来のリスクの評価に貢献している。

ナティクスはまた、サイバー犯罪リスクにもさらされている。サイバー犯罪は、会社、従業員、パートナー、顧客および取引相手方に重大な損失を被らせることを目的とし、データ（個人情報、銀行情報、保険情報、技術情報または戦略情報）、プロセスおよびユーザーにアクセスするため、より高度な説得を実現するための人工知能に基づくものを含むデジタル上での様々な不当および/または不正な行為を犯すことを指す。あらゆる会社（特に銀行部門）の財務およびレピュテーションに重大な影響を与える可能性のある複雑かつ進化する脅威に、会社のデータ資産はさらされている。サイバー攻撃を行う犯罪組織の巧妙化が進み、

規制当局および監督当局は情報通信技術（ICT）リスク管理の重要性を強調し始めている。サイバー犯罪のリスク防止はナティクスにとって最優先事項であるため、ナティクスは、その情報システム（IS）部門とテクノロジー・リスク管理部門間の連携を通じて、かかる当局が策定したガイドラインの実施に取り組んでいる。これにより、特に情報システム・セキュリティに関するリスクの解析が進み、全従業員のISセキュリティ問題に関する認識を向上させる広範囲にわたるキャンペーンが実施された。

2025年上半期中、サイバー犯罪関連の事件は、ナティクスの財政状態またはレピュテーションに重大な悪影響を与えなかった。しかし、サイバー攻撃は絶えず進化しますます高度になっており、地政学上の展開を考慮して、上記の方策は、将来ナティクス、その従業員、パートナーおよび顧客を完全に保護するためには十分でないおそれがある。かかる攻撃の発生は、ナティクスの顧客サービスを妨害する可能性があり、機密情報の書換えもしくは暴露または事業中断および（さらに広く見れば）ナティクスの事業、財政状態およびレピュテーションに悪影響を与える可能性がある。

オペレーション上の問題は、テロ攻撃、自然災害または重大な健康危機などの不測の事態または壊滅的な事象の結果としても発生する可能性がある。この種の事象に対処するため、ナティクスは事業継続計画（BCP）ならびに組織における運用面および技術面の強靱性を保証することを目的としたテクノロジー・リスク管理枠組を含むそのセキュリティ・ネットワークに依拠している。この枠組は、最近の危機管理における有効性を実証している。

ナティクスは、通信および情報システムの中断、障害または情報システムの侵害の発生防止に努めており、特に第三者のシステムのための統制枠組を導入している。しかしながら上記事象の例外的な発生により、事業の損失、その他の損失および追加的費用が発生し、ナティクスのレピュテーションを毀損する可能性がある。

ナティクスのレピュテーションの毀損は、ナティクスの競争優位性に影響を及ぼし、財政状態に悪影響を与える可能性がある。

ナティクスのレピュテーションは、事業を行う上で極めて重要である。現在のナティクスのレピュテーションのおかげで、ナティクスは、顧客、従業員、仕入先、パートナーおよび投資家との信頼関係を維持することができる。

本項に記載された1つまたは複数のリスクが発生した場合、発生した回数にかかわらず、透明性の欠如またはコミュニケーション・エラーによりナティクスのレピュテーションが損なわれる可能性がある。今日、ソーシャル・メディアの利用が拡大することで、レピュテーション・リスクがより高まっている。レピュテーション・リスクそのもののマイナスの影響に加えて、ナティクスのレピュテーションの毀損が事業の損失を引き起こし、またはその競争優位性に影響を及ぼして、ナティクスの財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

資産運用事業の特定の事例においては、レピュテーション・リスクおよび関連する潜在的な損失は、投資の一連の行為（投資が関係会社による各種投資ファンドの運用のレベルにあるか、Natixis Investment Managersおよび/またはナティクスによる直接投資（すなわち、外部買収、シード・マネーおよびスポンサーシップ事業）を通じたものかを問わない。）の様々な側面と密接に関係している。ナティクス、Groupe BPCEまたはその他の関係会社のレピュテーションに影響を及ぼすコンフィデンス・ショックの発生は、ファンドからの資金流出、運用資産の減少およびその結果としての事業収益の減少につながる可能性がある。

戦略および事業リスク

厳しい市場または経済状況は、ナティクシスの収益性および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

資産運用およびウェルス・マネジメントならびにコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング事業は、金融市場の変化ならびに一般的にはフランス、欧州および世界の経済状況における変化に敏感である。

結果として、ナティクスは以下のリスクに直面している。

- ・ ナティクスが事業を行う主要な市場は、世界的な貿易の変化（特にコモディティおよびエネルギーの価格変動ならびに世界のサプライチェーンの逼迫）、特に関税の賦課および輸入制限により特徴付けられる米国が仕掛けた貿易戦争、地政学的状況の変化（特にウクライナおよびロシア連邦の間で続く紛争、中東の軍事紛争ならびに紅海における緊張に関連するもの）、国内情勢、フランスのソブリン格付またはその他のあらゆる種類の不確実性により影響を受ける可能性がある。
- ・ 不利な経済状況がナティクシスの顧客の事業および運営に対して影響を及ぼし、貸付金および売掛金のデフォルト率の上昇ならびに不良債権のための引当金の増加につながる可能性がある。これらの引当金または計上された引当金を超える実現損失の著しい増加により、ナティクシスの業績および財政状態は悪影響を受ける可能性がある。
- ・ インフレが進行するマクロ経済状況下において、中央銀行の超緩和的な金融政策の終了により、金利は2022年および2023年に上昇し、そして2024年以降は徐々に低下した。中央銀行、特にECBによる調整不十分な金融引締めから潜在的に生じる可能性のある景気後退のリスクに加え、望ましくないソブリン・スプレッドの拡大に起因するユーロ圏の異なる加盟国のソブリン債間での裁定取引リスクもありうる。ECBは、2022年に分断を防ぐ措置を導入したが、これが実施されなければ2011年のソブリン債務危機の再来につながる可能性がある。
- ・ 債券、株主資本またはコモディティ市場での価格の下落は、これらの市場における事業量を低下させ、ナティクシスの収益にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 様々な資産クラスの市場価格の下落により、特にマネジメント・フィーが課される資産の減少により、Natixis Investment Managersの運用会社の業績に悪影響を与える可能性がある。
- ・ 実際のまたは予想された不利な経済状況に応じて採用されたマクロ経済方針は、意図しない影響を有する可能性があり、金利および外国為替レートなどの市場パラメーターに悪影響を及ぼすことがある。これにより、最も市場リスクにさらされているナティクシスの業績にも影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 把握された良好な経済状況は、一般的にまたは特定の事業部門において、基礎となる原資産のなす実際の価値と相互関係のない資産価格バブルを引き起こす可能性がある。これは同様に状況が不利に傾いた際の反落の悪影響を悪化させ、ナティクシスの事業に損失を与える可能性がある。
- ・ 著しい経済的混乱（2008年の金融危機、2011年の欧州のソブリン債務危機、2020年のCOVID-19危機、2022年以降のウクライナとロシア連邦の軍事紛争および中東の軍事紛争、過剰な財政赤字またはフランスのソブリン格付の大幅な格下げ等）は、特に、その混乱が、ナティクスへの融資および一定のクラスの資産の予想された市場評価価格での売却を困難にさせる、または極端な場合、そのすべての資産の売却さえ不能にさせる市場流動性の欠如によるものである場合、ナティクシスのすべての事業に対して厳しい悪影響を与える可能性がある。
- ・ 金利の上昇または低下は、金利リスクに対する感応度が限定的なナティクシスの事業にわずかな影響しか与えない見込みである。参考までに、2025年6月30日現在、2022年10月の最新のガイドラインにおいてEBAにより定義される6つの規制上のストレス・シナリオに従った平行的な推移（規制フロア）に対するナティクシスの連結範囲内の主要な事業体の経済価値の感応度は、マイナス64百万ユーロ未満（すなわちナティクシスのTier 1資本の0.5%未満の影響）となった（上方および下方ショックの結果の非対称性は、EBAのクロス・カレンシー集計規則の適用に関連している）。しかし、金利変動がGroupe BPCEの他の事業（特にリテール・バンキングおよび個人向け保険）に及ぼす影響は、ナティクスに割り当てられる資金に不利な結果をもたらす、ナティクシスの事業、業績および資金比率の管理に影響を及ぼす可能性がある。

戦略計画の目標の一部は達成できない可能性があり、これによりナティクシスの事業、財政状態および業績が潜在的に重大な影響を受ける可能性がある。

2024年6月、Groupe BPCEは、その戦略計画VISION 2030年を提示した。このプロジェクトは、2030年を目標とする当行グループおよびその事業分野の主要な戦略的優先事項の概要を示し、2026年の商業、財務および非財務目標を伴っている。ナティクスコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング (Natixis CIB) ならびにNatixis Investment Managers (Natixis IM) は、Groupe BPCEの戦略計画、特に多角的な成長という目標に全面的に貢献している。

人材に牽引され、Natixis CIBは、多角的な成長、転換の中心でのポジショニングおよび適合モデルを通じて、重要な専門分野で世界的なリーダーとなることを目指している。この目標は、以下の分野の発展に基づいている。

- ・ 特に、顧客のニーズをより良く満たすためのカバレッジ、アドバイザーおよびM&A業務の強化、ならびに、特に北米、アジア太平洋および中東を中心とした国際展開の加速による重要な専門分野において、世界的なリーダーの一員として地位を確立するためのフランチャイズの持続的な成長
- ・ 戦略的対話およびESGアドバイザー・サービスの展開により、転換の中心に位置づける。
- ・ 特にインフラにおいて、組成能力の強化を可能にする、販売の増加による「販売に向けた組成」モデルの拡大

Natixis IMの2030年の目標は、顧客のニーズをすべて満たすように設計された積極的かつ確信に基づく投資戦略およびソリューションを提供し、顧客の好ましいパートナーとなることである。この目標は、以下の分野の発展に基づいている。

- ・ 販売プラットフォームの強化を継続することにより、適合販売モデルによってリーチを拡大させた。
- ・ 個人資産プラットフォームの開発を含む、顧客の目標に合ったアクティブな投資戦略とソリューションの範囲の拡大
- ・ 特に、保険等のキャプティブ資産の管理ノウハウを拡大することを可能にする新たなパートナーシップを構築することにより、各戦略的専門分野でクリティカルマスを達成した。
- ・ 組織の簡素化、インフラの産業化および新技術への多大な投資による業務効率の向上

これらの発展に係る優先事項を達成できない場合、もしくは誤って実行した場合、戦略計画で定義されているように、ナティクシスの財務軌道にマイナスの影響を及ぼす可能性ならびに/またはナティクスおよびその事業分野のレピュテーション・リスクにつながる可能性がある。

特にモデルの使用に基づいたナティクシスのリスク測定枠組の機能不全時には、ナティクスは未確認または予期せぬリスクにさらされる可能性があり、これによりナティクシスの業績および財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

モデルの使用に基づいたナティクシスのリスク測定枠組は機能しなくなるおそれがあり、ナティクスを未確認または予期せぬリスクにさらすことで、大きな損失につながる可能性がある。

モデルに頼ることが多いリスク管理技術は、特定の種類のリスクに対して不十分であることが明らかになる可能性がある。例えば、ナティクスがリスク管理に使用する格付またはVaRの測定モデル (2024年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2) リスク管理 - (e) 市場リスク - 市場リスクの測定方法」に定義される。) のいくつかは、過去の市場行動の観測に基づいている。その後、ナティクスは、そのリスク・エクスポージャーを数量化するため、主にこれらの観測について統計的な分析を実行する (リスク管理枠組の詳細については、2024年度有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第3 事業の状況 - 3 事業等のリスク - (2) リスク管理 - (e) 市場リスク - 定量的市場リスクの測定データ」を参照のこと。)。使用される測定基準およびツールは、ナティクスが自身の統計モデルにおいて予測しない、正確に評価しないもしくは考慮しない可能性があるという要因の結果として、または予期していなかった前例のない市場動向を要因として、将来のリスク・エクスポージャーに関する不正確な結論を生じさせる可能性がある。このため、ナティクシスのリスク管理能力が低下する可能性がある。

さらに、ナティクスの数量的モデルは、すべてのリスクを考慮するものではない。特定のリスクは定性的な分析の対象となるが、これが不適切であることが判明し、ナティクスを予期せぬ損失にさらす可能性がある。

ナティクスは、買収またはジョイントベンチャーについては、ナティクスの対外的な拡大方針を実装しかつ新しい事業体を統合する上で困難に直面する可能性があり、これによりナティクスの収益性に悪影響が及んだり、損失を被ったり、またはそのレピュテーションが毀損される可能性がある。

ナティクスは、対外的な拡大またはパートナーシップの機会を検討する可能性がある。ナティクスは、買収する企業または参加予定のジョイントベンチャーの綿密な分析を行う予定であるが、一般的にはこれらを徹底的に評価することは不可能である。結果として、ナティクスは当初は予想していなかったコミットメントを負担しなければならない、またはリスクを負う可能性がある。同様に、買収した企業またはジョイントベンチャーの実際の業績が期待外れであることが判明する可能性、予想したシナジーの全部もしくは一部が達成されない可能性、または費用が予想以上に著しくかさむ可能性がある。ナティクスはまた、予想を上回る統合費用等、新しい事業体を統合するにあたって困難に直面する可能性もある。発表した対外的な拡大への活動の失敗または新しい事業体もしくはジョイントベンチャーの統合は、ナティクスの収益に重大な影響を及ぼす可能性がある。

特に、これらの対外的な拡大に向けた取引の期間中ののれんの計上は、収益の悪化が継続しているときの（定期考査の間の）財務諸表上の減損または売却時の損失の計上につながる可能性がある。2025年6月末現在、ナティクスののれんは3.272十億ユーロであり、そのうちコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングは141百万ユーロならびに資産運用およびウェルス・マネジメントは3.131十億ユーロであった。ジョイントベンチャーの場合は、ナティクスの管理が及ばないシステム、統制および人材に依存している限り、ナティクスは追加のリスクおよび不確実性にさらされ、またこのために、責任を負い、損失を被りまたはレピュテーションが悪化する可能性がある。さらに、ジョイントベンチャーにおけるナティクスとパートナー間の対立または意見の不一致は、ジョイントベンチャーの一部として追及される利益にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

また、対外的な拡大に伴う取引に関連する訴訟が生じる可能性があり、訴訟により統合プロセス、財務上の利益または期待されるシナジー効果に不利な影響が生じる可能性がある。

気候リスクおよび環境リスクの物理的要素および移行的要素ならびにそれらが経済プレーヤーへ及ぼす影響は、ナティクスの事業、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

気候リスクおよび環境リスクとは、気候変動および環境悪化の財務・非財務的影響をいう。これらのリスクには、直接的なもの（すなわち銀行自体の営業に関連するもの）および間接的なもの（すなわち銀行の顧客および取引相手方に関するもの）があり得る。これらは、事業経営の一環として通常監視されるリスク（信用リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスク等）を悪化させる要因であり、また、ナティクスにレピュテーション・リスクをもたらす可能性もある。

気候リスクおよび環境リスクについては、物理的リスクと移行リスクとを区別すべきである。

- 物理的リスクは、異常気象事象（熱波、地滑り、洪水、遅霜、火災および暴風雨、または水質、土壌および大気の汚染、または水不足等）（異常気象の深刻度および頻度は気候変動により増大する。）のみならず気候または環境の長期にわたる緩やかな変化（降水率の変化、海水位および平均気温の上昇、または生物多様性の喪失および天然資源の枯渇等）により発生する経済コストに相当する。これらのリスクは、経済プレーヤーの活動に直接的影響（資産の損害および入手難、流通および供給能力の障害等）またはマクロ経済環境を通じての間接的影響（生産性の低下、地域の経済的魅力的減少等）を及ぼし、財政状態を悪化させ、経済資産の評価額を低下させる可能性がある。
- 移行リスクは、より持続可能かつ低炭素型経済への移行の結果起こり得る規制の変更、技術の躍進、または利害関係者（顧客、従業員、市民社会等）の予想に変化をもたらす社会・人口動態の変化に関連する。これらの変化は、ビジネスモデルの全部または一部に疑問を投げかけ、経済プレーヤーに多大の投資の必要性をもたらす可能性がある。また、これらの変化は、移行の目的に合致しない経済資産の評価額の損失をもたらす、事業部門の次元でマクロ経済に影響を及ぼす可能性もある。

気候リスクおよび環境リスク（物理的リスクまたは移行リスク）が取引相手方に及ぼす影響は、財務に関連するリスクの増大を通じて、ナティクスに財務損失をもたらすおそれがある。また、ナティクスは、気候リスクおよび環境リスクのリスク要因に関連するオペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスク、コンプライアンス・リスクまたは法的リスクへのエクスポージャーが増大するために財務損失を被る可能性もある。

法規制の動向は、ナティクスおよびナティクスが活動する環境に重大な影響を及ぼす可能性がある。

法律および規制は急速かつ継続的に進化している。こうした変化により、ナティクスはその事業の適応を余儀なくされる可能性があり、これによりナティクスの業績および財政状態が影響を受ける可能性がある（資本の増加または総資金調達費用の増加など）。

かかる方策のうち、適用された、または適用される可能性があるものは、すべてを網羅してはいないものの、いくつかは以下のとおりである。

- ・ 特定の種類の商品または事業の禁止または制限。これにより、ナティクスの収益源の多様性が部分的に影響を受ける。
- ・ 内部統制の要件の強化。これにより、リスクの監視およびコンプライアンスの目的のために人材および技術資源への多大な投資が必要となる可能性がある。
- ・ 資本要件の枠組の修正および内部計算モデルへの投資の必要性。例えば、欧州におけるバーゼル規制に関する変更（特に改訂されたバーゼル3）により、特定の業務のリスク加重資産の計算モデルまたは流動性比率の見直しにつながる可能性がある。この改革は、一部の例外を除き、2025年1月1日から適用されている改正欧州立法コーパスCRR（規則（EU）第575/2013号）で実施される。
- ・ 欧州委員会が提案したベンチマーク規制（2016年6月8日付規則（EU）第2016/1011号。2025年5月7日付規則（EU）第2025/914号により改正）を変更し、適用範囲および負担を変更する可能性がある。
- ・ 特に持続可能な開発および低炭素経済への移行に関連して、環境、社会およびガバナンスのリスクを特定、測定かつ管理するための新たな規範的規定の導入（例えば金融商品規制の改正、情報開示要件の強化）
- ・ 個人データ保護およびサイバー・レジリエンス要件の強化。特に2025年1月17日からすべてのEU加盟国において適用されているDORAパッケージ（デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法、規則（EU）第2022/2554号）の適用を通じて行う。
- ・ 2027年12月11日から適用されるサイバー・レジリエンス法（規則（EU）第2024/2847号）によりサイバー・レジリエンス要件を強化し、接続されたデジタル製品にセキュリティ要件を課す。
- ・ フランスのグリーン産業法（2023年10月23日付第2023-973号）の要件を実施するグリーン産業
- ・ リスク管理および監督上の検証・評価プロセス（SREP）における環境、社会およびガバナンス・リスクの考慮の改善。すなわち、欧州企業のサステナビリティ報告および情報開示義務を簡素化することを目的とした欧州の規制規定、注意義務に関するCSRD（企業サステナビリティ報告指令）およびCSDDD（コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令）を改正するオムニバス指令案、EUタクソノミー、SFDR（サステナブル・ファイナンス開示規制）の改正
- ・ 特に2023年4月18日に公表された欧州委員会の提案に従った、銀行危機管理および預金保証枠組（CMDI）の強化。欧州議会の本会議によって2024年4月に採択されたこの提案により、預金保証・破綻処理基金のより広範な利用につながり、当行グループの預金保証・破綻処理基金への拠出が増加する可能性がある。2025年6月25日、欧州連合の理事会および議会は、この提案について政治的合意に達したと発表した。これはまだ技術的なレベルで最終調整が必要であり、その後理事会と議会によって正式に採択される。
- ・ EMIR規制の見直し（2024年12月4日にEU官報において本文が公表された、「EMIR3.0」の見直し。すなわち、2024年11月27日の欧州議会および欧州理事会の規則第2024/2987号（2024年12月24日に施行された。）ならびに2024年11月27日の指令第2024/2994号（2026年6月25日までの国内法化が必要とされる。））の一環として、新たな義務を導入。特に、欧州の経済プレーヤー金融機関が顧客に対して求める情報要件、株式オプション制度およびEUのクリアリングハウスにおける活動口座の資金調達に関する要件の較正である。

- ・ リスク保有要件を明確化し、EUにおける好調、安全かつ健全な証券化市場の発展に貢献するための、EBAにより公表された規制技術基準（RTS）の実施（2022年4月12日にEBAが公表）
- ・ 金融商品市場指令および金融商品市場規則の本文の改正に起因する新たな規定の適用。すなわち、第2次金融商品市場指令を改正する指令第2024/790号（2025年9月29日までの国内法化が必要とされる。）および金融商品市場規則を改正する規則第2024/791号（2024年3月28日に施行された。）
- ・ 特に2023年5月24日に欧州委員会により発表された一般投資家の利益の優先および資本市場同盟に対する信頼の強化を目的とした一般投資家向け戦略を通じた、一般投資家の保護の強化
- ・ 暗号資産の出現、中央銀行のデジタル通貨に関する議論およびロボット化に関連する、または決済サービスおよびフィンテックにおける技術開発に起因するデジタル化および技術革新についての規制の変更、創設または強化
- ・ 人工知能の利用の規制（特に、すべての経済分野に適用される人工知能システムに関する規則を定めた、人工知能に関する2024年6月13日の欧州議会および欧州理事会の規則（EU）第2024/1689号（AI法）が2024年7月12日にEU官報において公表されたことによるものである。）かかるAI法に関する規則は、2024年8月1日の施行から24ヶ月後に全面適用される。例外として、禁止される人工知能システムの禁止は施行から6ヶ月後に適用され、汎用目的型人工知能に関する義務は施行から12ヶ月後に施行される。
- ・ 特に一般投資家向け戦略における仲介機能の流れに沿った銀行モデルへの転換および決済サービス指令2（PSD2）といった欧州の「オープンバンキング」または「オープンファイナンス」を目指した主導権競争の激化
- ・ 銀行に対して、欧州の銀行システムの安定性を保証するため、ならびに公共財政および実体経済に対する銀行破産の影響を限定的にするための多大な財政貢献の要求
- ・ 欧州レベルでの金融取引税の導入
- ・ 指令、銀行に直接適用される規則ならびに新しい欧州のマネーロンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CTF）の監督機関の構築から構成される、2024年5月31日の欧州AMLパッケージの導入に従った新しい義務の負担

また、ナティクスは、その様々な管轄区域において、複雑かつ変化に富んだ税制に従っている。適用ある税制の変更、かかる変更の解釈についての不確実性またはそれらの影響により、ナティクスの事業、財政状態、費用および業績は悪影響を受ける可能性がある。

この法的および規制環境の変化の中で、これらの新たな措置がナティクスに対してどのような影響を及ぼすか予想することは困難である。さらにナティクスは、プログラムを更新または開発してこれらの新たな法的処置および規制措置に対処するため、またはそれに対応し、もしくはそれに備えて、情報システムを更新および開発するための膨大な費用を被り、かつ今後も被る可能性がある。かかる施策にもかかわらず、ナティクスはまた、すべての適用ある法律および規制を完全に遵守することができない可能性があり、ナティクスは罰金または行政処分を受ける可能性がある。

ナティクスが適任の従業員を惹きつけ、定着させられるかは、事業の成功において極めて重要であり、そのいかなる失敗も業績および財政状態を著しく悪化させるおそれがある。

2025年6月30日現在、ナティクスは、世界中で14,986名の（有期および無期雇用契約の）従業員（金融投資を除く。）を雇用しており、その所在地は、49.1%がフランス、22.3%がEMEA地域、20.4%が南北アメリカ大陸および8.2%がアジア太平洋である。勤労学生およびVIE従業員を含めると、ナティクスは合計15,724名の従業員を擁している。ナティクスの業績は、これらの人々に密接に結びついている。実際にナティクスの事業モデルは、適任の従業員の雇用を要する専門事業分野に基づいている。さらに、2008年の金融危機に関連するより厳しい規制要件により、ひっ迫した求人市場（希少性かつモバイルプロファイル）を利用する必要のある専門分野において、ナティクスの事業部門の規制に対する強化および規制への対応を行う必要が生じた。ナティクスの成功は、経営陣、リーダーまたは従業員となる主要な人々を定着させる能力ならびに継続して適任の専門家を強く惹きつける能力に部分的に依拠している。高い労働移動率または人材の流出は、ナティクスの重要分野におけるスキルおよびノウハウに影響を与えるおそれがあり、ナティクスの事業の見通しが縮小して財政状態に影響を及ぼす可能性がある。

また、金融部門は、従業員の報酬政策、特に変動報酬の決定方法および支払方法に関する特定の規制上の枠組の対象となっている。世界中に適用されるこれらの規制は、ナティクスの人材を惹きつけかつ定着させる能力を制約する可能性がある。銀行の業務の開始および遂行ならびに銀行および投資会社の健全な監督についての2013年6月26日の欧州議会および理事会の指令2013/36/EU号（「CRD 4」）は、2014年から、欧州経済領域（「EEA」）の機関に適用され、またCRD 4を改正する2019年5月20日の欧州議会および理事会の指令2019/878/EU号（「CRD 5」）は、2021年1月から施行され、特に報酬についてその固定部分に関連して変動部分の上限ならびにかかる報酬の変動部分の繰延、条件付きおよび指数付き支払いを定めている。この制約により、特にEEA域外において、これらの規制要件の対象外である現地の競合他社に対峙した場合に、ナティクスの魅力的な報酬水準および構造を提供する能力、ひいては従業員を惹きつけかつ定着させる能力が低下する可能性がある。

2021年以降、ナティクスは、ハイブリッド・ワーキングを認める方針を導入している。例として、フランスでは、1ヶ月当たり最大10日のリモートワーク制度があり、これにより従業員は月平均で8日はリモートで仕事をしている。このハイブリッド・ワーキング・メソッドは、集団のパフォーマンスと魅力の両方を促進し、自律性を促進する柔軟な働き方を求める人材の採用と定着を可能にする。ナティクスが従業員の期待に応じてその組織を適応させることができなかつた場合、当行の従業員を定着させる能力、または新しい人材（特に高い経歴を有する人材）を惹きつける能力に影響を及ぼす可能性があり、また、彼らの満足度を低下させ、その結果サービスの質および業績に影響を及ぼす可能性がある。

ナティクスの有価証券の保有に関するリスク

Groupe BPCEが破綻処理手続を行う場合、ナティクスの証券保有者および特定のその他のナティクスの債権者は、損失を被る可能性がある。

信用金融機関および投資会社の再建ならびに破綻処理に関する枠組を設定するEU指令第2014/59号（「BRRD 1」）は、単一の破綻処理メカニズムおよび単一の銀行破綻処理基金に基づく信用金融機関の破綻処理に係る規則および統一的な手続を策定した2014年7月15日付EU規則第806/2014号の規定にフランス法を適応させた2015年8月20日付政令第2015-1024号により、フランス法として国内法化された。このBRRD 1は、金融システムに付随するシステムック・リスクに対処し、特に危機発生時の政府による財政的な介入を回避するため、破綻処理当局に「ベイルイン」の権限を与える単一の破綻処理メカニズムを設定することを主な目的としている。2019年5月20日付EU指令第2019/879号（以下「BRRD 2」といい、BRRD 1と併せて、以下「BRRD規則」と総称する。）はBRRD 1を改正し、2020年12月21日付政令第2020-1636号によりフランス法として国内法化された。特に、BRRD規則において規定された権限により、破綻処理当局は、BRRDの対象となる金融機関または金融機関が属するグループが債務不履行に陥り、または陥りそうになった場合、当該金融機関の有価証券および適格債務について、減額、消却または株式への転換を行うことができる。この「ベイルイン」のメカニズムの利用可能性に加え、BRRDは、破綻処理当局に対してより広範な権限を付与しており、破綻処理当局は特に、(1)事業体に対して、認可の条件を遵守し、市場から十分な信頼を得て承認された活動を継続するために、（必要な場合）当該事業体の法形式を変更することによって、当該事業体の資本を増強するよう強制することができ、また、(2)債権もしくは負債性金融商品の価値を低下させ、資本化のためにブリッジ機関に譲渡する目的で、もしくは事業売却の一環として債権もしくは負債性金融商品を持分証券に転換し、または資産運用ピークルに対して償還請求権を行使することができる。

2025年6月30日現在、ナティクスのCET 1資本（普通株式等Tier 1）は、予想される分配の純額で12.2十億ユーロ、Tier 1資本合計は14.3十億ユーロ、規制上のTier 2資本は3.1十億ユーロとなった。

BPCEに関連する機関として、つまりフランス通貨金融法典第L.511-31条の意味におけるGroupe BPCEの中央機関として、またすべてのGroupe BPCE関連会社および中央機関を結束する完全な法的連帯によって、BPCEおよびNatixis S.A.を含むGroupe BPCEのすべての関連会社が債務不履行に陥った場合にのみ、Natixis S.A.は破綻処理措置の対象になる可能性がある。Natixis S.A.を含むGroupe BPCE全体の財政状態が悪化した場合、または悪化しているようにみえた場合、BRRDが提供する破綻処理措置の実施が、Natixis S.A.が発行する有価証券の市場価値をより急速に下落させる可能性がある。

BPCEおよびNatixis S.A.を含むそのすべての関連会社が破綻処理手続の対象となった場合、BRRDによって破綻処理当局に与えられた権限の行使の結果として、Natixis S.A.の証券保有者は損失を被る可能性があり、当局は以下のことを行う可能性がある。

- ・ Natixis S.A.の資本証券および適格有価証券の全部または一部の減損の実施。これにより、これらの証券の価値のすべてまたは一部の損失につながる。
- ・ 適用対象となる金融商品の全部または一部のNatixis S.A.の株式への転換。その結果、希望していないにもかかわらずNatixis S.A.の株式を保有することとなり、これらの株式を転売した場合に経済的な損失が生じる可能性がある。
- ・ 金銭的条件および償還条件を変更できる適格有価証券の契約上の条件の変更。かかる変更が利率の低下または満期の延長につながり、上記金融商品の価値に悪影響を与える可能性がある。

さらに、Groupe BPCEレベルにおける破綻処理措置の実施は、これらの金融商品について要求される支払いを行うNatixis S.A.の能力、より一般的には、第三者に対する支払義務を履行する能力に重大な影響を与える可能性がある。実際に、Natixis S.A.が発行プログラムに基づき発行する債券は、(フランス通貨金融法典第L.613-30-3 - 3条にいう)Natixis S.A.による一般、無担保かつ上位の契約上の義務に該当する。これらの有価証券は、劣後の債権および負債性金融商品(普通株式等Tier 1資本証券、追加的Tier 1資本証券およびTier 2資本証券)が「ベイルイン」措置の対象となった場合、最後の手段としてその対象となる可能性がある。いかなる場合においても、持分証券の保有者は、Natixis S.A.の減損による影響を最初に受ける。

(2) リスク管理

(a) 市場リスク

定量的市場リスクの測定データ

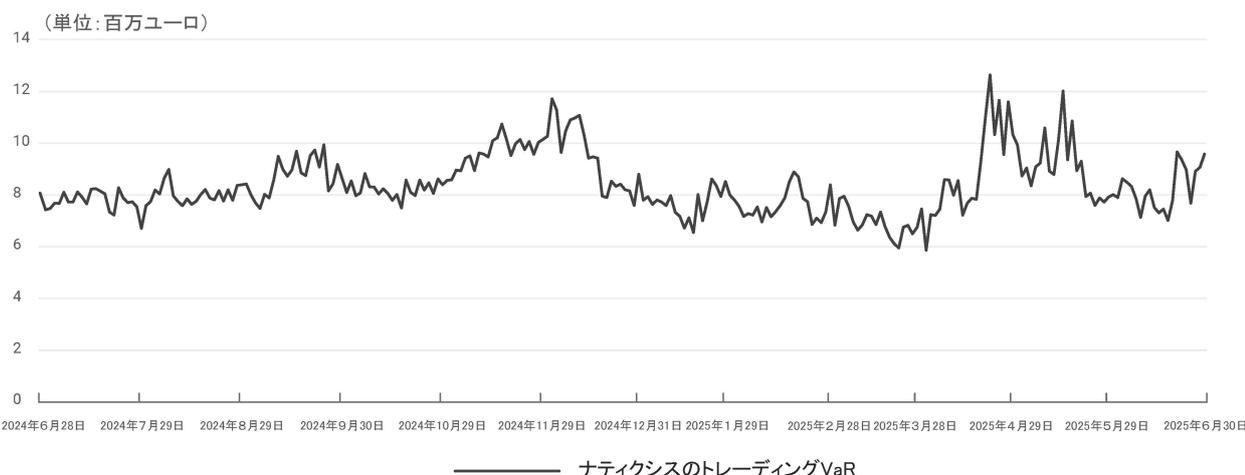
(IFRS第7号に基づき報告されたデータ)

ナテイクシスのVaRの変動

ナテイクシスのトレーディング勘定に関するVaRの水準は、平均で8.4百万ユーロとなり、2025年4月1日に最低水準の5.9百万ユーロに、2025年4月23日に最高水準の12.6百万ユーロに達し、2025年6月30日現在では9.6百万ユーロとなった。

以下の図は、2024年6月28日から2025年6月30日までの期間の、VaRのトレーディング推移全体を示している。

ナテイクシスの全体的なVaR - トレーディングポートフォリオ (信頼水準99%の1日VaR)



4月には、ドナルド・トランプ大統領の関税発表によりVaRのボラティリティが増加したが、その後は正常水準に戻った。さらに、当該期間中は商業活動がより持続的に推移した。

スコープ別のトレーディングVaR合計の内訳

(IFRS第7号に基づき報告されたデータ)

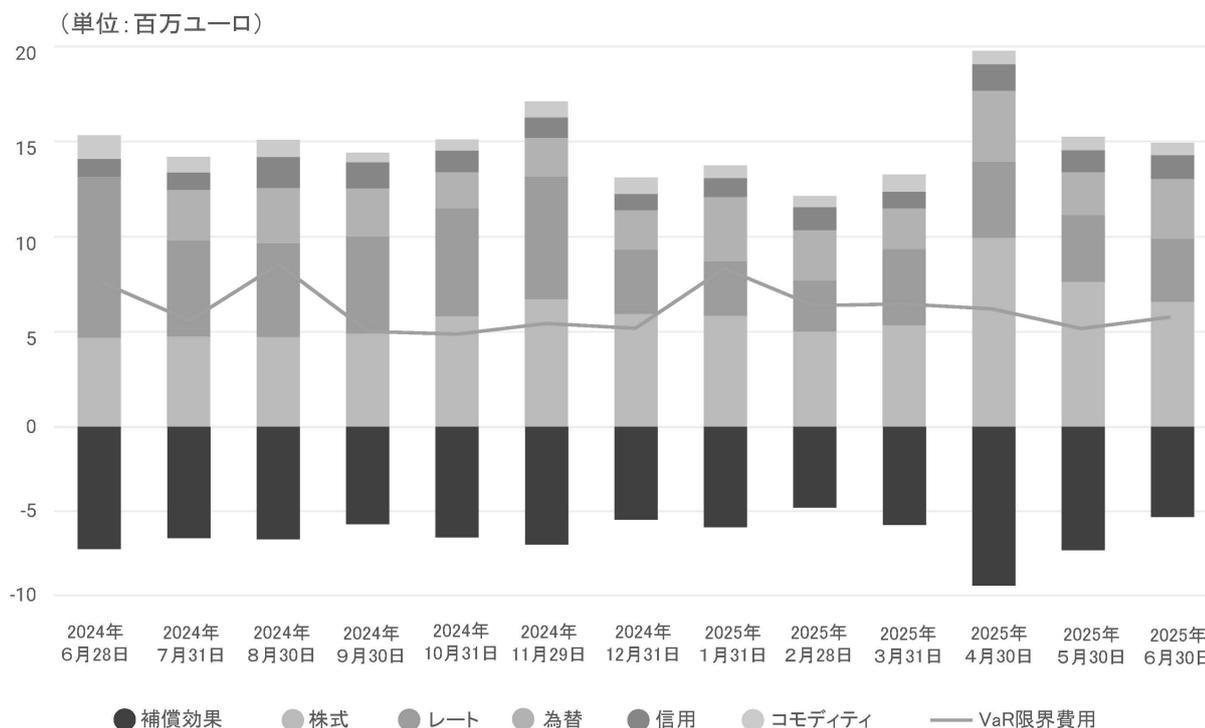
以下の表は、主要VaR数値を示している (信頼水準99%の1日VaR)。

(単位: 百万ユーロ)	2025年6月30日
ナテイクシスのトレーディング勘定	現在のVaR
ナテイクシス	9.6
内訳	
・グローバル・マーケット	9.6
・株式市場	6.6
・コモディティ	0.7
・フィクスト・インカム - 信用プラットフォーム	1.2
・フィクスト・インカム - レートおよび通貨市場	4.5
・グローバル証券ファイナンス	5.9
その他ランオフ事業	0.6

2025年6月30日現在、事業別VaRは、前年と比較して安定した (2024年6月28日の8.1百万ユーロに対し9.6百万ユーロ)。このわずかな増加は、不安定な地政学的環境および、より持続的な商業活動の中で、前年に沿った慎重なポジション管理が主な要因である。

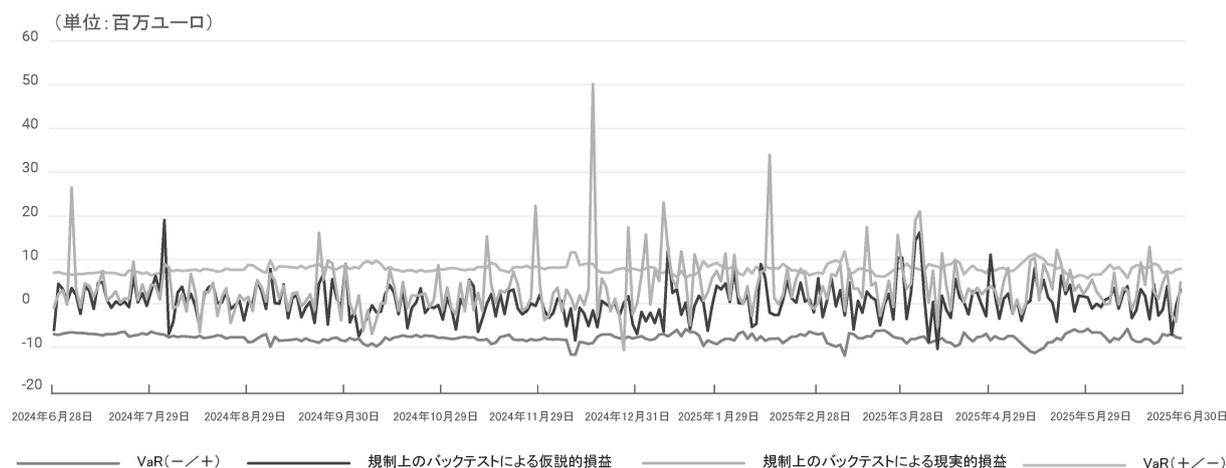
事業分野別および相殺効果別の内訳

事業分野別のVaRの内訳は、主要なリスクの毎月の寄与およびVaRに関する相殺効果の実態を示している。



規制上の範囲に関するナティクシスのバックテスト

以下のグラフは、規制上の範囲に関するバックテスト (VaR (信頼水準99%の1日VaR) により事前に計算された潜在的損失と、仮説的損益および実質的損益への影響との事後比較) の結果を示したものであり、VaR指標の頑健性の証明に利用される。



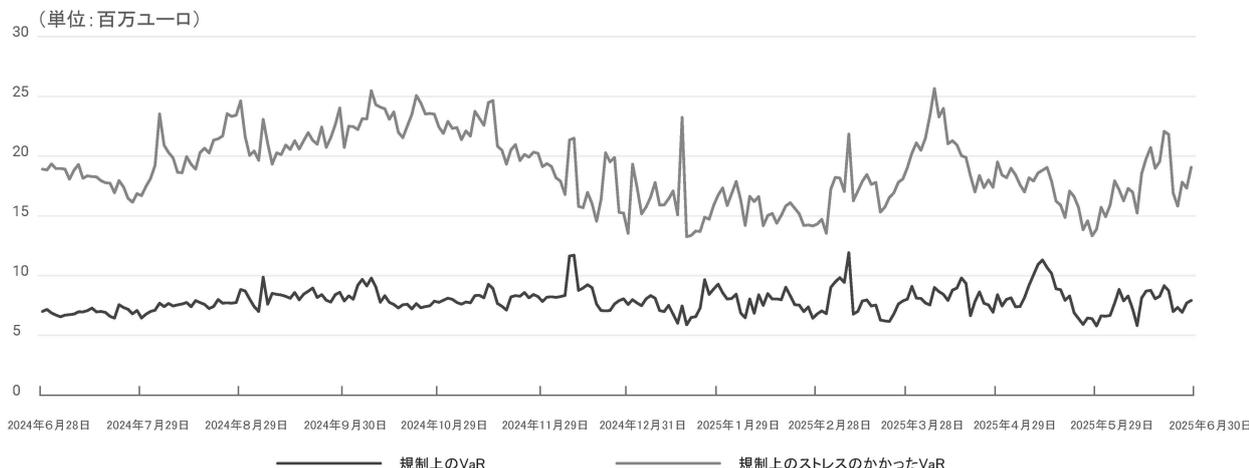
2024年、フィクスト・インカム、グローバル証券ファイナンスおよび株式の各部門における公正価値調整および独立価格レビュー調整を統合した月末調整後に、2024年12月30日時点の効果的損益におけるバックテストの例外が記録された。

2025年、信用スプレッドの変動により、2025年3月9日の株式評価日において、仮説的損益で超過損失が見られた。当該損失は主にXVA事業分野に起因する。その後、2025年6月26日にも仮説的損益で別のVaRの超過が記録された。損失は、主に金利および通貨部門、グローバル証券ファイナンス部門ならびにXVA部門によるものであった。

ナティクシスの規制上のストレスのかかったVaR

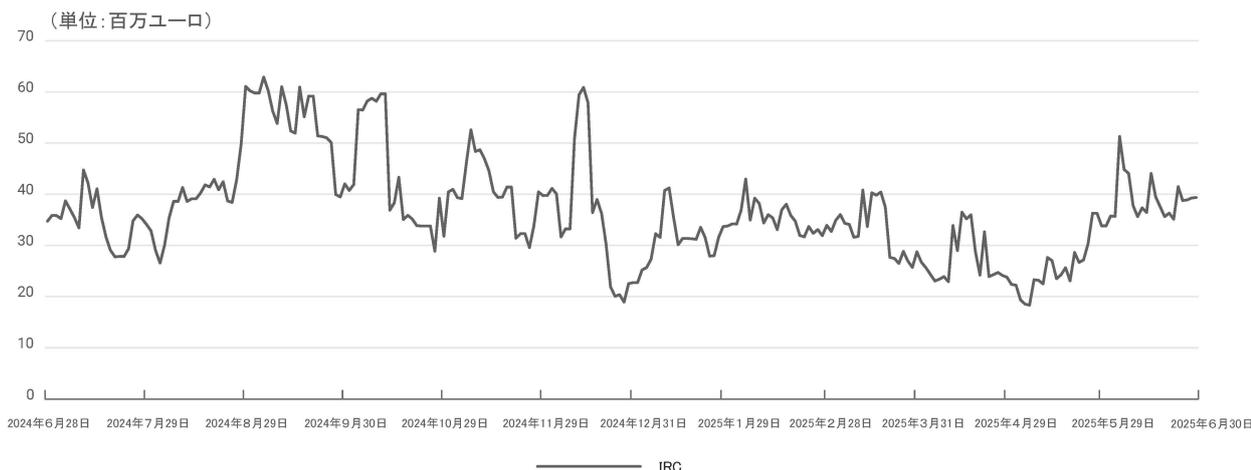
規制上のストレスのかかったVaRは、平均で18.9百万ユーロであり、2025年1月20日に最低水準の13.3百万ユーロに、2025年4月7日に最高水準の25.7百万ユーロに達し、2025年6月30日に19.1百万ユーロとなった。

規制上のストレスのかかったVaR（信頼水準99%の1日VaR）およびストレスのかかったVaR（信頼水準99%の1日SVaR）の変動



IRC指標

この指標は、規制上の範囲を対象としている。ナティクシスのIRCは、平均して36.6百万ユーロであり、2025年5月8日には18.1百万ユーロの最低水準まで下落し、2024年9月4日に最大62.7百万ユーロに達し、2025年6月30日現在では39.2百万ユーロであった。2024年4月5日に承認されたモデルにおける方法論の変更に伴い、IRCはより大きな変動の影響を受けることとなる。かかる変更は、IRC価額に直接組み込まれた現金ベースのCDS要素に関するものである。



IRCにおける増加は、3月に4つのモデルチェンジの生産を開始したことに関連している。

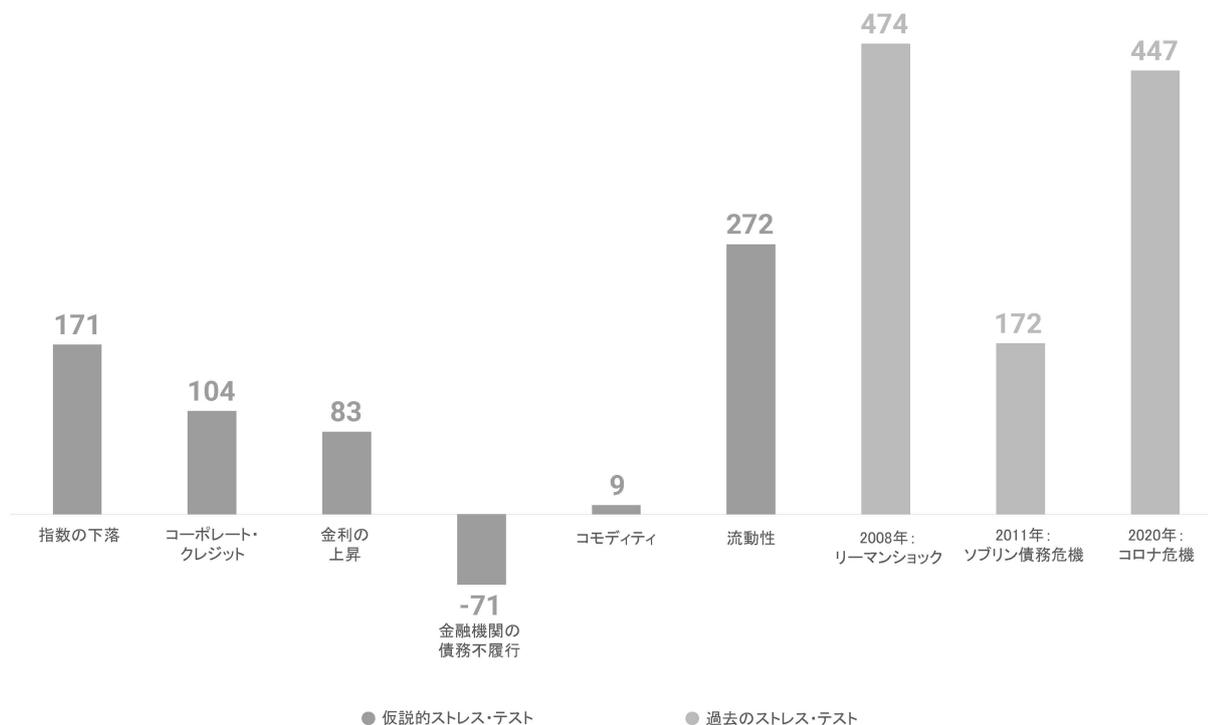
ナティクシスの範囲に関するストレス・テストの結果

(IFRS第7号に基づき報告されたデータ)

全体的なストレス・テスト水準は、2025年6月30日現在、プラス185百万ユーロの平均に達した（これに対し2024年6月28日現在ではプラス265百万ユーロ）。

銀行の債務不履行を再現する仮説的ストレス・テストにおいては最低水準となった（2025年6月30日現在、71百万ユーロ減）。

2025年6月30日現在の全体的なストレス・テスト(単位：百万ユーロ)



(b) 資産負債管理

流動性リスクおよびファイナンス・リスクの管理

リファイナンス

(IFRS第7号に基づき報告されたデータ)

経済および金融情勢

当年度上半期における政治的および地政学的な不確実性が市場のボラティリティを増加させたが、主要な経済指標には大きな影響がなかった。ドナルド・トランプ米大統領は、1月20日の就任式で「米国史上最も異例な最初の100日間」を宣言した。この声明に続いて、世界貿易、国際関係、米国の移民政策、そして国内政治および教育制度を間違いなく再構築する、多数の大統領令が発布された。新政権の最も影響力のある決定は、主要貿易相手国からの貿易品に対して課した関税の引上げに関するものである。当初これらの措置は、2月10日にアルミニウム輸入品、3月26日に自動車輸入品に対する関税調整を伴う部門別の導入であったが、4月1日には同一国からの全製品に適用される、いわゆる相互関税によって補完された。これらの関税の総額は経済学者の予想を上回る規模となり、当初は、これらの措置が施行される前に在庫補充をしたいと考える米国の卸売業者や産業からの日和見的な注文に有利に働き、年初から世界貿易の動向を大きく変えた。しかし、トランプ大統領は商務省に主要貿易相手国との交渉を行うよう要請し、関税引上げの実施を7月9日まで停止した。米国が中国製品に対して課した関税は4月9日に最大値である145%に達し、両国からの制裁措置の発表により両国間の緊張は増した。中国当局はその報復として、自ら関税を大幅に引き上げ、レアアース等の戦略的物資の米国への輸送を中断した。中国と米国の交渉後、特に英国との最初の貿易協定の締結後、状況は落ち着いた。

米国が直接関与した、新たなイスラエルとイランの紛争による地政学的な緊張も当年度上半期の市場に影響を与えた。この短期間の出来事は原油価格の上昇をもたらしたが、他の財務パラメーターへの影響はかなり限定的であった。

中央銀行はこれらの出来事について考慮せざるを得なかった。特に連邦準備制度理事会は、当年度上半期を通じて金融政策のパラメーターを維持した。米国の中央銀行は、不確実性を踏まえると金利水準は適切と考えているが、より安定した事業環境の下では、追加の金融刺激策を実施し、2024年に開始した政策金利の低下傾向を延長することが賢明であったと認識している。連邦準備制度理事会は、関税引上げがインフレに及ぼす影響は中程度かつ一時的だと見込んでいるが、こうした価格圧力の実際の程度を評価するため、貿易交渉の結末を注視したいと考えている。一方、ECBは、貿易戦争による景気後退の効果がインフレ効果を上回ると予想している。ユーロ圏の既に厳しい経済状況を考慮し、ECBは四半期を通じて政策金利をさらに引き下げることを選択し、預金ファシリティ金利を25ベースポイントずつ4回にわたり引き下げた。その結果、6月11日の金融政策会議の後、同金利は2.00%となった。

こうした背景の下、当年度上半期の債券発行市場は非常に不安定であった。米国では、利回りが徐々に低下したことでインフレ率が低下し、米国債の長期的な持続可能性に対する懸念が高まり始めた。5月と6月の国債入札では、タームプレミアムに上昇圧力がかかった。半期を通じて、10年物財務省証券の利回りは34ベースポイント低下し、6月末現在では4.23%となった。

欧州では、ドイツが3月初めに、インフラと防衛力の強化を目的とした景気刺激策を発表した。発表を受けて10年物ドイツ国債の利回りは40ベースポイント上昇し、その後調整された。半期を通じて、10年物ドイツ国債の利回りは2.36%から2.60%に上昇したものの、OATの10年利回りへの影響は軽微であった。OAT - ブンドスプレッドは当期中に15ベースポイント縮小した。

短期リファイナンス

2024年半ばに開始された金利の引下げにもかかわらず、2025年初めから、マネー・マーケット・ファンドの資産は堅調な状態を維持している。銀行債への投資が可能な米国のプライム・ファンドの残高は7.7%超増加し、これは政治的および地政学的な不確実性が高まる中でも、低リスクとみなされる金融市場資産が依然として投資家に支持されていることを示唆している。

2025年6月末現在のナティクスのプログラム発行額は32.35十億ユーロ相当で、年間を通じて6.04十億ユーロの減少を反映した。ドル建ての発行額は、25.12十億ユーロ相当から19.83十億ユーロ相当に減少した。ユーロ建ての株式の発行額は安定していたが、10.70十億ユーロから10.62十億ユーロとわずかに減少

した。ナティクシスの短期債プログラムにおけるこれらの変更は、当行グループ水準での適度な流動性ニーズを反映している。

ナティクシスによる短期無担保債券発行プログラムの発行額

(単位：百万ユーロまたはユーロ換算額)	譲渡性預金証書	コマーシャル・ペーパー
プログラムの規模*	45,000	24,778
2025年6月30日現在発行済	22,468	9,885

* 譲渡性預金証書については、NEU CP (譲渡性欧州コマーシャル・ペーパー) プログラムの規模のみ。

長期リファイナンス

信用市場では、地政学的緊張やトランプ政権の関税発表による混乱にもかかわらず、当年度上半期における主要な活動は堅調に推移した。2025年上半期に、銀行が発行したユーロ建ての債券は約213十億ユーロであり、これは2024年の発行額181十億ユーロを上回る数値であった。新規債券（ユーロ建ておよびドル建て）に対する投資家の関心は、発行プレミアムの低さに繋がった（2024年上半期の6 ベーシスポイント / 8 ベーシスポイント増と比較して2 ベーシスポイント / 4 ベーシスポイント増）。

流通市場では、2025年上半期に発行量が増加したにもかかわらず、潤沢な流動性により銀行の信用スプレッドは縮小した。フランス銀行のユーロ建ての上位優先証券セグメントでは、信用スプレッドが平均15 ベーシスポイント / 17 ベーシスポイント縮小した。

こうした市場環境を背景に、ナティクシスは2025年上半期に中長期発行プログラムの一環として、13.9 十億ユーロの無担保債を調達した（そのうち2.8 十億ユーロはBanques PopulairesおよびCaisses d'Epargneのネットワークへと移管された。）。

ナティクシスによる中長期無担保債券発行プログラムの発行額および発行済額

(単位：百万ユーロまたはユーロ換算額)	EMTN	NEU MTN	US MTN	債券
2025年6月30日現在発行（1年未満）	2,266	0	0	11,674
2025年6月30日現在発行済	22,972	2	84	27,296

世界的な金利リスク

定量的情報

(IFRS第7号に基づき報告されたデータ)

下記に示されるGroupe BPCEの固定金利ギャップに対するナティクシスの寄与は、健全な銀行勘定に計上されたすべての取引を連結したものである。

2025年6月30日現在の満期別金利ギャップ

満期(単位:百万ユーロ)	1年	3年	5年	7年
金利ギャップ(固定金利)	324	(79)	(333)	(314)

以下の表は、利率の変動に関する規制当局の様々なシナリオに基づく、ナティクシスの連結銀行勘定の経済価値(EVE)および純受取利息(NII)の感応度を示している。

経済価値および純受取利息の感応度(IRRB - テーブルB)

期間(単位:百万ユーロ)	EVE		NII	
	2025年6月30日	2024年12月31日	2025年6月30日	2024年12月31日
上昇の平行移動	31	(28)	(136)	(151)
下降の平行移動	(64)	10	36	50
スティープ化	(32)	(39)		
フラット化	15	4		
短期金利の上昇	25	(4)		
短期金利の下落	(55)	(27)		
期間	2025年6月30日	2024年12月31日		
Tier 1 資本	14,317	13,538		

ストレス・テストの測定は、2022年10月のEBAガイドラインに定義された先進的な規制フロアを用い、クロス通貨集約法に従って実行される。純受取利息に関し、感応度は規制金利ショックに対する初年度のNIIの感応度を測定する標準的な外れ値検知(SOT)に対応する。

ナティクシスの銀行勘定は、固定金利エクスポージャーが超短期債に集中しているため、金利リスクに対してのエクスポージャーは限定的である。

規制上のストレス・シナリオは、欧州銀行監督機構により設定され(イールド・カーブの上昇または下降の平行移動、スティープ化、フラット化、進歩的なフロアに伴う短期金利の増加または減少)、2025年6月30日現在のイールド・カーブの下降の平行移動に基づく、(EBAの通貨間集約アプローチを考慮した)銀行勘定の経済価値は、最も不利なケースであるマイナス64百万ユーロの変動を示し、これはTier 1資本の0.45%に相当する。

2025年6月30日現在の多様なストレス・シナリオの下での金利変動に対するナティクシスの純受取利息の感応度は依然として低く、EBAが定義する上昇の平行移動シナリオの下では、Tier 1資本の1%未満であった。これらの結果は、ナティクシスの金利リスクに対する銀行勘定のエクスポージャーが低いことを示している。

(c) 法的リスク

訴訟手続および仲裁手続

Madoff詐欺

Madoff事件に関する資産残高は、2024年6月30日時点の相当額の337.7百万ユーロに対して、2025年6月30日時点の相当額で306.2百万ユーロと見積られ、その時点で全額引き当てられていた。当該エクスポージャーの実質的な影響は、ナティクスが受ける回収額の程度および当行が利用可能な法的またはその他の救済措置の結果の両方に依拠する。さらに、2011年にはこの件について、専門職賠償責任保険の適用について乖離が生じており、承継保険会社に合計123百万ユーロが拠出されている。2016年11月、パリ控訴院は、Madoff詐欺によりナティクスが被った損失に対して、当行が保証された金額については原保険会社が負担する責任があるという商事裁判所の過去の判決の正当性を示した。2018年9月19日、破棄院は控訴に基づき判決を破棄し、本訴訟を異なる裁判官で構成されたパリ控訴院に差し戻した。2019年9月24日、同控訴院はナティクスに対して判決を言い渡し、パリ商事裁判所の判決を覆した。2019年12月、ナティクスは、破棄院に上訴した。破棄院は2021年11月4日に上訴を棄却したため、2019年9月24日のパリ控訴院のナティクスに不利な判決が確定し、取消不能となった。

Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (BMIS) の管財人として裁判所が任命したアーヴィング・H・ピカールは、ニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所において、いくつかの銀行機関に対して申立（ナティクスに対する400百万米ドルの請求を含む。）を行うことにより、詐欺発覚の前に受領した金額の清算に関する補償請求を行った。ナティクスは自身に不利な当該主張を否認しており、ナティクスの地位を擁護し、自身の権利を保護するために必要な措置を行った。ナティクスは、本件を予備的に、または本件の判決の前に棄却することを含む申立を行い、また特定の案件を連邦地方裁判所に移転する言及を撤回する請求を行った。これらの訴訟は多数の判決および申立を待っており、未だ進行中である。2016年11月の破産裁判所からの判決は、管財人が起こした複数の返還請求を域外的管轄権に基づき棄却するものであった。2017年9月、第二巡回裁判所は、BMISの管財人および被告に対して域外的管轄権に基づく破産裁判所の判決に対する上訴権を直接付与し、そうすることで地方裁判所への中間申立が必要となるのを避けた。2019年2月、第二巡回裁判所の控訴裁判所は、破産裁判所の域外的管轄権判決を覆した。2019年8月、ナティクスは、最高裁判所に対して、第二巡回裁判所に対する上訴を許可するよう申請した被告団に加わった。2020年6月、最高裁判所は訴訟の審理を拒否した。2021年8月30日、第二巡回裁判所は、()被告に不利な「照会通知」基準に従い判断されること、および()立証責任はBMISの管財人ではなく被告にあることを決定し、「誠実」概念を明確にした。これらの予備的な点は現在決定されており、本案に関しては手続が継続されている。BMISの清算人は、当初ナティクスに対して提起していた1件の補償請求を、Natixis S.A. (Fairfield Sentryの株式の買戻しのみを含むように修正された当初の訴え) およびNatixis Financial Products LLC (Groupement Financierの株式の買戻しに関連し提起される新たな訴え) に対する2件の別々の訴訟に分割する措置を講じた。これら2件の別々の訴訟は提起され、進行中である。破産裁判所は2023年11月に判決を下し、Natixis S.A. およびNatixis Financial Product LLCが提起した棄却の申立を却下した(「棄却の申立」)。2023年12月、Natixis S.A. は、棄却の申立を却下した判決に対する控訴の許可を求めて控訴を提起した。2024年2月2日、控訴の許可は却下された。この訴訟は進行中である。

さらに、Fairfield Sentry LimitedおよびFairfield Sigma Limitedの清算人らは、これらのファンドから受益証券の買戻しに係る支払いを事前に受けた投資家に対して多数の訴訟手続(ニューヨーク州において200を超える訴訟手続がなされている。)を開始している。これらの手続の一部について、ナティクスの事業体の一部が被告とされている。ナティクスはこれらの手続に全く根拠がないものとみなしており、積極的に自身の地位を擁護している。これらの手続は数年間停止していたが、2016年10月に破産裁判所は清算人に対しその当初の請求を修正することを承認した。被告は2017年5月および6月に共同で答弁した。2018年8月、破産裁判所は、本件を予備的に、または本案判決の前に却下することを求める被告による却下の申立について判決を下した。裁判官は、申立の1つである対人管轄権についてのみ判決を行い、被告に対する請求への判断は示さなかった。2018年12月、裁判官は棄却の申立について判決を下し、清算人の慣習法に関する請求(不当利得、不当利得返還請求、誤払いおよび法定信託)および契約に基づ

く請求を棄却した。しかし、裁判官は、免責条項第546条(e)項を適用するための答弁をする権利を留保しながらも、イギリス領バージン諸島の法律に基づく請求については棄却の申立を覆した。2019年5月、清算人は破産裁判所の判決を不服として連邦地方裁判所に控訴した。ナティクスを含む被告は、2020年3月9日に本訴訟の棄却を申立て、2020年3月16日に当初の申立を更新した。破産裁判所は、清算人による全訴訟の棄却につながる可能性があるため、免責条項第546条(e)項または当初の申立の不適切性を基に、訴訟に対する棄却の申立を制限するよう被告に求めた。2020年12月、破産裁判所は、ナティクスを含む被告が免責条項第546条(e)項の適用を受けることを考慮し、イギリス領バージン諸島の法律に基づく請求を棄却した。2022年8月、連邦地方裁判所は、破産裁判所の判決を支持し、ナティクスを含むすべての被告人に対する清算人の訴えを棄却した。清算人はこの決定を不服として、第二巡回裁判所に上訴した。本件は進行中である。

フォーミュラファンド

2015年2月におけるフランス金融市場庁による、Natixis Asset Management(現在はNatixis IM International)の、特にフォーミュラファンドの管理についての職業上の義務の遵守についての調査の後、フランス金融市場庁の執行委員会は、2017年7月25日に命令を下し、警告および35百万ユーロの罰金を下した。執行委員会は、ファンドおよび構造的マージンに請求された償還費用に関する多数の誤りを発見した。

Natixis IM Internationalはフランスの国務院に、この判決を不服として控訴した。2019年11月6日の判決において、フランスの国務院は執行委員会の決定を覆し、罰金を20百万ユーロに減額した。警告は下されたままである。

さらに、UFC-QUE CHOISIRは、消費者の権利の非営利組織という立場で、2018年3月5日、問題となったフォーミュラファンドの保有者が被った金融損失の補償を得るために、資産運用会社に対する請求をパリの大審裁判所に申立てた。

2024年4月3日付の判決により、パリ司法裁判所はUFC-QUE CHOISIRの訴えを認めず、その請求を全面的に棄却した。UFC-QUE CHOISIRはこの判決を不服として控訴した。

2025年6月18日、パリ控訴院は、Natixis IM Internationalが運用するフォーミュラファンドの受益権保有者が被った損害について、賠償対象となる損害が存在しないとの結論に至り、本件におけるすべての請求を棄却した。

フランス競争委員会/ナティクス

2015年10月9日、食事券産業で事業を行う会社は、フランス競争委員会に対し、食事券の発行および承認に関する産業の慣行について異議を申立てた。この照会は、当時ナティクスの傘下であったNatixis Intertitresを含む、食事券部門のフランス企業数社に関するものであった。

2019年12月17日の判決において、フランス競争委員会は、Natixis Intertitresが情報交換行為および食事券市場への新たな参入者を防ぐ目的の行為に加担したと判決を下した。

Natixis Intertitresは、当時の親会社であるナティクスと連帯して、単独で罰金を科され、他の2つの罰金と併せて合計78,962,000ユーロの罰金となった。

パリ控訴裁判所は2023年11月16日に下した判決で、フランス競争委員会の決定を承認した。

ナティクスは他の食事券部門のフランス企業とともにこの判決に控訴した。

2024年11月から2025年7月までの間、ナティクスは、Natixis Intertitresの行為を含む、フランス競争委員会によって認可された行為によって生じたとされる損害の補償を求める複数の原告によって、食事券市場の他の企業とともにパリ経済裁判所に召喚された。

現段階では、原告が要求する専門家による鑑定を条件として、連帯して請求された総額は830,457,122ユーロ、それに専門家による鑑定費用2,475,000ユーロおよびフランス民法典第700条に基づく4,160,000ユーロを加えた額である。

これらすべての訴訟手続は現在、パリ経済裁判所で係争中である。

欧州国債 - カルテル決定

2021年5月20日、欧州委員会は、ナティクスに対して侵害決定を下し、ナティクスが2008年から2009年に欧州国債の発行市場および流通市場においてカルテルに参加したことによりEUの競争規定に違反したと認定した。

ナティクスは欧州委員会が調査を開始する5年超前にカルテルから離脱していたため、時効期間の恩恵を受けた。したがって、ナティクスに対して罰金は科されなかった。

2021年7月30日、ナティクスは欧州委員会の決定を破棄するように欧州連合の一般裁判所へ要請した。この要請は、特に、欧州委員会は「正当な利益」を証明することができる場合にのみ侵害に関する決定を下す権限があるとの主張およびナティクスの防御権を侵害しているとの主張に基づいている。

控訴審は2023年6月6日に行われた。

一般裁判所は、2025年3月26日にナティクスの控訴を棄却し、ナティクスに対する欧州委員会の侵害決定が有効であることを確認した。

2025年6月10日、ナティクスは欧州連合の司法裁判所にさらに控訴した。

H20キャリアコレクティブ（「Collectif porteurs H20」）

2023年12月末現在、「Collectif porteurs H20」として知られる団体の構成員である6,077の自然人および法人が、2015年から2021年の間に英国法人のH20 AM LLPおよびフランス法人のH20 AM Europeが運用する7つのミューチュアルファンド（OPCVM）の投資家として被ったとされる損害賠償を要求するため、他5人の被告人を挙げるとともに、フランス法に基づいて設立された会社であるNatixis Investment Managersをパリ経済裁判所に提訴した。

2025年3月、BPCEとNatixis S.A.は原告らに訴訟に参加するよう命じられた。

原告らは共同で、主たる目的として、和解または調停が命じられるかどうかにかかわらず、代替案としてNatixis Investment Managers、ナティクス、BPCEおよびその他の共同被告人（7つのファンドの運用会社、保管機関および監査人を含む。）に対し、現時点で総額約760百万ユーロ（確定額）の連帯責任による賠償を求めている。

2025年7月、Natixis S.A.、Natixis Investment ManagersおよびBPCEの各社は、原告らにより、パリ経済裁判所において2023年7月初めにH20ファンドの保有者26名によって開始された訴訟への参加を命じられた。原告らは被告らに対し、現時点で総額約13.8百万ユーロ（確定額）の連帯責任による賠償を求めている。

BPCE、Natixis S.A.およびNatixis Investment Managersは、同社に対する請求は根拠のないものとし、激しく争うことになるだろうと考えている。

依存関係

ナティクスは、いかなる特許またはライセンスもしくは産業、商業または財務供給契約にも依存していない。

(3) バーゼル3 Pillar の開示

(a) 資本管理および自己資本

規制上の枠組

2014年1月1日以降、CRD 4 および資本要求規則（CRR）は、バーゼル3 規制を欧州に適用した。

バーゼル2 に基づき、バーゼル3 規制上の要件は、3つの柱に分類される。

- ・ Pillar 1 : 取り得る様々な手法および最低遵守要件に基づきリスクおよび資本の測定を規定する一連のルール
- ・ Pillar 2 : 監督機関の役割を管理する枠組。管轄機関がリスク・エクスポージャーならびに内部統制および運営の枠組に従って、監督下にある各機関の追加的な資本要件を定義することができる。
- ・ Pillar 3 : 被ったリスクの程度、自己資本および経営の妥当性を強調する多くの項目を開示することを機関に要求する。

CRR / CRD 4 パッケージは、金融機関の財政力の健全性を強化することを目的としており、特に以下を提示した。

- ・ 規制上の資本要件を満たす資格のある資本項目の定義の強化
- ・ 強化された資本要件（特にデリバティブの取引相手方リスク）
- ・ 特にCET 1 資本および資本バッファに関する遵守率の増加
 - ・ 資本保全バッファ：加重リスク・エクスポージャー合計の2.5%を占める。
 - ・ カウンター・シクリカル・資本バッファ：つまり、かかるエクスポージャーの額により補正された、ナティクスがリスク・エクスポージャーを有する各国のカウンター・シクリカル・資本バッファの平均である。2020年第2 四半期以降、フランスにおいて適用率はゼロであった。2022年下半年以降、特に2023年から、多くの国のナショナル・マクロプルーデンシャル当局がカウンター・シクリカル・バッファ率を引き上げた。フランスでは、HCSFが2023年4月7日から適用率を0.5%に引き上げ、その後2024年1月2日から1%まで引き上げることを決定した。
 - ・ システム上重要な機関に対するバッファ：大規模な金融機関（G-SIBs / O-SIB）向けの追加要件であり、これは破産リスクの抑制を目的とする。ナティクスには、このバッファは適用されない。
 - ・ システミック・リスク・バッファ：これは、長期のノンシクリカルなシステミック・リスクまたはマクロプルーデンシャルリスクを抑制することが目的である。これは、すべての金融機関のエクスポージャーにも、部門別のエクスポージャーにも適用することが可能である。現時点では、0%である。
- ・ さらに、配当金支払い、その他Tier 1（AT 1）劣後債に係る利息および変動報酬（最大分配可能額、つまりMDA）を制限するためのメカニズムを含む、その他のメカニズムが導入された。

CRR 3 / CRD 4 パッケージは、以下を主な目的とする新たな規定を導入する。

- ・ 信用リスク、オペレーショナル・リスクおよび信用評価調整リスク（CVA）に対する標準的手法の強靱性およびリスク感応度を強化すること
- ・ 内部モデルに基づく手法の使用を制限すること
- ・ 内部モデルの使用に伴うキャピタル・ゲインを制限するアウトプット・フロアを導入すること。フランスは、このフロアを最高レベルである国内連結で適用することを選択した。

2014年11月以降、ECBが主要な欧州の銀行に対して直接監督を行っている。ECBは、Pillar 1 のSREPプロセス（すなわち監督上の検証・評価プロセス）に基づいて、健全性規制の最低要件（統一的な方法で監督されるすべての機関に適用される。）に加えて、各機関が遵守する比率レベルを設定し、対象の各機関に遵守すべき追加のソルベンシー要件（「P2R」またはPillar 2 要件と呼ばれる。）および推奨追加要件（「P2G」またはPillar 3 指針）を課している。

2025年現在、ナティクスはSREPプロセスに基づき、CET 1 資本比率に関して8.90%、そのうち資本保全バッファに関しては2.5%、Pillar 3（P2Gを除く。）に関しては1.27%およびカウンター・シクリカル・資本バッファに関しては0.64%を遵守しなければならない。後者は、四半期ごとに再計算され、

2025年6月30日現在で0.63%であり、これによりナティクスが遵守しなければならない規制要件は8.90%で維持された。

2025年6月30日現在の規制上の自己資本、規制上の自己資金要件および比率の変動

規制上の自己資本および自己資本比率

以下は、主要な構成要素ごとに2025年末時点のCET 1、Tier 1 および全体の比率を示している。比較対象として2024年末時点の同比率も示している。

バーゼル3 / CRRの規制上の枠組に従い、Pillar 1に基づき、同比率はそれぞれ最低基準の4.5%、6% および8%に加え、累積的バッファである2024年の7.64%、9.14%および11.14%ならびに2025年の7.63%、9.13%および11.13%を超えなくてはならない。

資本比率合計

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日	2024年12月31日
株主資本（グループ株式）	20,228	20,294
超劣後債務（DSN）	2,233	2,233
永久劣後債（PSN）	0	0
連結株主資本（グループ株式）（DSNおよびPSNを除く。）	17,995	18,062
非支配持分	56	79
無形資産	(351)	(472)
のれん	(2,950)	(3,179)
株主総会で提案された配当金の額	(430)	(737)
控除金、健全性の修正再表示ならびに段階的实施措置	(2,163)	(2,531)
普通株式等Tier 1 資本合計	12,158	11,221
超劣後債務（DSN）	2,159	2,317
その他Tier 1 資本	0	0
Tier 1 控除金および段階的实施措置	0	0
Tier 1 資本合計	14,317	13,538
Tier 2 商品	2,850	2,937
その他Tier 2 資本	222	0
Tier 2 控除金および段階的实施措置	0	0
資本全体	17,389	16,475
リスク加重資産合計	103,479	103,753
信用リスク加重資産	69,356	74,783
市場リスク加重資産	16,583	14,489
オペレーショナル・リスク加重資産	17,344	14,415
その他リスク加重資産	197	66
自己資本比率		
普通株式等Tier 1 資本比率	11.7%	10.8%
Tier 1 資本比率	13.8%	13.0%
資本比率合計	16.8%	15.9%

普通株式等Tier 1（CET 1）資本は、2025年6月30日時点で合計12.2十億ユーロであり、2025年上半期中は0.9十億ユーロ増加した。この変化は以下の変動によるものである。

- ・ 2025年3月5日の増資によるプラス0.9十億ユーロ
- ・ 2025年3月5日の臨時株主総会で発行された新株1株当たり20セント相当の2024年の追加配当によるマイナス0.1十億ユーロ

- ・ 当期中の利益プラス0.7十億ユーロ
- ・ 為替換算調整額の不利な影響を含むマイナス0.6十億ユーロのその他の包括利益（株主資本に直接計上されるリサイクル可能およびリサイクル不能な損益）の変動
- ・ 特に慎重な評価調整に関連する0.1十億ユーロのプルーデンシャル控除の増加
- ・ プラス0.1十億ユーロの永久超劣後債務（不利な為替換算差額の補填および解消）
- ・ 無形資産のフィルタリング（通貨の影響による0.1十億ユーロ増およびMV Creditの売却による0.1十億ユーロ増を含む、0.3十億ユーロ増）および税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産（0.1十億ユーロ増）
- ・ 永久超劣後債務の利息控除後の純利益に対して70%の配当率を適用する配当方針の定義（0.4十億ユーロ減）

その他Tier 1 資本は、為替レートの影響により0.1十億ユーロ減少し、2.2十億ユーロとなった。

Tier 2 資本は、プラス3.1十億ユーロとなった。2025年6月29日以降、既得権条項の適用を受けていた商品はこの区分から除外された（0.1十億ユーロ減）。管轄機関が債務不履行残高のRWA算定に関する新たな内部モデルを承認したことにより、新たな予想損失（EL）が算出され、これは会計上の減損（IFRS第9号）よりも大幅に低く、その差額がこの区分に含まれている（0.2十億ユーロ増）。

リスク加重資産（NX07）

(単位：百万ユーロ)	RWA						
	合計	信用および取引相手方	決済/受渡	市場	オペレーショナル	信用評価調整	その他のリスク
2024年12月31日	103,753	74,670	0	13,310	14,415	1,178	179
手法および方針*	(705)	(4,923)	-	-	2,929	1,289	-
為替の変化	(2,133)	(2,133)	-	-	-	-	-
事業活動の変化	5,156	4,121	-	-	-	1,012	23
リスク・パラメーターの変化	(2,062)	(1,938)	10	(219)	-	-	85
投資の取得および処分	-	-	-	-	-	-	-
保証の影響額	(530)	(530)	-	-	-	-	-
2025年6月30日	103,479	69,268	11	13,091	17,344	3,479	287

* CRR 3 の発効

リスク加重資産は、2025年上半期に0.3十億ユーロ減少した。

新しいCRR 3 規制の導入は、リスク加重資産に対して、信用リスクおよび取引相手方リスクについてはマイナス4.9十億ユーロ、オペレーショナル・リスクについてはプラス2.9十億ユーロならびにCVAについてはプラス1.3十億ユーロと見積もられる影響を示している。

事業分野別では、かかる減少は、主にコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング（0.9十億ユーロ減）によるもので、コーポレートセンター（0.6十億ユーロ増）により一部相殺された。

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングにおけるリスク加重資産の減少（0.9十億ユーロ減）は、主に信用リスクおよび取引相手方リスクの変動（5.1十億ユーロ減）によるもので、CVA（2.3十億ユーロ増）およびオペレーショナル・リスク（1.9十億ユーロ増）の増加により相殺された。

資産運用およびウェルス・マネジメントにおけるリスク加重資産は安定を維持しており、信用リスクの減少（1.3十億ユーロ減）、オペレーショナル・リスクの増加（1.1十億ユーロ増）および市場リスクの増加（0.1十億ユーロ増）によりバランスが取られている。

コーポレートセンター事業分野におけるリスク加重資産の増加（0.6十億ユーロ増）は、信用リスクの増加（0.8十億ユーロ増）に関連するもので、市場リスク（0.1十億ユーロ減）およびオペレーショナル・リスク（0.1十億ユーロ減）の減少により一部相殺された。

資本運営

資本運営は、ナティクシスの自己資本目標を定め、継続的にすべてのコンパートメントにおける規制上の資本要件の遵守および当該機関が定義するリスク選好と自己資本を一致させることを保証し、ならびに資本配分および事業分野の利益性をそれぞれ適応させるという要素からなる。

2022年に保険および決済事業がBPCEに移管されて以降、CET 1 比率の目標は10.5%から11.0%の範囲に設定されている。2024年および2025年上半期には、ナティクシスのCET 1 比率は10.5%を上回り維持された。

運営の枠組は、最終的に、監督機構およびBPCEまたは投資家の要件を満たすことを目的として、すべてのプロセスを適応させている。

- ・ ソルベンシーの軌道の継続的な維持
- ・ 2つのアプローチを用いて実施された、ナティクシスの自己資本充実度評価プロセス（ICAAP）の開発
 - ・ Pillar 1 の規制ベースラインに基づく3年間の内部ストレス・テストがナティクスに与える影響を測定することを目的とした、いわゆる「規範的」アプローチ
 - ・ 短期間（1年間）の視野で、内部手法を用いて自己資本によるリスクを特定、定量化し、ヘッジする、いわゆる「経済的」アプローチ。ナティクシスのレベルでは、開発された手法により、すでにPillar 1 の対象であるリスクのより適切な評価およびまだPillar 1 の対象ではないリスクの追加的な評価が可能となっている。
- ・ ナティクシスの全体的な自己資本方針の枠組における、事業分野別の資本要件の見積り / 予測
- ・ 規制上の変更およびナティクシスの事業分野に対するそれらの影響の予測
- ・ 事業分野の資本消費およびバーゼル 3 / CRR リスク加重資産に基づく収益性を分析するメカニズムの実施
- ・ 事業要件、収益性および事業分野間のバランスを考慮に入れ、戦略的計画および年次の予算編成手続の枠組における事業分野の資本配分

見通し

ナティクシスの2つの事業分野であるAWMおよびCIBとの協力の上、資本運営部門は、BPCEの方向性、戦略計画を視野に入れた2つの事業分野の開発目標および新たな規制要件、特に2025年1月1日に発効されたCRR 3 に沿って、新たな戦略計画の枠組の中でソルベンシーの軌道を作成した。

(b) その他の規制比率**レバレッジ比率**

2014年1月1日以降、銀行はレバレッジ比率を計算し、欧州の監督機関に報告しなければならない。バーゼル委員会が導入したレバレッジリスクの枠組は、CRR規制に取り入れられた。レバレッジ比率は、金融機関のTier 1 資本ならびに銀行の貸借対照表上のエクスポージャー（特にデリバティブおよび再購入契約における一部修正再表示後）およびオフバランスシート上のエクスポージャー（貸借対照表の変換係数を適用後）との比率で定義される。これは、2015年1月1日以降、財務報告の一部として公表することが義務付けられている。

2021年6月から、CRR 2 規則により、レバレッジ比率は金融機関が常に遵守しなければならない要件となった。同要件はTier 1 資本の3%に達し、最大分配可能額（MDA）の発動を誘発する可能性がある。監督機関は、過剰なレバレッジリスクに対処するため、追加の資本要件を課すことができる。

CRR 2 規則では、特定のエクスポージャー（特に、状況に応じて中央銀行に紐付けする「インセンティブ」融資および資産）を除外することによりレバレッジ比率の算定ルールを変更している。デリバティブのエクスポージャーの相殺および計算に関する新しい規則も導入された。

ナティクスは、CRR 3 規則に従ってレバレッジ比率を計算および公表し、検討中の目標比率に収束するために必要な措置を実施する。

レバレッジ比率を目的とした会計資産およびエクスポージャーの調整の要約（EU LR1-LRSum）

(単位：百万ユーロ)		適用額
1	財務諸表において報告された資産合計	519,573
2	会計上連結されているがブルーデンシナル連結範囲外である事業体に関する調整	(3,884)
3	（リスク移転の運用要件を満たす証券化エクスポージャーの調整）	-
4	（中央銀行向けエクスポージャーの一時的な除外のための調整（該当する場合））	-
5	（適用ある会計の枠組に従い貸借対照表上で認識されるが、CRR第429a(1)条(i)に基づきエクスポージャーの測定合計から除外される受託資産に関する調整）	-
6	取引日に認識された金融資産の正常化された購入および売却に関する調整	-
7	一元化された現金管理システム取引の適格化に関する調整	-
8	デリバティブ金融商品に関する調整	(18,226)
9	証券金融取引に関する調整（SFT）	8,521
10	オフバランスシート項目（与信相当額へのオフバランスシート・エクスポージャーへの変換の結果による）に関する調整	51,608
11	（健全な評価目的に関する評価調整ならびにTier 1 資本を減少させた特定および一般条項に関する調整）	-
EU-11a	（CRR第429a(1)条(c)に基づきエクスポージャーの測定合計から除外されるエクスポージャーに関する調整）	(129,105)
EU-11b	（CRR第429a(1)条(j)に基づきエクスポージャーの測定合計から除外されるエクスポージャーに関する調整）	-
12	その他の調整	(15,513)
13	エクスポージャーの測定合計	412,974

レバレッジ比率の監督

フランス健全性監督破綻処理機構による監督の対象である銀行部門、決済サービス部門および投資サービス部門の企業の内部統制に関する2014年11月3日付フランス省令に従い、監督の対象となる企業は、グ

ローバルな限度枠を設定し、また過度のレバレッジリスクを検出し、管理し、および監視するための方針ならびにプロセスを構築することを要求されている。

ナティクスの上級経営陣は、規制上の要件であるTier 1 資本の3%を上回るレバレッジ比率の管理閾値を設定した。かかる比率は、ナティクスのALM委員会の権威のもと管理されている。BOAT部門は、BPCEの財務管理部門の事業分野と連携して、リスク部門内の構造的な貸借対照表上のリスク（SBSR）部門の統制下でこの制約を遵守するように調整する。

大規模エクスポージャー比率

大規模エクスポージャー比率

大規模エクスポージャー管理に関する規制は、CRRに組み込まれた2014年に見直された。この規制は、「グループ・ヘッド」の下にグループ化された一連の取引相手方に関連するリスクに対する銀行のエクスポージャーを制限することを目的としている。この規制の遵守状況は、毎日測定され、各「グループ・ヘッド」に関連するリスク加重資産（RWA-LE）が、現在ナティクスのTier 1 資本の25%に設定されている大規模エクスポージャーの限度を機械的に下回り続けることが確保されている。

ナティクスは、単一の顧客またはグループの顧客の加重リスクが自己資本の10%を超えなかったため、2025年上半期において、規制で定められた「大規模エクスポージャー」の限度を下回った。

(c) 流動性カバレッジ比率

A 規制上の流動性比率

2010年以降、バーゼル委員会は新たな流動性リスクの測定方法を導入した。

- ・ 流動性カバレッジ比率（LCR、2013年1月）は、短期流動性比率であり、ストレス・シナリオにおいて、銀行が30日以内の純現金流出額を補填するための十分な流動性資産を確実に保有することを目指している。
- ・ 安定調達比率（NSFR、2014年10月）は、銀行に対して安定した資金調達プロファイルを維持することを要求し、満期転換を1年未満に制限することにより、銀行部門の回復力を強化するために開発された長期の構造的流動性比率である。

これらの規則は、欧州連合に移行された。LCRに関しては、2014年10月10日に公表された委任規制（EU）第2015/61号が、2015年10月1日に発効した。この規制は、2018年7月13日に公表された委任規制（EU）第2018/1620号により改訂され、2020年4月30日から適用された後、2022年2月10日に公表された委任規制（EU）第2022/786号により改訂され、2022年7月8日から適用された。

NSFRについては、バーゼル委員会が2018年1月1日から最低要件として適用することを求めているが、2021年6月28日に施行されたNSFR部分に関する規制（EU）第2019/876号（CRR 2）により欧州で施行された。

これまでに、欧州規則は以下の事項を要求している。

- ・ 2015年10月1日以降のLCRの遵守。最低要件比率は2017年1月1日時点で80%、2018年1月1日以降で100%である。
- ・ 2021年6月28日以降、NSFRの最低要件である100%の比率の遵守

ナティクスは、適用される規制要件を遵守するために、LCRおよびNSFRを連結ベースで計算しており、その流動性ポジションとこれらの測定基準に関連する流動性カバレッジのニーズを操作的に管理している。

LCR 流動性バッファ

規則第2015/61号では、流動性資産および短期の流動性危機が生じた場合の資金調達ニーズに応えるために利用された流動性バッファに適格となるために満たさなければならない流動性基準について定義している。

資産は、30日のストレス期間において内在的（発行体、格付、市場流動性等）および業務上の（資産の効果的な利用可能性、多様性等）要件を満たさなければならない。

流動性バッファは、規制上の意味においては、LCR (HQLA) の分子であり、主に以下により構成されている。

- ・ レベル1流動性資産、すなわち中央銀行への現金預金
- ・ 主にソブリン、中央銀行および公共部門事業体に対する債券または保証債券を代表する市場性証券ならびに高格付のカバード・ボンドにより構成される、その他のレベル1流動性資産
- ・ 主にレベル1として適格でないソブリンまたは公共部門により発行されるカバード・ボンドおよび債務証券、社債ならびに活発な市場に上場され、特定の条件を満たした株式により構成されるレベル2流動性有価証券

B 準備金および比率の運営管理

業務上の流動性クッション

ナティクスは、業界の慣例に沿って、潜在的な偶発的流動性ニーズに備えてあらかじめ資金を調達することによって流動性ニーズを見越している。この事前の資金調達により創出された流動性は、その後流動性バッファ（または「クッション」）に投じられ、Groupe BPCEの流動性バッファと統合される。

ナティクスはGroupe BPCEに含まれる業務上の流動性クッションを保持している。

- ・ 日中の決済、より具体的には時間指定債務（TSO）をカバーするための流動性バッファ。これは、主に中央銀行預金勘定の残高およびレポ市場で借り入れた証券で構成されており、振出ファシリティの対象となる。
- ・ 流動性の危機的状況に対処することを目的とした流動性バッファ。このバッファの大部分は中央銀行預金勘定の残高で構成されているが、高品質流動資産（HQLA）の様々なポートフォリオも含んでおり、当行の他の証券ポートフォリオから厳密に分離され、財務部門内のBOAT（バッファ、金融業務、ALMおよびトレジャリー）部門によって管理される。これは、流動性管理計画（LMP）に記録され、非常事態資金調達計画（CFP）の有効化により現金化することが可能となり、経理管理2名が議長を務める戦略的バッファ委員会によって監督されている。この証券ポートフォリオの一部は、アジアおよび米国のプラットフォームによって保有されている。後者が保有している場合には、ドッド＝フランク法に基づくプルーデンシャル基準およびボロワー・イン・カस्टディプログラムに準拠する。

また、これらの偶発的な流動性要件または規制上の流動性要件を受けて調達された流動性剰余金も、当行グループのバッファとしての役割を果たす。ナティクスの準備金は、銀行間取引を通じてBPCEに一元化されることがある。

短期流動性比率の監督

規制上の短期流動性比率（LCR）は、当行のRAF枠組の一部であり、取締役会により承認された閾値および限界値の対象となる。ナティクスの比率の管理は、ナティクスのALM委員会により監督され、BPCEと調整されている。ナティクスの財務部門内のBOAT部門は、BPCEの財務管理部門と協議して運営を行う。この運営は、BPCE S.A.およびナティクスの貸借対照表間における規制上の流動性平準化を通じて毎日実施されている。

レーティング・トリガー条項の監視

1社または複数の格付機関がGroupe BPCE（ひいてはナティクス）の信用格付を格下げした場合、ナティクスは、レーティング・トリガー条項を含む契約を締結した特定の取引相手方に対して、現金または有価証券の形で追加の担保を提供することが要求される可能性がある。これらの偶発的な流動性要件は中程度ではあるが、これらは（特にLCRを通じて）監視され、管理される。その後30日以内に発生する可能性のある潜在的な債務は事前に資金調達され、この目的のために調達された資金は流動性バッファに位置づけられる。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

下記「(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

(2) 生産、受注および販売の状況

該当事項なし。

(3) 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析

本項に含まれる将来予測に関する記述は、2025年上半期末現在の予測である。

「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類 - (1) 中間連結財務諸表および注記」の注記1.4を参照のこと。

() 2025年上半期における重要事象

(a) マクロ経済の背景

経済成長および金融政策

地政学のおよび貿易の不確実性を背景に、世界経済は低成長が予想される。

第2四半期は、関税および地政学的緊張の激化の両方に関し、不確実性が非常に高かった。

通商政策については、4月2日の「解放の日」にドナルド・トランプ大統領が、特に中国、メキシコ、カナダおよび欧州連合を対象にした予想をはるかに上回る関税の引上げを発表した。数日間に渡る市場の激しい乱高下の後、関税の引上げは最終的には90日間（7月9日まで）延期され、合意が成立しつつある、またはいくつかの国においてはすでに合意が成立した交渉によって期限が区切られた。

同時に、ウクライナで続いている戦争およびイスラエルとイランの12日間にわたる電撃戦が、米軍による6月のイラン核施設への空爆につながったことで、地政学的な不確実性が高まった。

こうした背景において、世界経済の成長見通しは大幅に下方修正され、2008年の金融危機以来の最低水準に達すると予想されている。しかし、不確実性にもかかわらず、一部の地域（特にEU）では第1四半期まで成長は底堅く、4月2日の米国の関税引上げを見越して、経済活動が一時的に高まる場面さえあった。

地域別では以下のとおりである。

- ・ 米国：2024年は潜在成長率を上回る成長が見られたものの、その後、米国経済の減速はかなり急激なものとなり、経済分析局の推計によると、年率換算の四半期ベースで、2024年第4四半期のプラス2.4%の後、第1四半期は0.5%のマイナス成長となった。こうした先行きの不透明さは、家計消費の減速とともに消費行動に反映される。銀行は、低所得世帯の流動性準備金の減少およびすべての貸付カテゴリーにおける債務不履行の増加に合わせて、消費者向け融資条件を引き締めた。同時に、新政権の政策およびそれを取り巻く不確実性は、すでにサービス業および製造業に影響を及ぼしており、企業調査では景況感が急激に悪化している。2025年のGDP成長率は1.2%になると予想される。
- ・ ユーロ圏：ユーロ圏の四半期成長率は上昇し、2024年第4四半期のプラス0.3%に続き、第1四半期はプラス0.6%となり、予想を大きく上回った。しかしながらこの大幅な上昇は、関税引上げを見越した動きを反映しており、ユーロ圏から米国への財（医薬品、化学製品など）の輸出が、2024年第1四半期と比較しておよそ40%増加し、とりわけアイルランドからの輸出が増加したことに起因している。このため、2025年のユーロ圏の成長率はプラス1.2%になると見込まれているが、この勢いはほぼ終息しており、2025年第2四半期の四半期成長率はプラス0.1%と鈍化している。これは、おそらく輸出増加の反動によるものであり、当年度末までには輸出の増加は緩やかになると予想される。複数の国（フランス、スペイン、オランダなど）で依然として政治的リスクが存在しており、成長の重しとなり続けている。
- ・ 中国：米国の関税政策を予想して輸出が大幅に増加したことで、中国経済は2025年第1四半期に底堅さを示した。内需の大部分が、大半の財源をインフラ計画に配分する財政赤字の拡大を主とする、財政政策によって支えられている一方で、消費を支援するための措置は限定的なものに留まっている。
- ・ 日本：個人消費は引続き緩やかに回復しており、2025年第1四半期には企業投資および住宅投資が増加したが、輸出の減少がこの傾向を逆転させる可能性がある。こうした背景において、経済の不確実性および実質賃金の低下が内需の重しとなる可能性に直面し、政府は2025年に0.7%になると予測されるGDP成長率を押し上げるため、景気刺激策を検討している。
- ・ 中南米地域：2025年初めの地域の成長率は比較的堅調に推移し、底堅い内需によって支えられていた。2025年第1四半期は、個人消費および投資が予想を上回る強さを示し、現時点では関税の影響は見られない。当行のこの地域のGDP成長率予測は、引続き前年比1.8%（GDPで加重）である。

関税はまだインフレに明らかな影響を及ぼしていない。

米国では、インフレ率が4月の2.3%の後、2.4%となった5月まで、比較的安定して推移した。これは、2025年上半期の大部分において関税の影響がなかったことを示唆している。しかし、インフレリスク

は依然として高く、本年のインフレ率は平均で3%になると予想されている。6月のインフレ率は、関税に関連するリスクが現実化し始めたことを反映し2.7%であった。

ユーロ圏におけるインフレ率（HICP（調和消費者物価指数））は、2025年第2四半期は穏やかな水準を維持し、4月の2.2%、5月の1.9%の後に、6月は2.0%とECBの目標値付近に留まった。コアインフレ率は、4月の2.7%から5月および6月には2.3%となり、2022年1月以降で最も低い水準に達した。フランスのインフレ率は、5月の0.6%からHICPベースで6月は0.8%となったが、ユーロ圏内で最も低い水準である。

一方で、中国経済は引続きデフレ圧力に苦しんでおり、生産者物価は下落を続けており（4月のマイナス2.7%に続き、5月はマイナス3.3%）、内需低迷を背景に2025年2月から5月は、消費者物価もマイナス圏であった。上半期のインフレ率は平均でマイナス0.1%であった。

日本では、インフレ率は第1四半期に始まった減速が続いており、2025年1月の4%から5月には3.4%となり、6月には3.2%となった。

インフレ率の推移は、特に原油価格および為替レートの変動に左右されるだろう。需要が弱い状況かつ地政学的な緊張下でも、原油価格は現在の水準（1バレル当たり65ドル）程度で推移すると予想される。ユーロ高は欧州におけるインフレ圧力を抑制するだろうが、米ドル安は追加的なインフレ要因である。

金融政策：米国および日本では金利が現状維持されている一方で、他のほとんどの地域では利下げが行われている。

地政学的な不確実性の高まりを背景として、中央銀行は異なる立場を取っている。

連邦準備制度理事会は、関税の引上げおよび堅調な労働市場を背景にインフレ率の上昇を懸念し、金利を4.5%（上限）で据え置いた。

ECBは2回の追加利下げ（4月および6月にそれぞれ25ベースポイントの利下げ）を実施し、預金金利2%で上半期を終了した。

イングランド銀行は5月に25ベースポイントの利下げを実施した後、6月は現状維持を選択し、金利を4.25%に据え置いた。同銀行は、ディスインフレが続いていることを踏まえ、緊縮的金融政策の解除については段階的かつ慎重な姿勢を維持していくと発表した。

スイス国立銀行は6月に政策金利を25ベースポイント引き下げ、0%とした。

日本銀行は第2四半期は現状維持を続け、政策金利を0.5%に据え置いた。同銀行は、世界の通商政策およびそれらが日本に及ぼす影響を主なリスクとして指摘した。

金利

当年度の第2四半期は貿易摩擦の激化が顕著であり、これにより、ユーロおよび米国の金利市場でボラティリティが大きく上昇した。一方で、4月初めに米国債イールド・カーブに圧力がかかる場面が見られたが、欧州の国債のイールド・カーブが上昇したことで、外国人投資家がドルから徐々に撤退し、ユーロを買う動きが始まった。利上げの停止および関税に関する段階協議を経て、米国の金利低下が確認された。

欧州では、欧州中央銀行（ECB）が第2四半期末までにほぼ利下げサイクルを終えたように見受けられるが、その一方で、米国連邦準備制度理事会（FED）はより慎重な姿勢を取っている。今後数年間で予定されているドイツの財政計画は、現政権がこの計画の迅速な実施を目指して取り組んでいるため、依然として大きな存在感がある。これは、今後数ヶ月から数年にわたり、より多くのソブリン債が発行されることを示しており、その結果、ドイツ国債イールド・カーブの低下余地が限定的になる。四半期末現在で、10年ブンドの利回りは2.60%で取引を終え、期初から15ベースポイント上昇した。

金利に対する期待は変化しており、市場は本年、連邦準備制度理事会による25ベースポイントの利下げが2回から3回実施されると予想しており、ECBについても25ベースポイントの利下げをほぼ確実視している。イールド・カーブについてはスティープ化が続き、期間プレミアム再構築で、ユーロ2-10年スワップはこの期間中に15ベースポイント拡大し、60ベースポイントに達した。これと同時に、連邦準備制度理事会による利下げへの期待が高まったことに支えられ、米国2-10年スワップも15ベースポイント拡大した。

ソブリン・スプレッドについては、4月初めの解放の日の後にボラティリティが発生した場面を除けば、四半期を通じて縮小傾向が明らかであった。10年BTP-ブンドスプレッドは約25ベースポイント縮小し、85から90ベースポイント程度に達し、2010年以来の低水準であった。一方で、10年OAT-ブンドスプレッドは、期間中は3ベースポイントのわずかな縮小で68ベースポイントとなり、あまり良好なパフォーマンスではなかった。これは、フランス政府の依然として脆弱な状況、不信任リスクへの懸念および財政再建をめぐる不透明感に起因している。

外国為替

地政学的および貿易に対する不透明感が、ドルへの不信感を招いている。第2四半期は、ドルの大幅な下落が顕著であった。ドルインデックスは7%下落し、2022年第4四半期以来の最大の四半期下落幅となった。ドルインデックスの半期の下落率(10.7%下落)は、当年度初めからの期間としては数十年ぶりの大きさであった。

こうした背景において、ユーロは8.8%上昇し、1ユーロ1.1763ドルと2021年9月以来の高値で取引を終えた。ちなみにユーロは、2月初めに2022年11月以来の安値となる1ユーロ1.0141ドルを記録した。

G10通貨はいずれも対ドルで上昇し、スイスフラン(11.4%上昇)および円(3.9%上昇)が上昇を牽引した。

新興国通貨の中では、人民元が第1四半期に0.6%上昇した後、第2四半期は1.3%の上昇となり、1ドル7.16元まで戻した。

石油

原油価格は2025年第1四半期の平均1バレル当たり74ドルから下落し、第2四半期は平均1バレル当たり66ドルとなった。この下落は、ドナルド・トランプ大統領による解放の日の関税の導入が大きく影響しており、世界貿易の減速による需要への大きな影響を市場が価格に織り込み始めたことで、ブレント原油価格は4月に1バレル当たり62ドルまで下落した。

しかし、価格は6月にイスラエルとイランの間で公然の戦争が勃発した際に、四半期末にかけて急激に回復した。ブレント原油は、市場が地域のエネルギー供給をめぐる大きなリスクプレミアムを価格に織り込んだため、6月20日に1バレル当たり80ドルの日中高値に達した。イスラエルはイランのエネルギー施設を標的とし、イランはホルムズ海峡を封鎖すると脅した。しかし、当初の懸念に反して、供給面で大きな喪失は最終的には現実化していない。

リスクプレミアムは米国がイランの核施設を爆撃した際にピークに達したが、イランが事前通知の上でカタールの米軍基地を攻撃し、緊張緩和を図ったことで、この緊張は急速に収束した。米国の仲介による停戦が成立した後、ブレント原油価格は1バレル当たり70ドルを下回る価格に戻った。

株式

2025年上半期の株式市場は特に波乱に満ちていた。S&P500は解放の日の後、4月7日までに約19%下落したが、その後、米国の関税に関して最悪の事態を回避できそうだとの見方から、上半期末には過去最高値に回復した。S&P500は上半期の終わりには5%上昇したが、米国のマグニフィセント7(メガテック)はアンダーパフォームした(上半期のマグニフィセント7指数は0.1%の上昇)。

他の地域の米国に対するアウトパフォームは特に顕著であり、米国を除くMSCIワールドは、上半期は17%の上昇であった。欧州株式の上昇が著しく、とりわけ、DAX(20.1%上昇)、金融(SX7Eが37.6%上昇)、工業、建設および公益事業(ストックス600の該当する業種別部門が15%から17%上昇)は、財政刺激策および防衛費増額への期待を背景に大きく上昇した。一方、消費財および自動車部門は価格リスクの影響でアンダーパフォームした。インプライド・ボラティリティについては、VStoxxが4月7日に46を超えてピークに達した後、6月末には再び2024年末と同水準(17程度)まで低下した。

最後に、新興国株式は非常に好調なパフォーマンスを示し、特に東欧は46.5%の上昇、中南米は26.3%の上昇となった。MSCI中国指数も、米国との貿易摩擦が続く中でも16.7%の上昇となり、香港ハンセン指数も20%の上昇となった。アジア新興国のその他の市場も12.2%の上昇となった。一方で、日本は日経平均が1.5%の上昇となり、アンダーパフォームした。

(b) ナティクシスの事業分野における重要事象

Natixis Corporate & Investment Banking (CIB) は、堅調な金融業績を発表し、2025年上半期を特徴づけた複雑な地政学的環境において顕著な回復力を示した。

グローバル・マーケット業務の成長は堅調に推移したが、これは非常に好調な商業実績および不安定な市場における取引量の増加によるものであった。同時に、同事業では、アクティブ顧客数の大幅な増加および新規顧客数の増加を記録した。Natixis CIBは、2025年のEnergy Risk Awardsにおいて「Electricity House of the Year」を受賞した。

実物資産ファイナンスに関しても、業績は非常に良好であった。インフラストラクチャー・ファイナンスにおいては、米国におけるいくつかの再生可能エネルギー・プロジェクトを除き、地政学的事象がまだディール・フローに重大な影響を及ぼしていないにもかかわらず、すべてのプラットフォームにおいて取引量が非常に高い水準を維持したが、世界的なデジタル・インフラストラクチャーへの旺盛な投資によりほぼ相殺された。商業用不動産ファイナンス業務は、オフィスを除くすべての資産クラスおよびすべての地域で好調に推移した。いくつかのインフラストラクチャー・ファイナンスおよび航空機ファイナンスの案件が、PFI、TXFおよびPFI Awardsの「Deals of the Year」に選出された。Natixis CIB は、北米における「MLA of the Year」にも選出された。

2025年初めに、グローバル・トレードは、競争上および業務上の課題に対処しつつ、展開を加速させるために、その専門知識を活用して新たな組織を設立した。

- ・ トレード・ファイナンス業務については、当行の顧客の資金ニーズをより深く理解し、予測することを可能にする、部門別組織
- ・ 現金管理業務およびコルレス銀行業務については、資金の回収を促進し、コルレス銀行との関係を構築し、フィンテック企業とともに当行のプレゼンスを高めるための商用システム

したがって、2025年上半期において、すべての地域において国際的な事業展開が継続された。エネルギー転換・モビリティ事業およびコア産業業務は、特にサプライチェーン・ファイナンスの拡大により、成長を続けた。いくつかの非常に優れた輸出ファイナンス取引が成立した。最後に、グローバル・トレードのチームは、過去最高の資金額を調達した。

インベストメント・バンキング業務は、市場が不安定になる中で、すべての事業分野およびすべての地域において、過去最高の上半期を記録した。Natixis CIBは、ECMフランチャイズがSBF120銘柄の自社株買戻しで第1位に上昇し、金融発行市場における主導的地位を確立した。また、DCMフランチャイズがFIGsでユーロ建て発行（自己勘定取引を除く。）において第1位を獲得した。

M&A業務は、好調な勢いを維持した。2025年1月、子会社であるNatixis PartnersがFinancière de Courcellesとの戦略的合併を発表し、中小株セグメントにおける専門性を強化するとともに、フランス国内、特にBanques PopulairesおよびCaisses d'Epargneのネットワーク内での影響力を拡大した。Natixis Partnersは、2024年のデット・アドバイザー部門で第2位、取引高でも第3位である。Fenchurchは、英国における取引件数で第2位である。2024年、Azure Capitalは、「Energy, Mining and Utilities M&A Financial Adviser of the year」を受賞した。

Natixis CIBは、サステナブル・ファイナンスについても戦略目標を達成した。2025年上半期において、いくつかの成果が見られた。

- ・ ESGアドバイザー・オフリングの展開により、案件獲得数が増加した。
- ・ サステナブル・ファイナンスおよびグリーン収益における実績は、当行の2026年目標に沿ったものであった。Natixis CIBは、サステナブル・ファイナンスの分野で最多の取引を調整した銀行に関するDealogicのランキングにおいて第1位を獲得した。
- ・ Natixis CIBの気候問題に対する取組みの道筋を引続き綿密に管理した。グリーン・ウェイトン・ファクターのカラー・ミックスによる測定を用いて年間目標を達成し、NZBAのモニタリングにより、BPCEのこの分野における取組みに貢献した。

全体として、南北アメリカ大陸、EMEAおよびアジア太平洋の3つのプラットフォームすべてが、堅調な商業実績を記録した。アジアでは、Natixis CIBが、当行グループの国際的な成長目標に沿って、力強い成長を遂げた。また、Natixis CIBは、日本において銀行免許を取得し、現地でのプレゼンスを強化し、サービス提

供範囲を拡大するとともに、世界有数の金融市場の1つである同国への取組みを確認した。インドでは、Natixis CIBは、同国におけるプレゼンスを徐々に高めるための戦略的なイニシアチブを継続した。

最後に、2025年初めは、2030年戦略計画に従い新設された「食品、農業および自然資本」部門により特徴付けられた。その目的は、フランス国内および海外の両方において、この部門のバリュー・チェーン全体にわたる専門性を強化することである。

VISION 2030年計画の開始から1年が経過し、Natixis Investment Managers (IM) は、自社チームおよび関連資産運用会社のチームによる取組み、ならびにそれらが顧客のあらゆるニーズに応えるために考案した積極的な投資戦略により、顧客から選ばれるパートナーとしての地位を確立した。2024年以降、同社は、一連のイニシアチブを開始し、資産運用における世界的な主要プレーヤーを構築するための戦略的ロードマップのすべての柱において進展を遂げている。

Natixis IMは、同社の事業範囲を拡大し、販売モデルを適応させた。

- ・ 営業力の強化、ならびに2,000十億ドル超の運用資産および9百万人の顧客を有するウェルス・マネジメント・コンサルティングのトップ企業であるEdward Jonesとの新たなパートナーシップにより、米国におけるプレゼンスを拡大した。これにより、Natixis IMは、ダイレクト・インデクシングのセパレートリー・マネージド・アカウント (SMA) において、Edward Jonesの独占サプライヤーとなり、アドバイザー業務においては、Edward Jonesの数少ないサプライヤーの1社となった。
- ・ アジア太平洋地域における大幅な流入額の増加 (2025年1月から6月にかけて前年同期比120%増)
- ・ Groupe BPCEの顧客専用の財形貯蓄の専門家であるVEGA Investment Solutionsを立ち上げ、Banques PopulairesおよびCaisses d'Epargneを支援することで、当行グループ内でこの業務を展開した。
- ・ HSBC Epargne Entrepriseの買収に伴う統合により、従業員貯蓄計画の市場におけるNatixis Interépargneの主導的地位を強化した (下記も参照のこと。)。

Natixis IMは、顧客の目的に応えるため、投資サービスも強化している。

- ・ Gateway Investment Advisersが、ロサンゼルスを拠点とするセパレートリー・マネージド・アカウントにおけるオプション戦略の専門家であるBelmont Capital Groupの事業を買収した。
- ・ MirovaとThematics Asset Managementの合併が提案されている。これは革新性とポジティブな影響力を組み合わせた独自のサービスを提供し、テーマ型運用における新たなグローバル・ベンチマークを設定するものである。
- ・ Flexstone PartnersおよびVEGA Investment Solutionsと共同で、欧州において2つの新しい革新的なエバーグリーン型個人資産戦略を導入した。
- ・ 米国ではアクティブETFsが非常に力強い伸びを示し、残高が1十億ドルを超え、欧州では拡大計画も進んでいる。

Natixis IMは、効率性の向上および顧客サービスの強化を図る目的で2024年夏に創設した、Natixis IMの業務サービス・プラットフォームの展開を通じて、顧客サービスの改善を継続した。

最後に、2025年1月に、Groupe BPCEは、資産運用業務をGeneraliと統合する計画を発表した。

Natixis Interépargneは、HSBC Continental Europeの子会社であるHSBC Epargne Entrepriseの買収および事業譲渡を完了した。これは同社史上で最も重要な取引で、33,000を超える新規企業が統合され、240,000を超える預金口座が引き継がれた。

Banques PopulairesおよびCaisses d'Epargneのネットワークにおいて記録的な売上高を達成し、商業的な好転が続いた。Caisses d'Epargne Haut de Franceとの連携による、サッカークラブLOSCの利益分配契約および貯蓄制度の買収、ならびにBanques Populaires Val de Franceとの連携による、Sofinnova Partners (従業員100名、資産総額18百万ユーロ) の買収は、特筆に値する。

大口顧客については、Natixis Interépargneは、NGEから残高総額190百万ユーロ、Diot Siaciから60百万ユーロ、Dassault Aviationから (DNCAとの財務管理で) 100百万ユーロの運用を委託された。

2025年上半期において、金利変動が激しく、不確実な地政学的状況の特徴とする市場環境の中で、Natixis Wealth Managementおよびその子会社は、発展および革新の勢いを維持した。

2025年7月1日に完了したDorval AMの買収は、柔軟かつ責任ある資産運用におけるグループの専門性を強化し、顧客に提供する投資ソリューションを充実させるものである。さらに、Natixis Wealth Management

は、Décideurs Patrimoine主催の第7回 Sommet du Patrimoine et de la Performanceにおいて「Best Affiliated Private Bank」賞を受賞し、卓越した評価を確固たるものとした。この進展は、模範的な質の高いサービスで顧客を支援する当行の継続的な取組みを示すと同時に、ウェルス・マネジメント市場におけるベンチマークとしての地位を確立するものである。

当期は、Banques PopulairesおよびCaisses d'Epargneのネットワークとの提携が強化されたことも特徴とし、これにより、開発シナジーを強化し、ますます多様化する顧客基盤に提供するソリューションの範囲を拡大することができた。

() 2025年6月30日現在の経営報告書

2024年12月31日におけるSEP決済の停止および2024年12月のNatixis Moscowの売却に係る、これらの事業分野の残存寄与額は、損益計算書の下部に個別に表示されている。

プロフォーマ経営データとは、「() 定義および代替業績指標」に示した修正再表示を考慮した後の2024年のデータを指す。

(a) 連結決算

(単位：百万ユーロ)	2025年上半期	変動	
		2024年上半期 プロフォーマ	2025年と2024年との比較 現行 恒常
銀行業務純利益	4,160	4,016	3.6% 4.1%
うち事業分野	4,211	3,911	7.7% 8.2%
営業費用	(3,006)	(2,804)	7.2% 7.7%
営業総利益	1,154	1,212	(4.8%) (4.3%)
リスク費用	(124)	(145)	(14.1%) (12.9%)
営業利益	1,030	1,067	(3.5%) (3.1%)
持分法	14	7	
その他資産に係る損益	5	1	
のれん価値における変動	0	0	
税引前利益	1,048	1,076	(2.5%) (2.2%)
所得税	(319)	(320)	(0.3%) 0.1%
非支配持分	(26)	(26)	
非継続事業からの純利益	0	2	
純利益(グループ持分)(報告値)	704	732	(3.8%) (3.4%)
費用収益比率	72.3%	69.8%	

連結損益計算書に含まれる主要な項目の増減の分析

銀行業務純利益

ナティクスの銀行業務純利益(NBI)は、2025年上半期において4,160百万ユーロとなり、2024年上半期と比較して現行為替レートで3.6%、恒常為替レートで4.1%の増加となった。

2025年上半期における事業分野から生じた銀行業務純利益は、2024年上半期と比較して現行為替レートで7.7%、恒常為替レートで8.2%増加し、4,211百万ユーロとなった。当該期間中、資産運用およびウェルス・マネジメント部門の収益は1,715百万ユーロとなり、現行為替レートで2.2%、恒常為替レートでも2.8%増加した。同時に、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門の収益は2,496百万ユーロとなり、2024年上半期と比較して現行為替レートで11.8%、恒常為替レートで12.2%増加した。

コーポレートセンターのNBIには、Natixis Algérieが含まれているが、2024年上半期におけるプラス106百万ユーロと比較してマイナス51百万ユーロとなった。このNBIには、ユーロ・ドルの為替レートの変動による2024年上半期のプラス45百万ユーロと比較して、外貨建て超劣後債務の過去のレートでのFX再評価に関するマイナス158百万ユーロが含まれている。

営業費用および人員

営業費用は、2024年と比較して現行為替レートで7.2%増加(恒常為替レートで7.7%増加)し、3,006百万ユーロとなった。

資産運用およびウェルス・マネジメント部門に係る費用(経常外項目を含む。)は、主に固定人件費および変動人件費の増加により、恒常為替レートで2.0%増加した。コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門に係る費用は、事業活動に牽引され恒常為替レートで13.2%増加した。コーポレートセンターに係る費用は、2025年上半期には75百万ユーロとなり、72百万ユーロであった2024年上半期と比較してほぼ横ばいであった。

人員は、2025年6月末現在において期末時点の常勤労働者が前年比で4.5%増の15,498人となった。人員は資産運用およびウェルス・マネジメント部門において横ばい、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門において3.5%増加し、ポルトにおける統制機能の強化およびチームの展開に伴い、

サポート機能の人員も4.5%増加した。コーポレートセンター事業分野における人員は、前年比で17.7%増加した。これには、Natixis Algérieの人員（前年比で4.7%増加）に加え、BPCEに提供するサービス対応を含めたITチームの強化が含まれている。

営業総利益

営業総利益は、2024年上半期と比較して現行為替レートで4.8%、恒常為替レートで4.3%減少し、2025年上半期には1,154百万ユーロとなった。

税引前利益

リスク費用は、2024年上半期と比較して、現行為替レートで20.4百万ユーロ（恒常為替レートで18.5百万ユーロ）減少し、2025年上半期には124百万ユーロとなった。事業分野における、残高の割合としてのリスク費用は、2024事業年度の37.9ベースポイントと比較して、2025年上半期には31.7ベースポイントとなった。

持分法適用会社からの収益は、2024年上半期の7.1百万ユーロと比較して、2025年上半期には合計13.7百万ユーロとなった。

その他資産に係る損益は、現行為替レートで1.2百万ユーロの利益となった2024年上半期と比較して、2025年上半期には4.9百万ユーロとなった。

したがって、経常税引前利益は、2024年上半期の1,076百万ユーロと比較して、2025年上半期には1,048百万ユーロとなった。

純利益（グループ持分）

税金費用は、2024年上半期の320百万ユーロと比較して、2025年上半期には319百万ユーロとなった。

非支配持分は、2025年上半期には25.8百万ユーロとなり、このうち25.9百万ユーロは資産運用およびウェルス・マネジメント部門によるものであった。

2025年上半期における非継続事業からの純寄与額は、プラス0.0百万ユーロであった。2024年上半期においてはプラス2.2百万ユーロであり、これは、決済事業およびNatixis Moscowから生じた残存寄与額に相当する。

これらにより、会計純利益は、2024年上半期の732百万ユーロと比較して、2025年上半期は704百万ユーロとなった。

(b) ナティクシスの事業分野別分析

資産運用およびウェルス・マネジメント

(単位：百万ユーロ)	2025年上半期	変動		
		2024年上半期 プロフォーマ	2025年と2024年との比較 現行	恒常
銀行業務純利益	1,715	1,678	2.2%	2.8%
資産運用	1,654	1,620	2.1%	2.7%
ウェルス・マネジメント	61	59	3.9%	3.9%
営業費用	(1,355)	(1,335)	1.5%	2.0%
営業総利益	360	343	4.9%	5.6%
リスク費用	(8)	4		
営業利益	352	348	1.3%	2.0%
持分法	(0)	(0)	(50.2%)	(50.7%)
その他資産に係る損益	5	0		
のれん価値における変動	0	0		
税引前利益	357	348	2.6%	3.3%
所得税	(95)	(94)	1.5%	2.2%
非支配持分	(26)	(23)	11.2%	11.2%
純利益（グループ持分）	236	231	2.2%	3.0%
費用収益比率	79.0%	79.5%		

資産運用およびウェルス・マネジメント部門の収益は、2024年上半期と比較して恒常為替レートで2.8%増加（現行為替レートでは2.2%増）し、1.7十億ユーロとなった。

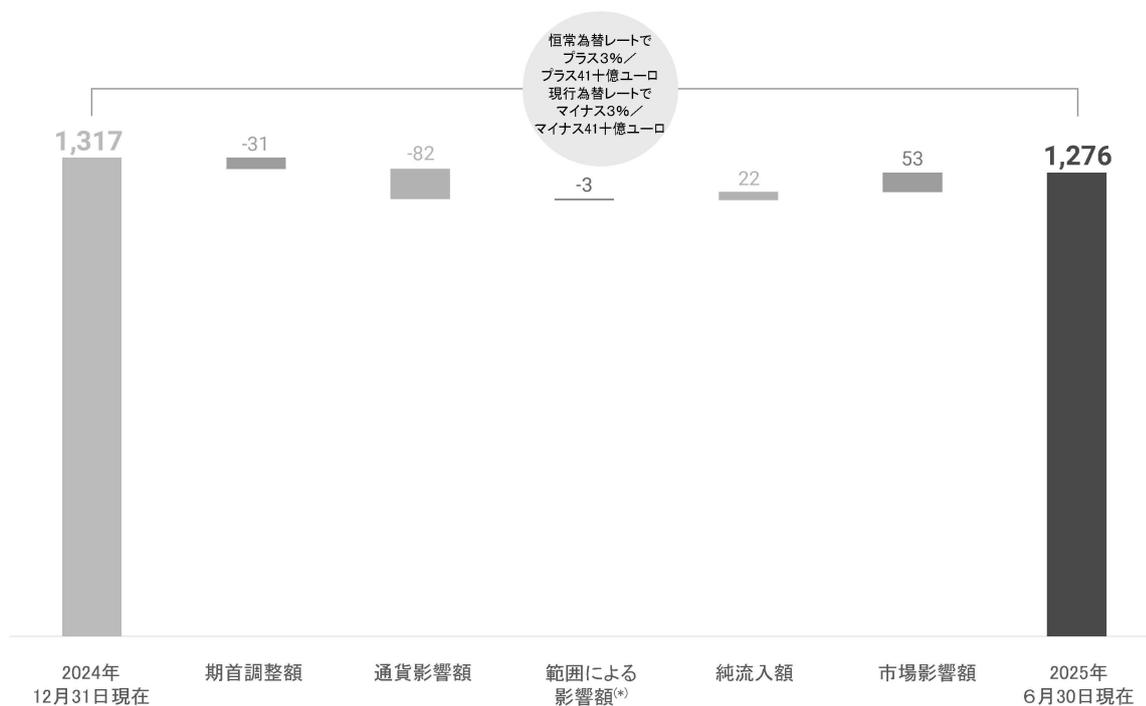
費用は、2024年上半期と比較して恒常為替レートで2.0%増加（現行為替レートでは1.5%増）し、1.4十億ユーロとなった。

営業総利益は、恒常為替レートで5.6%増加（現行為替レートでは4.9%増）し、360百万ユーロとなった。

A 資産運用

2025年6月末現在、運用資産額は1,276十億ユーロとなり、2024年12月31日現在と比較して現行為替レートで41十億ユーロ減少（3.1%減）した（恒常為替レートで3.3%増）。かかる減少は、有利な市場の影響（53十億ユーロ増）および非常に活発な流入額（22十億ユーロ増）にもかかわらず、2024年12月31日現在の運用資産の方法論的調整（収益に影響しないINIMの新たな報告方針を反映した30十億ユーロ減）および当年度上半期における不利な通貨の影響（82十億ユーロ減）の結果生じたものであった。

本年における運用資産額の変動(単位：十億ユーロ)



* 2025年1月のMV Creditの撤退

2025年6月30日現在、当事業分野は、純流入額22.1十億ユーロ（うち、15.4十億ユーロは債券商品）を計上した。

- Active Fundamentalの純流入額は7.6十億ユーロとなった。これは、主にLoomis Saylesにおける債券商品への力強い流入によるもので、主にHarrisの株式商品への流出により相殺された。
- Ostrum Asset Managementは、主にマネー・マーケット・ファンドによる純流入額が6.8十億ユーロとなった。
- Solutionsの純流入額は、主にSolutions USにおける多角的商品および株式商品で6.7十億ユーロとなった。
- Quantの流入額は1.1十億ユーロとなったが、主にOssiamの株式商品および債券商品によるものであった。

2025年6月30日現在における平均残高は1,175十億ユーロとなり、2024年6月30日現在と比較して恒常ユーロで増加した（8%増）。Ostrum Asset ManagementおよびMV Creditの範囲による影響額を除くと、平均残高は795.5十億ユーロとなり、2024年6月30日現在と比較して10%増加した。Ostrum Asset

Managementを含む残高に係る利率は、24.8ベースポイントとなり、2024年6月30日現在と比較して1.2ベースポイント低下した。Ostrum Asset Managementを除くと、残高に係る利率は34.5ベースポイントとなり、2024年6月30日現在と比較して1.9ベースポイント低下した。

2025年6月30日現在、Asset ManagementのNBIは1,654百万ユーロとなり、2024年6月30日現在と比較して恒常為替レートで43.7百万ユーロ増加（2.7%増）した。

当期中の事業分野のNBIは、残高における手数料の増加（主にLoomis、US DistributionおよびDNCA）と、業績報酬の増加（主にDNCA）に牽引されたが、現金収入の低下を伴う金融商品の減少および不利な通貨の影響により相殺された。

営業費用は恒常為替レートで1,293百万ユーロとなり、2024年6月30日現在と比較して25百万ユーロ増加（2.0%増）した。

かかる費用の増加は、人員および給与の増加に伴う固定人件費ならびに収益の増加に伴う変動人件費によるものである。

人件費を除いた費用は、その他の営業費用に関し減少し、IT費用も抑制された。

B ウェルス・マネジメント

2025年6月30日現在、ウェルス・マネジメントのNBIは61百万ユーロとなり、純受取利息の減少にもかかわらず、残高に対する手数料および取引手数料の増加により、2024年6月30日現在と比較して3.9%増加（2百万ユーロ増）した。

営業費用は、2024年6月30日と比較して3.2%増加（1.9百万ユーロ増）し、62百万ユーロとなったが、これは主にIT費用およびその他の営業費用によるものであった。

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

(単位：百万ユーロ)	2025年上半期	変動		
		2024年上半期 プロフォーマ	2025年と2024年との比較 現行	恒常
銀行業務純利益	2,496	2,232	11.8%	12.2%
グローバル・マーケット	1,291	1,087	18.8%	19.0%
フィックスド・インカム	861	716	20.2%	20.5%
株式	403	357	12.8%	12.9%
XVAデスク	27	13		
グローバル・ファイナンス	871	868	0.3%	0.9%
インベストメント・バンキングおよびM&A	328	288	13.9%	14.4%
その他の項目	6	(10)		
営業費用	(1,576)	(1,398)	12.8%	13.2%
営業総利益	920	835	10.2%	10.6%
リスク費用	(121)	(145)	(16.5%)	(15.5%)
営業利益	799	690	15.8%	16.1%
持分法	14	7	88.0%	88.0%
その他資産に係る損益	(0)			
税引前利益	813	698	16.5%	16.9%
純利益（グループ持分）（修正値）	606	516	17.5%	17.9%
費用収益比率	63.1%	62.6%		

2025年上半期において、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの**銀行業務純利益**は、2024年と比較して、恒常為替レートで12.2%、現行為替レートで11.8%増加して、2,496百万ユーロとなった。

グローバル・マーケット業務の収益は、2024年と比較して、恒常為替レートで19.0%増加し、2025年上半期には1,291百万ユーロとなった。

金利、外国為替、信用供与、コモディティおよびトレジャリー業務の収益は、2024年と比較して、恒常為替レートで20.5%増加し、2025年上半期には861百万ユーロとなった。各セグメントにおいて、以下の変動が見られた。

- ・ **金利、外国為替およびコモディティ業務**は、好調な商業活動の恩恵を受けて、恒常為替レートで7%増加した。
- ・ **信用市場業務**の収益は、すべてのサブアクティビティに牽引され、2024年と比較して恒常為替レートで11%強増加した。
- ・ 最後に、商業活動に牽引され、**グローバル証券ファイナンス**（特に回収）の収益は、債券と株式で半々を占め、恒常為替レートで66%増加した。

収益は403百万ユーロとなり、**株式業務**は、恒常為替レートで13%近く増加した。主に、**戦略的株式資本市場**および債券付**グローバル証券ファイナンス**に関連するインベストメント・バンキングとの提携による収益が成長を牽引した。

インベストメント・バンキングおよび**M&A**の収益は、2025年上半期には恒常為替レートで14%増加し、328百万ユーロとなった。世界的なM&A市場が2024年上半期と比較して減少する中で、M&A業務は恒常為替レートで21%増加した。**買収および戦略ファイナンス**の収益は、主な業務、特に買収ファイナンスの好調な勢いに牽引され、恒常為替レートで18%増加した。**戦略的株式資本市場業務**の収益は、戦略的持分取引に牽引され、恒常為替レートで14%増加した。

デット・キャピタル・マーケット業務の収益は、プライマリー組成の増加および発行市場における主導的地位にもかかわらず、2024年上半期と比較して恒常為替レートで4.0%わずかに減少した。インベストメント・バンキング業務の収益は、グローバル・マーケットとの提携により生じており、その結果はグローバル・マーケットおよびインベストメント・バンキング間で平等に分配されることは、留意すべきである。

ファイナンスの収益は871百万ユーロとなり、2024年上半期と比較して、恒常為替レートで0.9%増加した。**実物資産に係るオリジネーションおよびシンジケーション業務**の収益は、不動産部門の回復、浮揚性のあるインフラストラクチャーおよびエネルギーファイナンスならびに航空機業務に牽引され、2024年上

半期と比較して32%増加した。2025年上半期におけるファイナンス・ポートフォリオの収益は、ベース効果（2024年第1四半期における経常外収益）により、恒常為替レートで7%減少した。グローバル・トレード業務の収益は、顧客会計管理およびトレード・ファイナンスにおける業務に支えられ、恒常為替レートで2024年上半期と同水準であった。

2025年上半期において、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの営業費用は、1,576百万ユーロとなり、2024年上半期と比較して、恒常為替レートで13.2%増加した。

M&Aを除くと、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの費用は、コストインフレ、事業分野の目標を支援するための特にITにおける投資、人員の増加および事業活動に伴う営業費用を反映し、恒常為替レートで11.4%増加した。

営業総利益は、2024年上半期と比較して、恒常為替レートで10.6%増加して合計920百万ユーロとなった。2025年上半期の費用収益比率は63.1%であり、これは2024年上半期と比較して、0.5ポイント増加した。

リスク費用は121百万ユーロとなり、2024年上半期と比較して恒常為替レートで15.5%減少したが、これは主に2024年上半期における個人の引当金およびベース効果の影響によるものであった。

税引前利益は、営業総利益の増加およびリスク費用の減少の恩恵を受けて、2024年上半期と比較して恒常為替レートで17%増加し、合計813百万ユーロとなった。

コーポレートセンター

(単位：百万ユーロ)	2025年上半期	変動		
		2024年上半期 プロフォーマ	2025年と2024年との比較	
			現行	恒常
銀行業務純利益	(51)	106		
Natixis Algérie	38	36	6.8%	7.1%
事業横断型機能	(89)	70		
営業費用	(75)	(72)	5.1%	5.5%
営業総利益	(126)	34		
リスク費用	5	(4)		
営業利益	(121)	29		
持分法	(0)	(0)		
その他の資産に係る損益	(0)	1		
のれんの価値の変動	0	0		
税引前利益	(121)	30		

コーポレートセンターの銀行業務純利益は、2024年6月末現在のプラス106百万ユーロと比較して、2025年6月末現在ではマイナス51百万ユーロとなった。

A Natixis Algérie

恒常為替レートで、2024年6月と比較して、短期平均貸付残高は17%増加し、中期および長期平均貸付残高は47%増加した。

顧客預金は、() 定期預金および貯蓄預金ならびに() 当座預金の増加に伴い13%増加した。

オフバランスシートコミットメントは、現地保証、保証および信用状の再発行が増加したことに伴い、恒常為替レートで40%増加した。

最後に、ファイナンス・リースの残高は44%増加した。

Natixis Algérieは、2024年6月と比較して7%増のプラス38百万ユーロの銀行業務純利益を計上したが、為替レートの影響は軽微であった。銀行業務純利益はこれにより、() 短期国債のエクイティ投資(6%増)、() 純金利差益(5%増、トレジャリー・ローンの残高の増加に伴う受取利息に焦点を当てた)、() リース利息(29%増、残高の増加に伴うもの)および() 手数料(7%増、主に残高の変動に伴う保証および自由送金取引の増加に伴う外国為替取引によるもの)の増加となった。

B 事業横断型機能

事業横断型機能の**銀行業務純利益**には、主にトレジャリーおよび貸借対照表運用取引からの収益が含まれる。2024年6月末現在のプラス70百万ユーロと比較して、2025年6月末現在はマイナス89百万ユーロとなった。

- ・ ドル建ての超劣後債の為替レートの影響は、前年のプラス45百万ユーロと比較して、2025年6月末現在はマイナス158百万ユーロとなった。
- ・ 支店の外貨建ての資本還流の外国為替差は、2024年上半期はニューヨーク支店および香港支店でプラス16百万ユーロであったのに対し、2025年上半期には計上されなかった。
- ・ その他の項目の利益は、主にFVA / DFAの評価が好調であったことが金利の影響により一部相殺され、62百万ユーロ増加した。

コーポレートセンター事業分野の**費用**は、2024年6月末現在の72百万ユーロと比較して、2025年6月末現在は合計75百万ユーロとなった。かかる費用には主に経常項目が含まれ、両期間において比較的安定していた。

営業総利益は、2024年6月末現在のプラス34百万ユーロと比較して、2025年6月末現在はマイナス126百万ユーロとなった。

コーポレートセンター事業分野の**リスク費用**は、2024年上半期のマイナス4百万ユーロと比較して、2025年6月末現在はプラス5百万ユーロとなった。Natixis Algérieについては、引当金よりも高い水準の戻入れによりリスク費用はプラス3.9百万ユーロとなった。これは恒常為替レートでプラス1.2百万ユーロであった2024年上半期と比較されるものである。

税引前利益 / (損失)は、2024年上半期のプラス30百万ユーロと比較して、2025年6月末現在はマイナス121百万ユーロとなった。

リスク費用

2025年6月30日現在のリスク費用はマイナス124百万ユーロとなり、そのうちマイナス81百万ユーロが不良債権のリスク、マイナス43百万ユーロが正常債権の引当金に関するものであった。2024年6月30日現在、リスク費用はマイナス145百万ユーロとなり、そのうちマイナス183百万ユーロが不良債権のリスク、プラス38百万ユーロが正常債権の引当金に関するものであった。

部門別のリスク費用合計

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日	2024年6月30日
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	(121)	(145)
資産運用およびウェルス・マネジメント	(8)	4
その他	5	(4)
リスク費用合計	(124)	(145)

地理的地域別のリスク費用合計

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日	2024年6月30日
EMEA	(115)	(74)
中央およびラテンアメリカ	5	(16)
北米	(26)	(51)
アジアおよびオセアニア	12	(4)
リスク費用合計	(124)	(145)

別表 - 連結決算

1. 2025年6月30日現在における経營業績を連結決算へと調整

(単位：百万ユーロ)	2025年上半期		2025年上半期		2025年上半期
	基礎値	経常外項目	修正値	非継続事業	報告値
銀行業務純利益	4,319	(158)	4,160	0	4,160
営業費用	(2,975)	(31)	(3,006)	0	(3,006)
営業総利益	1,343	(189)	1,154	0	1,154
リスク費用	(124)	0	(124)	0	(124)
営業利益	1,219	(189)	1,030	0	1,030
持分法	14	0	14		14
その他資産に係る損益	5	0	5		5
税引前利益	1,237	(189)	1,048	0	1,048
所得税	(385)	66	(319)	(0)	(319)
非支配持分	(26)	0	(26)		(26)
純利益（グループ持分）	827	(123)	704	0	704
費用収益比率	68.9%		72.3%		72.3%

2. 2024年6月30日現在における経營業績を連結決算へと調整

(単位：百万ユーロ)	2024年上半期		2024年上半期		2024年上半期
	基礎値	経常外項目	修正値	非継続事業	報告値
銀行業務純利益	3,971	45	4,016	4	4,020
営業費用	(2,804)	(0)	(2,804)	(1)	(2,805)
営業総利益	1,167	45	1,212	3	1,215
リスク費用	(145)	0	(145)		(145)
営業利益	1,022	45	1,067	3	1,070
持分法	7	0	7		7
その他資産に係る損益	1	0	1		1
税引前利益	1,030	45	1,076	3	1,078
所得税	(308)	(12)	(320)	(1)	(321)
非支配持分	(26)	0	(26)		(26)
純利益（グループ持分）	696	34	729	2	732

費用収益比率	70.6%	69.8%	69.8%
--------	-------	-------	-------

() 定義および代替業績指標**「事業分野から生じた銀行業務純利益」および「コーポレートセンターのNBI」の定義**

ナティクスは、以下の2つの事業部門で構成されている。

- ・ 資産運用およびウェルス・マネジメント部門
- ・ コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

「事業分野」の範囲は、上記2部門を統合したものである。「事業分野」の範囲とは、資産運用およびウェルス・マネジメント部門ならびにコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング部門の業績をいい、「コーポレートセンター」は除外される。これらの業務部門のほかにコーポレートセンター業務が存在し、ここには主に本部のリファイナンス・メカニズムならびにナティクスの資産負債管理に関連する収益および費用、Natixis Algérieの業績ならびに非継続事業からの残余純利益が含まれる。

経常外項目

特別項目は、額の大きい経常外項目または経営実績を反映しない項目とりわけ変革費用および再編費用である。次の表は、特別項目の詳細を示したものである。

(単位：百万ユーロ)		2025年上半期	2024年上半期
外貨建てDSNに係る為替レートの変動(NBI)	コーポレートセンター	(158)	45
変革費用	事業分野および コーポレートセンター	(31)	0
所得税に及ぼした影響		66	(12)
純利益(グループ持分)に及ぼした影響合計		(123)	34

修正再表示の範囲(H20、非継続事業)

この表示の使用により、ナティクスの事業について、現在は売却または処分がなされている事業は除外した上で分析および提言を行うことが可能となる。

2024年においては、損益計算書の下部に「非継続事業からの純寄与額」項目として、() Natixis S.A. に属する決済事業(SEP)および() Natixis Moscowの残余寄与分を個別に表示している。

2025年においては、2024年12月のNatixis Moscowの売却およびSEP決済事業の解散(2024年12月31日)に伴い、非継続事業からの純利益はゼロであった。

「基礎値」/「修正値」/「報告値」の範囲

- ・ 「基礎値」は特別項目(上記の定義を参照のこと。)および非継続事業を除外している。
- ・ 「修正値」は特別項目を含み、非継続事業を除外している。
- ・ 「報告値」は特別項目および非継続事業を含む。

別表-連結決算は、これら3つの損益計算書の表示法間の移行を示している。これらの異なる表示は、ナティクスおよびその事業分野の実績の評価を、特別項目および非継続事業からの収益を分離して(該当する場合)業務の実績を測定することにより行うことを可能にする。

費用収益比率

費用収益比率とは、費用と収益との比率をいい、銀行部門の業務効率を測定するものである。

リスク費用

これは、連結損益計算書の「リスク費用」項目である。この指標は、リスクの水準を測定する。

その他の定義および規則

銀行業務の分離に係るフランスの法の要件を遵守するため、以前はグローバル・マーケットの一部であった、短期金融市場および担保管理の業務は、2017年4月1日に財務部門に移された。もっとも、互換性を確保するため、経営報告書において、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングとは、

短期金融市場および担保管理業務を含むコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングを指すものとする。

分析修正再表示には、ブルーデンシャル控除に基づく事業分野別割当が含まれる。

さらに、部門の業績評価の基準は、バーゼル3の平均RWA（CRR3）の10.5%に基づき事業分野への標準自己資本の分配を規定している。

なお、ナティクスの事業部門の利益は、バーゼル3（CRR3）の規制枠組に従って表示されている。様々な事業部門によって創出された利益を断定するために適用される規則は、以下のとおりである。

- ・ 割り当てられた標準自己資本（ブルーデンシャル控除を含む。）の利益を各事業部門が受領していること
- ・ 各部門を構成する事業体の発行済株式資本利益率が除去されていること
- ・ Tier 2劣後負債の費用が、それぞれの規制上の自己資本に比例して各部門に請求されていること
- ・ 各部門にナティクスの費用の大部分についての金額の請求書が送られていること。請求書が送られない部分は、ナティクスの費用合計の3%未満である。

超劣後債務（DSN）は株主の持分金融商品として分類され、すなわち、かかる商品に係る利息費用は、損益計算書において認識されていない。

以下に記載の組織変更は、業績管理の監督の一環として実施された。

- ・ AWMの範囲：事業体であるVEGA IMの資本所有権の変更。ウェルス・マネジメントによる100%の所有から、WMおよびNIMの間でそれぞれ49%および51%の共同所有に移行した。
- ・ モスクワ子会社の処分：CIBおよびコーポレートセンター部門の比較を容易にするため、過去の記録を「非継続事業」項目に移管した。

これらの組織変更は、事業分野への支援部門の費用配分に影響を与えた。

最後に、中間経営収支の表示に関して、表示されている2024事業年度および2025事業年度において特に変更はない。

ナティクスおよび各事業分野のROEおよびROTEは、以下のとおり計算される。

- ・ ナティクスのROEを求めるために使用される利益の測定値は、純利益（グループ持分）からDSNの税引後利息費用を差し引いたものである。株主の株式資本は、IFRSが定義した平均グループ持分株主資本であり、配当金を支払い（平均ハイブリッド負債を除く。）、株主資本として認識される未実現または繰延の損益（OCI）を除いた後のものである。
- ・ 事業分野のROEの計算は、以下に基づく。
 - ・ 分子に関しては、事業分野の税引前利益。前述の規則のとおり、これに対して標準税率が適用される。標準の税率は、ナティクスの企業が事業を行う法域における納税義務の条件を考慮して、各部門について決定される。これは年に1回決定され、当年度における繰延税金に関連する潜在的な変更については考慮に入れていない。
 - ・ 分母に関しては、部門に割り当てられたRWAの10.5%の基準で計算された標準自己資本と、部門および事業分野に直接帰属するブルーデンシャル控除に関連するのれんおよび無形資産を足した額
- ・ ナティクスのROTEは、分子に関しては、純利益（グループ持分）から税引後の優先株に係るDSNの利息費用を除いた額を用いて計算される。株主の株式資本は、IFRSが定義する、平均株式資本（グループ持分）であり、配当金を支払い、平均ハイブリッド負債、平均無形資産および平均のれんを除き、株主資本として認識される未実現または繰延の損益を除いた後のものである。

() 2025年3月20日以降に公表されたプレスリリース

2025年5月20日付プレスリリース：アンヌ・サボ氏がNatixis Corporate & Investment Bankingの最高財務責任者に就任

アンヌ・サボ氏は、2025年6月1日付でGroupe BPCEのコーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング事業であるNatixis Corporate & Investment Banking (Natixis CIB) の最高財務責任者に任命された。同氏は、ナティクシスの上級経営委員会に参加し、BPCEエグゼクティブ委員会の構成員となる。アンヌ・サボ氏は、ナティクシスの最高経営責任者であるモハメド・カララ氏の直属となる。アンヌ・サボ氏は、Natixis CIBにおける内部監査部長に任命されたステファン・モーリン氏の後任となる。

アンヌ・サボ氏の略歴

アンヌ・サボ氏は、そのキャリアのすべてをGroupe BPCEで過ごしてきた。同氏は、1995年にCaisses d'EpargneでALMリスク・アナリストとして、その後金利デリバティブトレーダーとしてそのキャリアを開始した。2000年、同氏はナティクスに入社し、2010年からの商品管理部門の部長代理を含め、財務およびリスク管理部門で様々な管理ポジションを歴任した。2017年、同氏はリスクデータおよびリスク報告データの品質向上を目的としたBCBS 239計画の管理を引き継いだ。2019年から2022年まで、同氏は財務戦略イニシアチブおよびバリュエーショングループの責任者を務めた。2022年より、同氏はNatixis CIBにおける内部監査部長を務めている。

4 【経営上の重要な契約等】

本書に開示されているその他の項目を除き、2024年度有価証券報告書に記載された事項について、当該半期中に重要な変更はない。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

主要な設備の状況について、当該半期中に重要な変更はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

授 権 株 数	発行済株式総数	未発行株式数
(注)	3,962,029,495株 (2025年6月30日現在)	(注)

(注) フランス法上、未発行の授權株式という概念はない。しかしながら株主から取締役会への委託により発行される株式という概念がある。当行の株主は、一定の額および期間において新株または持分証券を発行する権限を取締役会に与えることができる。

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
当行の株式は、株主の判断により、記名式または識別可能な無記名式のいずれかの形式とする。 (1株の額面金額1.60ユーロ)	普通株式	3,962,029,495株 (2025年6月30日現在)	未上場	議決権に制限のない株式

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類 - (1) 中間連結財務諸表および注記」の注記8を参照のこと。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

2024年に無償株式割当はなく、2023年4月14日以降、現行の無償株式割当制度に基づく株式の取得は行われていない。

2025年第1四半期において、ナティクスは278,023,092株の新規普通株式を発行して現金による増資を実施した。これらはBPCEによって全額引き受けられた。

(4) 【大株主の状況】

2025年8月4日における株式資本の配分

2025年8月4日現在、BPCEは実質的に全株式資本を保有しており、Groupe BPCE内の1つの事業体が証券担保ローンを通じて1株を保有しているが、これは株式資本の0.001%未満に相当する。

2 【役員の状況】

(a) 取締役会

2025年5月21日、定時株主総会は、取締役会の構成に関する以下の決議を承認した。

- ニコラス・ドゥ・タヴェルノ氏（任期は2025年5月21日開催の株主総会終了時まで）の後任として、エドゥアール・マロ・アンリ氏の取締役への任命。任期は4年間とし、2028年12月31日に終了する事業年度に係る財務書類を承認するために2029年に予定される株主総会の終了時をもって満了とする。

- カトリーヌ・ルブラン氏（任期は2025年5月21日開催の株主総会終了時まで）の後任として、カリン・ピュジェ氏の取締役への任命。任期は4年間とし、2028年12月31日に終了する事業年度に係る財務書類を承認するために2029年に予定される株主総会の終了時をもって満了とする。

2025年8月4日、取締役会は、カトリーヌ・アミン・ガルド氏の取締役辞任を承認し、取締役会同日付で効力が生じた。

男性の数（監査人を除く）：8名、女性の数：7名（女性の比率47%）

氏名	当行内での 主な役職	社外での 主な役職	略歴
カリン・ピュジェ 生年月日：1970年10月18日 国籍：フランス	取締役 初就任：2025年5月21日開催の株主総会で選任 任期満了日：2029年開催の株主総会 ^(a) 報酬委員会委員 初就任：2025年5月5日開催の取締役会（2025年5月21日より効力発生） 戦略委員会委員 初就任：2025年5月5日開催の取締役会（2025年5月21日より効力発生）	Banques Populaires du Sudの取締役会会長	科学博士であり、フランス研究省の革新的企業の創出のための全国大会で受賞したカリン・ピュジェ氏は、20年以上前に研究・健康・イノベーション分野のバイオテクノロジー会社であり、モンペリエに近いサン・ジャン・ド・ヴェダに拠点を置くGENEPEPを設立した。同社は、新薬、新しい診断または化粧品ソリューションの開発に有用なペプチドと呼ばれる分子の生産と最適化を専門とする。 Groupe BPCE内でカリン・ピュジェ氏は、2016年よりBanques Populaires du Sudの取締役会の構成員を務め、2024年5月より取締役会会長に就任している。

<p>エドゥアール・マロ・アンリ 生年月日：1960年3月19日 国籍：フランス</p>	<p>取締役 初就任：2025年5月21日開催の株主総会で選任 任満了日：2029年開催の株主総会^(b)</p> <p>報酬委員会議長 初就任：2025年5月5日開催の取締役会（2025年5月21日より効力発生）</p> <p>指名委員会委員 初就任：2025年5月5日開催の取締役会（2025年5月21日より効力発生）</p> <p>ESR委員会委員 初就任：2025年5月5日開催の取締役会（2025年5月21日より効力発生）</p> <p>戦略委員会委員 初就任：2025年5月5日開催の取締役会（2025年5月21日より効力発生）</p>	<p>S3P（Strategic Personal Planning Process）の共同創設者</p>	<p>1982年にSciences Po Bordeauxで政治科学の修士号を、1984年にUniversity of Paris Panthéon-Assasで法学の修士号を取得後、エドゥアール・マロ・アンリ氏はSociété Généraleに入社し、35年間の銀行業界でのキャリアを通じて様々な管理職を歴任した。</p> <p>当行グループの一般的調査部門に加入後、エドゥアール・マロ・アンリ氏は、1995年から2000年までSociété Générale Australiaのマネージング・ディレクターを、2000年から2002年までは当行グループの内部監査部門の部門長を務めた。2002年には、大型株・金融機関事業分野の最高執行責任者に任命されて2004年まで務め、その後2004年から2008年までSociété Générale Canadaの社長となった。その後、2009年末まで大型株エネルギー・環境部門の部門長を経て、2012年まで内部監査・検査のグローバルヘッドを務めた。2012年6月から2017年6月まで人事部門のグローバルヘッドを務め、その後2017年6月から2020年12月までコンプライアンス部門のグローバルヘッドを務めた。</p> <p>2024年4月に、S3P（Strategic Personal Planning Process）を共同設立した。</p> <p>エドゥアール・マロ・アンリ氏は、2025年5月21日より、ナティクスの取締役会の構成員を務めている。</p>
---	---	---	---

(a) 2028年12月31日に終了する事業年度に係る財務書類を承認するために招集される2029年開催の年次総会

(b) 2028年12月31日に終了する事業年度に係る財務書類を承認するために招集される2029年開催の年次総会

(b) 上級経営陣

2025年5月12日以降、上級経営陣に変更はなかった。

(c) 上級経営委員会

2025年5月12日以降、上級経営委員会の委員に変更があった。すべての変更は下線で示されている。

ステファン・モーリン氏は2025年6月1日以降、上級経営委員会の委員ではなくなった。

アンヌ・サボ氏は2025年6月1日付で、上級経営委員会の委員に選任された。

・上級経営委員会（CDG）の委員（本書提出日現在）

男性の数：3名、女性の数：5名（女性の比率63%）

モハメド・カララ コーポレート・バンキング およびインベストメント・ バンキングを担当する最高 経営責任者	フィリップ・セトボン 資産運用およびウェルス・ マネジメントを担当する最 高 経 営 責 任 者 代 理、 Natixis Investment Managersの最高経営責任者	ジェニファー・パート コンプライアンス、法務、 セキュリティ、ガバナンス および規制関連業務担当の 相談役	ナタリー・ブリッカー 財務、戦略、リスク、コン プライアンスおよび法務関 連 業 務 担 当 の Natixis Investment Managersの最 高経営責任者代理
ニコラ・フナール ITおよびオペレーションの グローバルヘッド	ラジャ・メグハー 最高リスク管理責任者	アンヌ・サボ 最高財務責任者	セシル・トリコン・ボサー ド 最高人事責任者

第6 【経理の状況】

- a. 当行グループの原文の中間連結財務諸表は、EUが採用し、IASBが公表したIFRSに準拠して作成された。当行グループが採用した会計原則、会計慣行及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められるそれらとの間の主な相違点に関しては、「3. 本国と日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。
当行グループの中間連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の適用を受けるものである。
- b. 原文の中間連結財務諸表は、外国監査法人等から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていないが、フランスの専門的基準に準拠したレビューを受けている。
- c. 原文の中間連結財務諸表はユーロで表示されている。「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき「円」で表示されている金額は、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ = 171.47円の為替レートで換算された金額である。金額は億円単位（四捨五入）で表示されている。なお、円換算額は単に便宜上表示されたものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
- d. 円換算額及び「2. その他」から「3. 本国と日本における会計原則及び会計慣行の相違」までの記載事項は、原文の中間連結財務諸表には含まれていない。

1【中間財務書類】

(1) 中間連結財務諸表および注記

連結損益計算書

	注記	2025年6月30日に終了した 中間年度		2024年6月30日に終了した 中間年度	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
受取利息および類似収益	3.1	5,762	9,880	6,801	11,662
支払利息および類似費用	3.1	(4,794)	(8,220)	(5,985)	(10,262)
受取報酬および受取手数料	3.2	2,687	4,607	2,465	4,227
支払報酬および支払手数料	3.2	(590)	(1,012)	(557)	(955)
純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る正味損益	3.3	1,098	1,883	1,306	2,239
資本を通じて公正価値で測定される金融商品に係る正味損益	3.4	33	57	41	70
償却原価で測定される金融資産の認識中止による正味損益	3.5	(3)	(5)	(5)	(9)
その他業務収益	3.6	24	41	27	46
その他業務費用	3.6	(56)	(96)	(72)	(123)
銀行業務純利益		4,160	7,133	4,020	6,893
営業費用	3.7	(2,885)	(4,947)	(2,693)	(4,618)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却および減損引当金		(122)	(209)	(112)	(192)
営業総利益		1,154	1,979	1,215	2,083
リスク費用	3.8	(124)	(213)	(145)	(249)
営業純利益		1,030	1,766	1,070	1,835
持分法による投資利益		14	24	7	12
その他の資産に係る正味損益	3.9	5	9	1	2
のれんの価値の変動		0	0	0	0
税引前利益		1,048	1,797	1,078	1,848
法人所得税	3.10	(319)	(547)	(321)	(550)
非継続事業に係る純利益		0	0	0	0
当期純利益 / (損失)		729	1,250	758	1,300
うち、グループ持分		704	1,207	732	1,255
うち、非支配持分に帰属する利益		26	45	26	45

当期純利益およびその他の包括利益に係る計算書

	2025年6月30日に終了した中 間年度		2024年6月30日に終了した中 間年度	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
純利益	729	1,250	758	1,300
損益にリサイクル可能な項目	(571)	(979)	76	130
為替換算調整額	(576)	(988)	86	147
期中の再評価調整額	(576)	(988)	118	202
純損益への振替	-	-	(32)	(55)
その他の分類変更	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（負債性金融商品）の再評価額	12	21	(25)	(43)
期中の再評価調整額	20	34	(48)	(82)
純損益への振替	(7)	(12)	23	39
その他の分類変更	0	0	0	0
ヘッジ目的デリバティブの再評価額	(12)	(21)	9	15
期中の再評価調整額	(8)	(14)	19	33
純損益への振替	(4)	(7)	(10)	(17)
その他の分類変更	0	0	0	0
損益にリサイクル可能な持分法適用会社の資本に直接計上された損益に対する持分	(0)	(0)	1	2
売却目的で保有する非流動資産^(a)	7	12	0	0
損益にリサイクル可能な項目に係る税効果	(3)	(5)	5	9
損益にリサイクル不能な項目	(140)	(240)	(38)	(65)
確定給付制度の再評価調整額	4	7	3	5
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額	(239)	(410)	(95)	(163)
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融商品の再評価額	36	62	46	79
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される金融資産のヘッジ目的デリバティブの再評価額	0	0	0	0
損益にリサイクル不能な持分法適用会社の資本に直接計上された損益に対する持分	0	0	0	0
売却目的で保有する非流動資産	0	0	0	0
損益にリサイクル不能な項目に係る税効果	60	103	8	14
その他の包括利益に直接計上された損益（税引後）	(711)	(1,219)	38	65
利益合計	19	33	796	1,365
グループ持分	(7)	(12)	769	1,319
非支配持分	26	45	27	46

(a)注記2.3参照。

未実現損益または繰延損益に係る税金の内訳

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日に終了した中間年度			2024年6月30日に終了した中間年度		
	税引前	法人所得税	税引後	税引前	法人所得税	税引後
為替換算調整額	(576)	0	(576)	86	0	86
損益にリサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（負債性金融商品）の再評価額	12	(7)	5	(25)	7	(17)
ヘッジ目的デリバティブの再評価額	(12)	3	(9)	9	(2)	6
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額	(239)	62	(177)	(95)	25	(71)
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融商品の再評価額	36	(1)	35	46	(16)	30
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される金融資産のヘッジ目的デリバティブの再評価額	0	0	0	0	0	0
確定給付制度の再評価調整額	4	(1)	3	3	(1)	3
関連会社の未実現損益または繰延損益に対する持分	0	(0)	0	1	(0)	1
売却目的で保有する非流動資産 ^(a)	7	1	9			
未実現損益または繰延損益の変動合計	(768)	57	(711)	25	13	38

(a)注記2.3参照。

(単位：億円)	2025年6月30日に終了した中間年度			2024年6月30日に終了した中間年度		
	税引前	法人所得税	税引後	税引前	法人所得税	税引後
為替換算調整額	(988)	0	(988)	147	0	147
損益にリサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（負債性金融商品）の再評価額	21	(12)	9	(43)	12	(29)
ヘッジ目的デリバティブの再評価額	(21)	5	(15)	15	(3)	10
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額	(410)	106	(304)	(163)	43	(122)
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される資本性金融商品の再評価額	62	(2)	60	79	(27)	51
その他の包括利益を通じて公正価値で認識される金融資産のヘッジ目的デリバティブの再評価額	0	0	0	0	0	0
確定給付制度の再評価調整額	7	(2)	5	5	(2)	5
関連会社の未実現損益または繰延損益に対する持分	0	(0)	0	2	(0)	2
売却目的で保有する非流動資産 ^(a)	12	2	15			
未実現損益または繰延損益の変動合計	(1,317)	98	(1,219)	43	22	65

(a)注記2.3参照。

連結貸借対照表 - 資産

	注記	2025年6月30日現在		2024年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
現金および中央銀行預け金		53,887	92,400	52,765	90,476
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	4.1.1	244,708	419,601	232,417	398,525
ヘッジ目的デリバティブ		327	561	377	646
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	4.3	11,546	19,798	11,434	19,606
償却原価で測定される有価証券	4.5.3	2,251	3,860	1,955	3,352
償却原価で測定される銀行および信用機関への貸出金および債権	4.5.1	112,824	193,459	114,765	196,788
償却原価で測定される顧客貸出金および債権	4.5.2	80,381	137,829	82,219	140,981
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価調整額		0	0	10	17
当期税金資産		231	396	201	345
繰延税金資産		1,148	1,968	1,157	1,984
未収勘定および雑資産	4.6	6,627	11,363	6,370	10,923
売却目的で保有する非流動資産	2.3	0	0	438	751
関連会社に対する投資		1,044	1,790	1,049	1,799
投資不動産		0	0	0	0
有形固定資産		749	1,284	800	1,372
無形資産		578	991	586	1,005
のれん	4.7	3,272	5,610	3,474	5,957
資産合計		519,573	890,912	510,017	874,526

連結貸借対照表 - 負債および純資産

	注記	2025年6月30日現在		2024年12月31日現在	
		百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
中央銀行預り金		0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	4.1.2	252,901	433,649	237,221	406,763
ヘッジ目的デリバティブ		301	516	293	502
銀行預り金および類似項目	4.8.1	141,430	242,510	144,188	247,239
顧客預り金	4.8.2	50,502	86,596	49,230	84,415
債務証券	4.9	38,076	65,289	44,794	76,808
金利リスクをヘッジしたポートフォリオの再評価調整額		14	24	0	0
当期税金負債		1,362	2,335	1,296	2,222
繰延税金負債		435	746	480	823
未払勘定および雑負債	4.6	9,784	16,777	7,370	12,637
売却目的で保有する非流動資産に係る負債	2.3	0	0	312	535
劣後債務	4.10	3,027	5,190	3,028	5,192
引当金	4.11	1,456	2,497	1,431	2,454
純資産（グループ持分）		20,228	34,685	20,294	34,798
・ 株式資本および資本剰余金		11,805	20,242	10,955	18,785
・ 利益剰余金		7,283	12,488	6,845	11,737
・ 資本に直接計上されたリサイクル可能な損益		234	401	805	1,380
・ 資本に直接計上されたリサイクル不能な損益		202	346	337	578
・ 当期純利益 / (損失)		704	1,207	1,352	2,318
非支配持分		58	99	80	137
負債および純資産合計		519,573	890,912	510,017	874,526

株主資本等変動計算書

	株式資本および				資本に直接計上された損益										連結 株主 資本 合計		
	資本剰余金		利益剰余金		リサイクル可能					リサイクル不能							
	株式 資本	資本 剰余金 ^(a)	その他の 発行済 株主 資本性 金融 商品 ^(b)	自己株式 の消却	その他の 利益 剰余金	為替換算 調整額	損益にリ サイクル 可能なそ 他の包 括利益を 通じて公 正価値で 測定され る負債性 金融商品 の再評価 額	ヘッジ 目的 デリバ ティブ の再評 価額	その他の 包括利益 を通じて公 正価値で 測定され る資本 性金融商 品の再評 価額	純損益を 通じて公 正価値で 測定する ものとし て指定さ れた金融 負債に係 る自己の 信用リス クの再評 価額 ^(c)	確定給付 制度の再 評価調整 額	当期純利 益(グ ループ持 分)	株主資本 (グループ 持分)	非支配 持分			
(単位：百万ユーロ)																	
2023年12月31日現在の株主資本	5,894	5,060	2,181	(0)	4,489	584	(13)	72	93	249	(36)	995	19,568	58	19,626		
2023年度の利益処分 / (損失処理)	0	0	0	0	995	0	0	0	0	0	0	(995)	0	0	0		
利益処分後の2023年12月31日現在の株主資本	5,894	5,060	2,181	(0)	5,484	584	(13)	72	93	249	(36)	0	19,568	58	19,626		
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
自己株式の消却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
株式に基づく報酬制度の株式部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2024年度に支払われた2023年度配当金	0	0	0	0	(589)	0	0	0	0	0	0	0	(589)	(38)	(628)		
株主との関係に関連する取引合計	0	0	0	0	(589)	0	0	0	0	0	0	0	(589)	(38)	(628)		
永久劣後債の発行および償還	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	52		
永久劣後債に係る利息の支払い	0	0	0	0	(107)	0	0	0	0	0	0	0	(107)	0	(107)		
資本に直接計上された損益の変動額	0	0	0	0	0	118	(17)	7	30	(71)	0	0	67	(0)	67		
期中における自己の信用リスク引当金の繰入額	0	0	0	0	1	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0		
リサイクル不能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の期中に完了した売却による利益の準備金への繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3		
2024年上半期の純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	732	732	26	758		
取得および処分の影響額 ^(d)	0	0	0	0	(14)	(32)	0	0	0	0	0	0	(47)	(2)	(49)		
その他 ^(e)	0	0	0	0	(25)	0	0	0	0	0	0	0	(25)	0	(25)		
2024年6月30日現在の株主資本	5,894	5,060	2,233	(0)	4,748	670	(31)	79	123	178	(34)	732	19,653	44	19,696		
増資	(0)	(0)	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	(0)		
自己株式の消却	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
株式に基づく報酬制度の株式部分	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2024年度に支払われた2023年度配当金	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	(14)	(14)		
株主との関係に関連する取引合計	(0)	(0)	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	(14)	(14)		
永久劣後債の発行および償還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
永久劣後債に係る利息の支払い	0	0	0	0	(103)	0	0	0	0	0	0	0	(103)	0	(103)		
資本に直接計上された損益の変動額	0	0	0	0	0	145	(47)	(22)	7	58	0	0	140	(0)	140		
期中における自己の信用リスク引当金の繰入額	0	0	0	0	1	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0		
リサイクル不能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の期中に完了した売却による利益の準備金への繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0	6		
2024年下半期純利益 / (損失)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	621	621	39	660		
取得および処分の影響額 ^(d)	0	0	0	0	(34)	12	0	0	0	0	0	0	(22)	11	(12)		
その他	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0		
2024年12月31日現在の株主資本	5,894	5,060	2,233	(0)	4,612	826	(78)	57	130	235	(28)	1,352	20,294	80	20,374		
2024年度の利益処分 / (損失処理)					1,352							(1,352)	0				
利益処分後の2024年12月31日現在の株主資本	5,894	5,060	2,233	(0)	5,965	826	(78)	57	130	235	(28)	0	20,294	80	20,374		
増資	445	406	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	851	0	851		
自己株式の消却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

株式に基づく報酬制度の株式部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2025年度に支払われた2024年度配当金	0	0	0	0	(792)	0	0	0	0	0	0	0	(792)	(51)	(843)
株主との関係に関連する取引合計	445	406	0	0	(792)	0	0	0	0	0	0	0	58	(51)	7
永久劣後債の発行および償還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
永久劣後債に係る利息の支払い	0	0	0	0	(89)	0	0	0	0	0	0	0	(89)	0	(89)
資本に直接計上された損益の変動額	0	0	0	0	0	(576)	19	(9)	35	(177)	0	0	(708)	(0)	(708)
期中における自己の信用リスク引当金の繰入額	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リサイクル不能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の期中に完了した売却による利益の準備金への繰入額	0	0	0	0	(4)	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3
2025年上半期純利益 / (損失)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	704	704	26	730
取得および処分の影響額 ^(d)	0	0	0	0	(27)	0	(6)	0	0	0	0	0	(33)	3	(30)
その他	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	(1)	0	(0)
2025年6月30日現在の株主資本	6,339	5,466	2,233	(0)	5,050	250	(65)	48	169	58	(25)	704	20,228	58	20,286

- (a) 資本剰余金、法定準備金、任意積立金、長期キャピタル・ゲイン準備金およびその他のナティクスの準備金。
 (b) その他の発行済資本性金融商品：永久劣後債が該当する（注記8.2参照）。
 (c) 株主資本に認識された純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクに起因する公正価値の変動（未実現分および実現分）は、注記4.1.2.1に開示されている。
 (d) 2024年12月31日現在および2025年6月30日現在の株主資本（グループ持分）への影響は注記2.2に表示されている。
 (e) その他の変動は、主に2024年6月30日現在の永久劣後債の償還の影響を含む。

	株式資本および		利益剰余金		資本に直接計上された損益								株主資本 (グループ持分)	非支配 持分	連結 株主 資本 合計
	株式 資本	資本 剰余金 ^(a)	その他の 発行済 金融 商品 ^(b)	自己株式 の消却	その他の 利益 剰余金	為替換算 調整額	ヘッジ の再評価 額	デリバ ティブ 額	その他の 資本 性金融商 品の再評 価額	確定給付 制度の再 評価調整 額	当期純利 益(グ ループ持 分)				
(単位：億円)															
2023年12月31日現在の株主資本	10,106	8,676	3,740	(0)	7,697	1,001	(22)	123	159	427	(62)	1,706	33,553	99	33,653
2023年度の利益処分 / (損失処理)	0	0	0	0	1,706	0	0	0	0	0	0	(1,706)	0	0	0
利益処分後の2023年12月31日現在の株主資本	10,106	8,676	3,740	(0)	9,403	1,001	(22)	123	159	427	(62)	0	33,553	99	33,653
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己株式の消却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式に基づく報酬制度の株式部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2024年度に支払われた2023年度配当金	0	0	0	0	(1,010)	0	0	0	0	0	0	0	(1,010)	(65)	(1,077)
株主との関係に関連する取引合計	0	0	0	0	(1,010)	0	0	0	0	0	0	0	(1,010)	(65)	(1,077)
永久劣後債の発行および償還	0	0	89	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	0	89
永久劣後債に係る利息の支払い	0	0	0	0	(183)	0	0	0	0	0	0	0	(183)	0	(183)
資本に直接計上された損益の変動額	0	0	0	0	0	202	(29)	12	51	(122)	0	0	115	(0)	115
期中における自己の信用リスク引当金の繰入額	0	0	0	0	2	0	0	0	0	(2)	0	0	0	0	0
リサイクル不能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の期中に完了した売却による利益の準備金への繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	5
2024年上半期純利益 / (損失)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,255	1,255	45	1,300
取得および処分の影響額 ^(d)	0	0	0	0	(24)	(55)	0	0	0	0	0	0	(81)	(3)	(84)
その他 ^(e)	0	0	0	0	(43)	0	0	0	0	0	0	0	(43)	0	(43)
2024年6月30日現在の株主資本	10,106	8,676	3,829	(0)	8,141	1,149	(53)	135	211	305	(58)	1,255	33,699	75	33,773
増資	(0)	(0)	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)
自己株式の消却	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

株式に基づく報酬制度の株式部分	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2024年度に支払われた2023年度配当金	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(24)	(24)
株主との関係に関連する取引合計	(0)	(0)	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(24)	(24)
永久劣後債の発行および償還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
永久劣後債に係る利息の支払い	0	0	0	0	(177)	0	0	0	0	0	0	0	(177)	0	(177)	
資本に直接計上された損益の変動額	0	0	0	0	0	249	(81)	(38)	12	99	0	0	240	(0)	240	
期中における自己の信用リスク引当金の繰入額	0	0	0	0	2	0	0	0	0	(2)	0	0	0	0	0	0
リサイクル不能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の期中に完了した売却による利益の準備金への繰入額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	10	
2024年下半期純利益 / (損失)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,065	1,065	67	1,132	
取得および処分の影響額 ^(d)	0	0	0	0	(58)	21	0	0	0	0	0	0	(38)	19	(21)	
その他	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0
2024年12月31日現在の株主資本	10,106	8,676	3,829	(0)	7,908	1,416	(134)	98	223	403	(48)	2,318	34,798	137	34,935	
2024年度の利益処分 / (損失処理)												(2,318)	0	0	0	
利益処分後の2024年12月31日現在の株主資本	10,106	8,676	3,829	(0)	10,228	1,416	(134)	98	223	403	(48)	0	34,798	137	34,935	
増資	763	696	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,459	0	1,459	
自己株式の消却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
株式に基づく報酬制度の株式部分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2025年度に支払われた2024年度配当金	0	0	0	0	(1,358)	0	0	0	0	0	0	0	(1,358)	(87)	(1,445)	
株主との関係に関連する取引合計	763	696	0	0	(1,358)	0	0	0	0	0	0	0	99	(87)	12	
永久劣後債の発行および償還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
永久劣後債に係る利息の支払い	0	0	0	0	(153)	0	0	0	0	0	0	0	(153)	0	(153)	
資本に直接計上された損益の変動額	0	0	0	0	0	(988)	33	(15)	60	(304)	0	0	(1,214)	(0)	(1,214)	
期中における自己の信用リスク引当金の繰入額	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リサイクル不能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品の期中に完了した売却による利益の準備金への繰入額	0	0	0	0	(7)	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
改訂IAS第19号に従った数理計算上の差異の変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	
2025年上半期純利益 / (損失)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,207	1,207	45	1,252	
取得および処分の影響額 ^(d)	0	0	0	0	(46)	0	(10)	0	0	0	0	0	(57)	5	(51)	
その他	0	0	0	0	(2)	0	0	0	0	0	0	0	(2)	0	(0)	
2025年6月30日現在の株主資本	10,869	9,373	3,829	(0)	8,659	429	(111)	82	290	99	(43)	1,207	34,685	99	34,784	

(a) 資本剰余金、法定準備金、任意積立金、長期キャピタル・ゲイン準備金およびその他のナティクシスの準備金。

(b) その他の発行済資本性金融商品：永久劣後債が該当する（注記8.2参照）。

(c) 株主資本に認識された純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクに起因する公正価値の変動（未実現分および実現分）は、注記4.1.2.1に開示されている。

(d) 2024年12月31日現在および2025年6月30日現在の株主資本（グループ持分）への影響は注記2.2に表示されている。

(e) その他の変動は、主に2024年6月30日現在の永久劣後債の償還の影響を含む。

キャッシュ・フロー計算書

現金および現金同等物の残高は、現金および中央銀行預け金の正味残高、ならびに金融機関における要求払預金および金融機関からの借入金の正味残高から成っている。

営業活動による現金および現金同等物の変動は、ナティクスの活動により生成されたキャッシュ・フローを含む。

投資活動に関連する現金および現金同等物の変動は、連結および非連結対象の投資、有形固定資産および無形資産の取得および処分に関連するキャッシュ・フローから生じている。

	2025年6月30日に終了した 中間年度		2024年6月30日に終了した 中間年度	
	百万ユーロ	億円	百万ユーロ	億円
税引前利益	1,048	1,797	1,078	1,848
+ / - 有形固定資産および無形資産の減価償却および償却の純費用計上額	109	187	112	192
+ / - のれんおよびその他の非流動資産の評価減	0	0	0	0
+ / - その他の引当金の純繰入額	127	218	78	134
+ / - 持分法による投資利益	(14)	(24)	(7)	(12)
+ / - 投資活動に係る純損失 / (利得)	(38)	(65)	(42)	(72)
+ / - 財務活動からの(収益) / 費用	58	99	77	132
+ / - その他の変動	350	600	(814)	(1,396)
= 税引前利益に含まれる非資金項目およびその他の調整額合計	593	1,017	(598)	(1,025)
+ / - インターバンク市場項目および短期金融市場項目の減少 / (増加) 額	(601)	(1,031)	(12,839)	(22,015)
+ / - 顧客項目の減少 / (増加) 額	289	496	4,631	7,941
+ / - 金融資産または負債の減少 / (増加) 額	(1,289)	(2,210)	(5,982)	(10,257)
+ / - 非金融資産または負債の減少 / (増加) 額 ^(d)	1,862	3,193	1,299	2,227
- 法人所得税の支払額	(299)	(513)	(82)	(141)
= 営業資産および負債の純減少 / (増加) 額	(39)	(67)	(12,973)	(22,245)
営業活動による / (に使用した) キャッシュ・フロー	1,602	2,747	(12,492)	(21,420)
+ / - 金融資産および資本持分の減少 / (増加) 額 ^(a)	23	39	47	81
+ / - 投資不動産の減少 / (増加) 額	0	0	0	0
+ / - 有形固定資産および無形資産の減少 / (増加) 額	(131)	(225)	(24)	(41)
投資活動による / (に使用した) キャッシュ・フロー	(108)	(185)	23	39
+ / - 株主との取引による収入 / (支出) 額 ^(b)	7	12	(628)	(1,077)
+ / - その他の財務活動による収入 / (支出) 額 ^(c)	(124)	(213)	(103)	(177)
財務活動による / (に使用した) キャッシュ・フロー	(117)	(201)	(731)	(1,253)
売却目的で保有する資産および負債のキャッシュ・フロー				
現金および現金同等物に係る為替レート変動の影響	(1,778)	(3,049)	(134)	(230)
現金および現金同等物の純増加 / (減少) 額	(401)	(688)	(13,335)	(22,866)
営業活動による / (に使用した) キャッシュ・フロー	1,602	2,747	(12,492)	(21,420)
投資活動による / (に使用した) キャッシュ・フロー	(108)	(185)	23	39
財務活動による / (に使用した) キャッシュ・フロー	(117)	(201)	(731)	(1,253)
売却目的で保有する資産および負債のキャッシュ・フロー	0	0	0	0
現金および現金同等物に係る為替レート変動の影響	(1,778)	(3,049)	(134)	(230)
現金および現金同等物の期首残高	51,835	88,881	56,845	97,472
現金および中央銀行預け金(資産および負債)	52,765	90,476	61,945	106,217
インターバンク残高	(930)	(1,595)	(5,101)	(8,747)
現金および現金同等物の期末残高	51,434	88,194	43,509	74,605
現金および中央銀行預け金(資産および負債)	53,887	92,400	50,984	87,422
インターバンク残高	(2,453)	(4,206)	(7,475)	(12,817)
現金および現金同等物の増減額	(401)	(688)	(13,335)	(22,866)

-
- (a) 金融資産および持分投資に関連するキャッシュ・フローで、内訳は以下のとおり。
- ・ 連結対象の持分投資に関連するキャッシュ・フロー(9.6)百万ユーロ。
 - ・ 非連結の持分投資に関連するキャッシュ・フロー32.5百万ユーロ。
- (b) 株主とのキャッシュ・フローは、BPCEに支払われた配当金(792.4)百万ユーロと非支配持分に支払われた配当金(51)百万ユーロ、および増資850.7百万ユーロを含む。
- (c) 財務活動によるキャッシュ・フローの内訳は以下のとおり。
- ・ 劣後債の利息の支払額(57.9)百万ユーロ。
 - ・ 株主資本に計上された劣後債の利息の支払額(66.4)百万ユーロ。
- (d) 2025年6月30日現在の(67.7)百万ユーロのリース負債に関連するキャッシュ・フローを含む。

[次へ](#)

中間財務諸表注記

	*		*
注記 1 基本的なフレームワーク	122	注記 4 貸借対照表注記	133
1.1 適用した会計基準	122	4.1 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債	133
1.2 重要な事象	122	4.2 金融資産と金融負債の相殺	135
1.3 後発事象	123	4.3 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	136
1.4 財務諸表の作成における見積りおよび判断の使用	123	4.4 貸借対照表において公正価値で計上されている金融資産および金融負債の公正価値	138
注記 2 連結範囲	126	4.5 償却原価で測定される金融資産	147
2.1 2025年1月1日以降の連結範囲の変更	126	4.6 未収・未払勘定、その他の資産および負債	150
2.2 取得および処分の影響	127	4.7 のれん	150
2.3 売却目的で保有する企業	127	4.8 銀行預り金および顧客預り金	151
注記 3 損益計算書注記	128	4.9 債務証券	151
3.1 金利差益	128	4.10 劣後債務	151
3.2 正味受取報酬および受取手数料	128	4.11 引当金および減損	152
3.3 純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る損益	129	注記 5 セグメント報告	153
3.4 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る損益	129	5.1 資産運用およびウェルス・マネジメント	153
3.5 償却原価で測定される金融商品の認識中止に起因する正味損益	130	5.2 コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	153
3.6 その他の損益	130	5.3 コーポレート・センター	153
3.7 営業費用ならびに減価償却、償却および減損	130	5.4 セグメント報告	154
3.8 リスク費用	131	注記 6 リスク管理	156
3.9 その他の資産に係る損益	132	6.1 資本管理および自己資本比率	156
3.10 財務諸表上の税務費用と理論上の税務費用の調整表	132	6.2 信用リスクおよび取引相手方リスク	156
		6.3 市場リスク、全体的金利リスク、流動性リスクおよび構造的な為替リスク	156
		注記 7 コミットメント	157
		7.1 保証コミットメント	157
		7.2 貸出コミットメント	158
		注記 8 その他の情報	160
		8.1 株式資本	160
		8.2 資本性金融商品の発行	160
		8.3 IFRIC第21号	160
		8.4 関連当事者	161

*(訳者注:原文のページ)

[次へ](#)

注記1 基本的なフレームワーク

1.1 適用した会計基準

1.1.1 ナティクスが適用したIFRS基準およびIFRIC解釈指針

ナティクスの2025年6月30日現在の中間連結財務諸表には、IAS第34号「期中財務報告」に従って作成され表示された要約財務諸表一式が含まれている。これらの要約財務諸表は、2025年3月20日にフランス金融市場庁（AMF）に提出された2024年度ユニバーサル登録届出書において公表された2024年12月31日現在の連結財務諸表と併せて読まれるべきものである。これらは、以下から構成されている。

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 当期純利益およびその他の包括利益に係る計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ キャッシュ・フロー計算書
- ・ 一部の財務諸表注記

これらは、2024年12月31日および/または2024年6月30日との比較とともに表示されている。

ナティクスの2025年6月30日現在の連結財務諸表は、2025年8月4日に取締役会によって承認された。

- ・ 留意事項として、ナティクスは、ヘッジ会計に関するIFRS第9号の規定を適用せず、ヘッジ取引の認識のために、欧州連合が採用したIAS第39号を引き続き適用する、すなわち特定のマクロヘッジ規定を除外するというIFRS第9号が定めた選択肢を採用することを選択した。

2024年12月31日現在の年次財務諸表において使用され記載されていた基準および解釈指針は、2025年1月1日以後に開始する事業年度に強制適用される以下の基準、修正および解釈指針によって補完された。

- ・ 欧州連合によって2024年11月12日に採択され、2025年1月1日から適用されているIAS第21号「為替レートの変動の影響」の修正。この修正では、ある通貨が別の通貨に交換可能であると見なされるケースを明示している。交換可能でない通貨の場合、この修正で為替レートの測定方法が規定され、財務諸表注記に記載すべき開示情報が補足されている。これらの修正は、ナティクスの財務諸表に影響を及ぼさない。

さらに、ナティクスは2025年6月30日現在で以下を早期適用していない。

- ・ 欧州連合によって2025年5月27日に採択され、2026年1月1日から適用される、IFRS第9号「金融商品の分類および測定」とIFRS第7号「金融商品：開示」の修正。とりわけ、これらの修正では、条件付き条項を伴う金融商品（例えば、環境、社会、ガバナンス目標（「ESG」基準）の達成に基づくマージン調整条項付きのローンなど）、契約上連関した金融商品、およびノンリコース・ローンのSPPI規準について明確化している。これらの修正では、電子決済システムを介して決済された金融負債の認識中止日の問題にも対処している。現在、影響を評価する作業を実施中である。
- ・ 欧州連合によって2025年6月30日に採択され、2026年1月1日から適用される、IFRS第9号「金融商品の分類および測定」とIFRS第7号「金融商品：開示」の修正。これらの修正は、発電源が制御不能な自然条件（気象条件など）に依存する場合に、ナティクスが基礎となる電力量の変動にさらされる電力契約に関連する。こうした契約には、天然資源から生産される電力の売買契約と、この種の電力を参照する金融商品の両方が含まれる。これらの修正は、IFRS第9号の「自己使用」に関わる例外規定の適用条件を明確化し、こうした契約を（一定の条件が満たされた場合に）デリバティブとみなすことを回避できるようにするものである。これらの修正の影響を評価するために、現在、保有する契約の分析を実施中である。
- ・ IFRS第18号「財務諸表における表示および開示」は、IASBが2024年4月9日に公表したが、欧州連合ではまだ採択されていない。この基準は、IAS第1号「財務諸表の表示」に代わるもので、IAS第1号の規定の多くを取り入れ、以下の事項に関連する新たな要件を補足している。
 - ・ 損益計算書における特定の区分（営業、投資、財務）および小計の表示。
 - ・ 経営者が定義した業績指標（MPM）について財務諸表注記に開示すべき情報。
 - ・ 損益計算書における情報の集計および分解。

ナティクスは現在、この基準が連結財務諸表に及ぼす影響を評価している。欧州連合による採択を条件として、IFRS第18号は2027年1月1日から適用され、2026年1月1日時点の比較情報が求められる。

1.2 重要な事象

2025年3月5日の増資

取締役会が2025年2月4日に招集した臨時株主総会は2025年3月5日に開催され、850.7百万ユーロの現金増資（うち株式資本444.8百万ユーロ、追加払込資本金405.9百万ユーロ）を決定した。この増資は、ナティクスの目標の達成を可能にし、（より一般的には）戦略計画に従って各事業部門の成長を後押しすることを目的としている。

Generaliとの資産運用業務の統合計画の発表

Assicurazioni Generali SpA（以下「Generali」）とBPCEは、Generali Investments Holding（以下「GIH」）とNatixis Investment Managers（NIM）の資産運用業務を統合して共同支配企業を創設するための拘束力のない覚書（以下「MoU」）を、2025年1月21日に締結した。ナティクス（NIM経由）とGIHは、バランスの取れたガバナンスおよび統制の下、統合後の企業の50%をそれぞれ所有する。将来的には、この共同支配企業に対する持分は、共同支配を考慮して持分法を用いて会計処理される。

NIMが拠出する業務は現在、注記5.1に記載されている「資産運用およびウェルス・マネジメント」事業部門に含まれている。

この取引の実質的な完了は、正式契約の締結、および通常の規制当局の承認の取得に依存する。

MoUの締結が、2025年6月30日現在の連結財務諸表に影響を及ぼすことはない。

1.3 後発事象

ナティクスの財政状態に重要な影響を及ぼす可能性がある後発事象は発生しなかった。

[次へ](#)

1.4 財務諸表の作成における見積りおよび判断の使用

財務諸表の作成において、ナティクスは、専門家の判断を必要とする可能性がある入手可能な情報に基づき、一定の見積りおよび仮定を立てる必要がある。

これらの見積りおよび仮定は、損益計算書における収益および費用の計算、貸借対照表における資産および負債の価額、および/または財務諸表注記における一定の開示事項に影響する可能性のある不確実性の原因となる。よって、特定の取引の将来の結果が、とりわけ現在の不確実な状況において2025年6月30日現在の財務諸表の決算に用いられている見積りとは著しく異なるものとなる可能性がある。

仮定を必要とする会計上の見積りは、主に以下に記載の項目の測定に用いられている。

1.4.1 公正価値で認識される金融商品

活発な市場で取引されていないハイブリッド市場金融商品の公正価値は、評価技法を用いて算定される。評価モデルを用いて生成された評価は、当該金融商品および関連するリスクに応じて、正味ポジションのビッド/アスク価格、モデリング・リスク、無担保のデリバティブまたは完全に担保されていないデリバティブからの将来キャッシュ・フローの財務コストに関する仮定、ならびに取引相手方リスクおよびインプット・リスクを勘案して調整される。これらの方法により得た公正価値は、市場で売却される場合、取引時の実際の価格と異なることがある。

流動性の低い金融商品の価格設定に使用される評価モデルについては、注記4.5に記載されている。

IFRS第9号により「純損益を通じて公正価値で測定される金融資産」または「リサイクル不能その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」として区分される非上場の資本性金融商品の一部は、非連結企業に対する投資で構成されている。非上場非連結企業に対する投資の公正価値は、主としてマルチプルまたはDCF（割引キャッシュ・フロー）に基づく評価方法により得られる。当該評価方法を使用するためには、予想将来キャッシュ・フローの予測および割引率を含む、ある特定の選択および前提を事前に決定しておく必要がある。

1.4.2 予想信用損失による減損

予想信用損失による減損モデルは、損失に対する引当金および評価調整に影響を及ぼすパラメータや前提に基づいている。当該パラメータや前提は、現在および/または過去のデータに基づいており、かかるデータには、将来の経済シナリオの見積りおよび加重などの合理的かつ正当な予測も含まれる。また、ナティクスは、これらのパラメータや前提を見積り適用する際には専門家の意見を検討する。

IFRS第9号のフレームワークは、3つのマクロ経済シナリオ（楽観的、中心、悲観的）に従って計算された予想損失に基づいている。財務諸表で使用された予想損失は、マクロ経済環境における予想ポジショニングに照らして評価され、発生確率を各シナリオに割り当てることにより、これら3つのシナリオに収斂される（すなわち、3つのシナリオに割り当てられた加重の合計が1に等しくなる）。

使用された経済予測に関しては、2025年4月にIFRS第9号に基づく新しいシナリオが検証された。悲観的シナリオは、2024年12月31日現在のストレス・シナリオに基づくものではなくなった。楽観的シナリオと悲観的シナリオは経済調査部によって決定されるようになった結果、（シナリオ間の）差が縮小している。

IFRS第9号のシナリオの更新後、3つの地域すべてにおけるGDP予想は、中心シナリオに近い水準を維持している。

これらのシナリオは、予算プロセスに対して定められたものと同じ手法およびガバナンスで定義されレビューされる。妥当性が四半期ごとにレビューされ、経済調査部からの提案とリスク管理部による検証に基づいて、観察された状況に重大な逸脱が認められた場合は、マクロ経済予測が改定される可能性がある。

中心シナリオとその幅に変数を決めているということは、経済シナリオごとにPDとLGDのパラメータを変えることができ、また予想信用損失を経済シナリオごとに計算できるということである。3年よりも長い期間のパラメータは、長期平均へ徐々に回帰するという原則を基に予測されている。これらの経済シナリオは発生確率と関連付けられており、最終的にはIFRS第9号に基づく減損額として使用される、平均予想損失額を算出することが可能となっている。

	フランス	フランスを除く欧州	米国圏
楽観的	35%	36%	46%
中心	35%	50%	35%
悲観的	30%	14%	19%

シナリオ間の差が縮小したことに伴い、中心シナリオの加重が減少し、楽観的および悲観的シナリオの加重が増大している。

2024年12月31日現在、使用された加重は以下のとおりであった。

	フランス	フランスを除く欧州	米国圏
楽観的	5%	9%	25%
中心	80%	78%	65%
悲観的	15%	13%	10%

さらに計算では、6～12ヶ月の期間にわたる経済セクター別の格付け評価に基づくデフォルト確率（PD）へのセクター別調整により、セクター別の側面も加味されている。移行マトリクスから作成されたセクター別加重平均PD予想は、各セクターの格付け見通しにおける同等のPDに収束させるために比較・調整される。

ナティクスのエコノミストによる中心シナリオに基づいて使用された、主要なマクロ経済変数の3年間の予測は、以下に示されたとおりである。モデルの変更に伴い、以下の指標が使用されるようになった。

2025年6月30日時点で使用された中心シナリオ

	2025年	2026年	2027年
Euro Stoxx	5,100	5,355	6,696

ユーロ対米ドル為替レート	108	113	113
Fed指標金利	4	3	2.7
ユーロ圏成長率	0.7	1.1	1.8
フランスの失業率	7.6	7.7	7.0

最後に、予想信用損失の見積りに係るさまざまなモデルは、経済上の不確実性が高いことから、専門家による予想損失額の増額という調整が加えられる可能性がある点に留意すべきである。この点において、ナティクスは、現在のマクロ経済および金融環境から生じるリスクと不確実性を考慮して、2025年6月30日現在で185.0百万ユーロ（2024年12月31日現在は113.5百万ユーロ）の追加引当金を認識した。

この金額には、不動産セクターの悪化に伴い推定される影響（米国およびEMEA（欧州、中東、アフリカ）地域における要注意取引のリストを定義する不動産ストレス・テスト）と、欧州（ロシア/ウクライナ）、中東、アジア太平洋地域における緊張、米国の商業政策（関税）と外交に関連する不安定性、およびフランスにおける政治的な不確実性を考慮した地政学的リスクの影響が含まれており、これらは、中長期的に法人顧客の競争力低下につながる可能性がある。

悲観的シナリオの発生確率を100%で加重した場合には、2025年6月30日現在で（上記の追加的な引当金の考慮前に）予想信用損失の21.6%増加の認識につながったと考えられる。反対に、楽観的シナリオの発生確率を100%で加重した場合には、予想信用損失額は11.7%減少していたと考えられる。

1.4.3 資金生成単位（CGU）の評価

それぞれののれんは、テストができるよう、資金生成単位（CGU）に配分される。ナティクスによって実施されるテストは、それぞれのCGU（のれんを含む）の帳簿価額をその回収可能価額と比較することからなる。回収可能額が使用価値に等しい場合、回収可能額は、年間フリー・キャッシュ・フロー（当該事業部門の直近の利益予想から生じたものなど）を永續価値に割り引く方法を適用することにより決定される。

2025年6月30日現在、新たなテストを必要とする減損の兆候は確認されていない。

1.4.4 償却原価で測定される貸出金および債権の公正価値

活発な市場で相場が付けられていない貸出金の公正価値は、割引キャッシュ・フロー法を使用することにより決定される。割引率は、類似のリスク特性を持つ貸出金グループに対して、当該期間中に機関投資家によって使用される利率の評価に基づく。貸出金は、統計調査に基づき類似のリスク特性を持つグループに分類されており、信用スプレッドに影響を与える要因の特定を可能にしている。ナティクスはまた、この分類を改良するために、専門家の判断に依拠している。

1.4.5 従業員給付

ナティクスは、主な従業員給付の算定を独立保険数理士に依頼している。これらの給付債務は、昇給率、割引率および制度資産の収益率などの仮定を用いて決定される。これらの割引率および収益率は、各計算期間の末日現在の観察された市場レート（例えば割引率については、AA格付の社債のイールド・カーブ）に基づく。長期給付債務に適用される場合、これらのレートが、評価に不確実性をもたらす。

有給休暇の権利に関しては、2023年9月13日の最高裁判所の判決を受けて、2024年4月22日付法律第37条でフランスの労働法を欧州法に合わせるための手続が定められたことに留意する必要がある。本改正は特に、使用される基準期間、有給休暇の繰越しの可能性、これらの規定に適用される遡及期間、そして最後に、業務上または業務外の事故や疾病の場合に従業員に適用される休暇日数に関するものである。ナティクスは、これまでに入手可能な情報に基づき、2024年6月30日現在の財務諸表で潜在的影響に対する引当金を計上している。

1.4.6 繰延税金

欠損金の繰越は、フランスおよび英国においては無期限に認められており、その他の国でも長期間（米国では2018年1月1日より前に発生した税務上の欠損金については20年間）にわたって控除可能である中で、ナティクスは予防措置として、一定期間（最長10年）にわたって課税所得を生み出す能力に対応させる形で正味繰延税金資産を計上している。

このため、ナティクスは、各事業部門の中期計画に基づき、税務上の事業計画を作成している。

1.4.7 法人所得税務処理をめぐる不確実性（IFRIC第23号）

ナティクスは、税務当局が法人所得税務処理を受け入れる可能性が低いと結論付けた場合、財務諸表において法人所得税務処理に関する不確実性を開示している。ある税務上のポジションが不確実かどうかを判断し、それが当グループの法人所得税の金額に与える影響を評価するために、ナティクスは、税務当局があらゆる利用可能な情報を総合的に把握したうえで、報告されたすべての金額を検証すると仮定している。判断の基礎となるのは特に、行政方針、判例、税務当局が類似の不確実性に対して実施した是正の前歴である。ナティクスは、例えば税法の変更、時効期間の終了、または税務当局が実施した管理策や施策の結果から生じる可能性のある、関連する事象および状況の変化があった場合、税務上の不確実性に関して税務当局に支払うまたは税務当局から還付を受けると予想する金額の見積りの見直しを行う。

所管の税務当局が採用された処理に疑義を呈する可能性が高い場合、これらの不確実性は、税金負債のもとに表示される税金リスクに対する引当金によって税金収益および費用に反映される。

ナティクスは過年度について会計監査を受けている。指摘された修正点についてナティクスが同意しない場合は理由を付して異議を申し立て、その適用においては、見込まれるリスクに対して引当金が計上される。

ナティクスがさらされている主なリスクおよび訴訟（財務上の問題に関わるものを含む）については、2024年度ユニバーサル登録届出書に対する本修正の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.10節（訳者注：原文の章および節）に記載されている。

1.4.8 その他の引当金

金融商品、従業員給付および保険契約に関連する引当金を除き、連結貸借対照表で負債として認識される引当金は、主に訴訟、リストラ、罰金および課徴金に対する引当金に関するものである。

引当金が計上されるのは、過去の事象により生じた債務を清算するために、経済的便益を包含する資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ、債務額を信頼性をもって見積ることができる場合である。この金額を算定するために、ナティクスはリスクの発生確率を評価する必要がある。また割引の影響が重大である場合には、将来キャッシュ・フローが割り引かれる。

ナティクスがさらされている主なリスクおよび手続については、2024年度ユニバーサル登録届出書に対する本修正の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.10節（訳者注：原文の章および節）に記載されている。

1.4.9 気候および環境リスク

ナティクスは直接的または間接的に、いくつかの気候および環境関連のリスク要因にさらされている。それらを限定するため、ナティクスは、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）によって提案されるリスク用語である「移行リスク」および「物理的リスク」を採用している。

年次リスク識別プロセスの一環として、気候および環境リスクの重要性の評価は、バーゼル3の第一の柱における主要なリスク区分である信用リスクと取引相手方リスク、市場リスクと評価リスク、構造的バランスシート・リスク、戦略リスクと事業リスク、非財務リスク（オペレーショナル・リスク、レピュテーション・リスク、法的リスク）に関する波及経路の評価に基づいて行われた。

この重要性評価は、その後、ナティクスのリスク選好フレームワークを定義するために使用されている。この段階で、ナティクスのリスク選好フレームワークには移行リスク管理に関する重要な指標がすでに含まれている。これは、GWF法に基づいて「ダーク・ブラウン」に分類される資産（移行リスクに最もさらされている資産）の割合である。この指標に対する閾値と限度値が2022年から設定されており、減少傾向を維持するために定期的に見直されている。

グループの資本要件の内部評価（ICAAPプロセス）では、シナリオを適用することにより、物理的な気候リスクと移行に伴う気候リスクが考慮されている。規範的アプローチ（2024年に実施されたSTI 2025評価）に関しては、基本シナリオのバリエーションに気候要素が導入されている。物理的リスクは、欧州で大洪水が相次ぐことを想定して組み込まれ、移行リスクは、マクロ経済変数についてはOxford Economicsのネットゼロ・シナリオ、金融変数についてはNGFS35を参考にしている。経済的アプローチに関しては、債務不履行リスクに適用されたアドオンの調整を通じて、気候リスク（物理的リスクおよび移行リスク）をICAAPの経済資本の定量化に組み込むための作業が実施されている。

- また、コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングにおいて、ナティクスは自行のエクスポージャーを評価し管理するためのいくつかのツールを徐々に展開している。ナティクスは資産、もしくは融資対象プロジェクトに対して、または伝統的な融資の場合の借手に対して、気候格付（「グリーン加重係数カラー格付」）を割り当てることにより、自行の取引が気候に及ぼす影響を評価している。環境・社会・ガバナンス（ESG）規準は、2024年末時点で格付け手法には明示的に組み込まれていないものの、クレジット・アナリストには、取引相手方について短中期のシナリオ（1～3年）で気候関連の懸念に関係する信用度の低下を反映するように格付モデルの結果を調整するという選択肢がある点に留意すべきである。信用リスクの方針には、該当する場合、CSR方針に関連する要素や、気候・環境リスクに関連する特定の規準が組み込まれる場合もある。

気候および環境関連リスクの管理プロセスは、BPCEの作業に沿って、特にリスクの定量化と物理的リスクおよび移行リスクの監視のためのフレームワークの補完により、データが利用可能となり、また収集されるに伴って強化されつつある。

連結財務諸表の作成に関して、ナティクスは気候リスクを徐々に統合する作業を継続している。

[次へ](#)

注記 2 連結範囲

2.1 2025年1月1日以降の連結範囲の変更

2025年1月1日以降に生じた主な範囲の変更は以下のとおりである。

2.1.1 コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

新たに連結対象となった企業：

- ・ 2025年第1四半期にFinancière de Courcelles社を持分法で連結した。この企業はNatixis PartnersとAudere Partnersがそれぞれ20%を所有している。

連結対象から除外された企業：

- ・ Natixis Structured Products Ltd.の清算に伴い、2025年第1四半期に同社を連結対象から除外した。
- ・ Natixis Trust社が連結の閾値を下回ったため、2025年第2四半期に同社を連結対象から除外した。

持分比率の変動：

- ・ Solomon Partners, LPおよびSolomon Partners Securities Company LLCの持株比率は、2025年第2四半期におけるブット・オプションの行使を受けて64.25%から67.54%に上昇した。

2.1.2 資産運用およびウェルス・マネジメント

新たに連結対象となった事業体：

- ・ 2025年第1四半期には、AEW Capital Managementの不動産ファンドの運用に関わる2つの事業体である、米国のAEW TAPT GP, LLCとルクセンブルクのAEW EHF Lux GP S.à r.l.が連結対象となった。
- ・ DNCA Quadroファンドは、連結の閾値を超えたことに伴い、2025年3月末に連結された。
- ・ DNCA Strategic Resourcesファンドは、連結の閾値を超えたことに伴い、2025年6月末に連結された。

連結対象から除外された企業：

- ・ 2025年第1四半期には、Natixis IMがプライベート・デットを専門とする関連会社MV Creditを、米国のマルチプティック投資会社のClearlake Capitalに売却した。この取引には、MV Credit Limited、MV Credit LLP、MV Credit SARL、MV Credit SARLフランス支社、MV Credit CLO Equity SARL、MV Credit Euro CLO III (ファンド)の6つの事業体の売却が含まれる。

持分比率の変動：

- ・ 外部投資家の撤退に伴い、Natixis IMのLoomis Sayles Sakorumファンドに対する持分比率は55%から58%に上昇した。
- ・ 外部投資家の撤退に伴い、Loomis Sayles Global Allocationファンドに対する持分比率は、2025年第1四半期に57%から60%に上昇した。
- ・ Dorvalに対する持分比率は、同社の増資および株式の買い戻しに伴い、2025年第2四半期に99.7%から100%に上昇した。

その他の取引：

- ・ 2025年1月1日、Natixis IMは、Natixis Wealth Managementが保有するVega Investment Managersの株式の一部を取得した。同時に、Natixis IM Internationalは、NIM Solutionsの運用業務と、Groupe BPCEのネットワークおよび従業員貯蓄制度向けのサポート・サービスをVega IMに移管した。この取引に伴い、新事業体はVEGA Investment Solutionsに改称され、Natixis IMが51%、Natixis Wealth Managementが49%を保有している。
- ・ HSBC Epargne Entrepriseは2024年11月にNatixis Interépargneによって取得され、2025年第1四半期にNatixis Interépargneに対する資産および負債の一括譲渡の対象となった。

2.1.3 コーポレート・センター

- ・ 2025年上半年期には取引がなかった。

2.2 取得および処分の影響

- 取得および処分の影響は、主に非支配持分に係るプット・オプションの変動に係る。

期首における非支配持分に係るプット・オプションに関する(24.1)百万ユーロ。この影響額は、これらのプット・オプションの2025年上半期における公正価値の変動(18.0)百万ユーロに関連している。これは主にNatixis CIB部門に関する金融債務の再評価(17.3)百万ユーロ、Natixis IM部門に関する金融債務の再評価(0.7)百万ユーロ、およびNatixis IMに関するこの同じ金融債務に係る割引の振り戻し(6.1)百万ユーロによって生じたものである。これらのプット・オプションに相当するこれらの企業に対する正味非支配持分の2025年6月30日現在の変動の振替は(3.1)百万ユーロであった。

- 2024年12月31日現在の取得および処分の主な影響は、以下のとおりであった。

期首における非支配持分に係るプット・オプションの変動(54.9)百万ユーロ。この影響額は、これらのプット・オプションの期中における公正価値の変動(3.5)百万ユーロに関連している。これはNatixis CIB部門に関する金融債務の再評価(57.0)百万ユーロ、Natixis IM部門に関する金融債務の再評価(16.5)百万ユーロ、およびNatixis IMに関するこの同じ金融債務に係る割引の振り戻し18.6百万ユーロによって生じたものである。これらのプット・オプションに相当するこれらの企業に対する正味非支配持分の期中の変動の振替は(0.2)百万ユーロであった。

- 新しいプット・オプションの評価の影響額(23.2)百万ユーロ。
- ニューヨーク支店(450百万ドル)、香港支店(125百万ドル)、およびラブアン支店(25百万ドル)による資本返済に伴う為替換算調整額を純損益にリサイクルした影響(41.8)百万ユーロ。
- 子会社Natixis Bank JSC, Moscowの売却に伴う為替換算調整額を純損益にリサイクルした影響21.0百万ユーロ。

2.3 売却目的で保有する企業

ナテイクシスが12ヶ月以内の期間に売却を意図し、買手を積極的に探している被支配企業の資産および負債は、連結貸借対照表における2つの個別の表示項目において、非流動資産および負債として区分表示されている。

売却目的保有グループは、複数のCGUのグループのこともあれば、1つのCGUまたは1つのCGUの一部のこともある。当該グループには、流動資産、流動負債およびIFRS第5号に基づく測定規定の適用範囲に含まれない資産を含む、企業の資産および負債が含まれることがある。IFRS第5号に基づく測定規定の適用範囲に含まれる非流動資産が売却目的保有グループの一部である場合、IFRS第5号に基づく測定規定は、グループ全体に適用される。つまり、当該グループは、その帳簿価額または売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定される。

MV Creditの売却

2025年1月31日、Natixis Investment Managersは、子会社の「MV Credit」を米国の投資会社であるClearlake Capital Groupに売却した。

2024年12月31日現在、ナテイクシスは、Natixis Investment Managersを介して、上記子会社の全部連結を継続し、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に従い、同社の資産および負債を2つの個別の貸借対照表科目に表示していた。

[次へ](#)

注記3 損益計算書注記

3.1 金利差益

「受取利息および類似収益」ならびに「支払利息および類似費用」は、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産」および「償却原価で測定される金融資産」として認識される固定利付有価証券に係る利息、ならびに銀行および顧客に対する貸出金および債権に係る利息から成る。

償却原価で評価される金融資産および金融負債には、実効金利法により計算される利息が認識される。この表示項目には、ヘッジ目的デリバティブに係る利息も含まれる。

受取利息はまた、トレーディング・モデルの下で保有されていない非SPPI負債性金融商品（基本的に、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に分類される）に係る利息からも成る。

金融資産に係るマイナスの利息は「支払利息および類似費用」に表示されている。金融負債に係るマイナスの利息は「受取利息および類似収益」に表示されている。

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日に終了した 中間年度			2024年6月30日に終了した 中間年度		
	収益	費用	正味	収益	費用	正味
償却原価で測定される金融資産および負債	5,186	(4,502)	684	6,198	(5,702)	495
中央銀行預け金	1,014	(0)	1,014	1,412	(11)	1,401
有価証券に係る利息	89	(42)	47	88	(30)	58
債権、貸出金および借入金	4,083	(3,491)	591	4,697	(4,357)	341
銀行	1,674	(2,478)	(804)	2,129	(3,190)	(1,061)
顧客 ^(a)	2,406	(1,014)	1,392	2,566	(1,166)	1,400
ファイナンス・リース	3		3	2		2
債務証券および劣後債務		(953)	(953)		(1,296)	(1,296)
リース負債		(15)	(15)		(9)	(9)
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	128		128	135		135
有価証券に係る利息	122		122	115		115
貸出金および債権	6		6	20		20
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産	70		70	25		25
貸出金および債権	18		18	22		22
有価証券に係る利息	52		52	3		3
ヘッジ目的デリバティブ	378	(293)	86	442	(282)	160
合計	5,762	(4,794)	967	6,801	(5,985)	816

(a) 2025年6月30日に終了した中間年度に関して、金融資産および金融負債に係るマイナスの利息はそれぞれ(4.8)百万ユーロ(2024年6月30日に終了した中間年度は(0.8)百万ユーロ)および4.4百万ユーロ(2024年6月30日に終了した中間年度は9.6百万ユーロ)であった。

3.2 正味受取報酬および受取手数料

サービスまたは金融商品に関連して受け取った報酬および手数料の会計処理方法は、提供されたサービスの最終的な目的およびそのサービスが関連する金融商品の会計処理方法に応じて異なる。

受託者または類似の報酬および手数料は、個々の顧客、年金制度またはその他の機関に代わり保有または投資されている資産から生ずるものである。とりわけ、信託取引は、資産管理およびカスタディ業務で、第三者に代わり行われるものを含む。

Natixis Investment Managersの関連会社が運用する特定のファンドについては、目論見書の契約規定にファンドのオーバーパフォーマンスに対する「成功報酬」の支払いが定められている。

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日に終了した 中間年度			2024年6月30日に終了した 中間年度		
	収益	費用	合計	収益	費用	合計
インターバンク取引	10	(1)	9	9	(1)	8
顧客との取引	382	1	383	324	(1)	323
有価証券取引	43	(114)	(71)	31	(127)	(96)
決済サービス	18	(23)	(6)	18	(25)	(7)
金融サービス	59	(321)	(263)	57	(288)	(232)
受託取引 ^(a)	1,876		1,876	1,809		1,809
貸出、保証、有価証券およびデリバティブのコ ミットメント	174	(122)	52	133	(103)	30
その他	125	(9)	117	84	(11)	73
合計	2,687	(590)	2,097	2,465	(557)	1,908

(a) うち成功報酬は、2024年6月30日に終了した中間年度が27百万ユーロ(うち24百万ユーロが欧州向け、3百万ユーロが北米向け)に対し、2025年6月30日に終了した中間年度が32百万ユーロ(31百万ユーロが欧州向け)であった。

3.3 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る損益

この項目には、トレーディング目的で保有されているか、公正価値オプションに基づき指定されているか、公正価値で測定されているかを問わず、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る損益が含まれる。この表示項目には、これらの商品に対する利息（受取利息として表示されるものを除く）も含まれる。

「ヘッジ目的デリバティブ」には、公正価値ヘッジとして分類されたデリバティブの公正価値の変動（利息を除く）およびこれと対称関係となるヘッジ対象の再評価を含む。また、ヘッジ目的デリバティブには、キャッシュ・フロー・ヘッジの「非有効」部分も含む。

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日に 終了した中間年度	2024年6月30日に 終了した中間年度
ヘッジ目的デリバティブを除く金融資産および金融負債に係る正味損益	1,121	1,301
トレーディング目的で保有する金融資産および金融負債に係る純損益 ^(b)	2,934	960
うち、ヘッジ会計として適格でないデリバティブ	(312)	(3,034)
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産に係る正味損益	(15)	209
公正価値オプションに基づく金融資産および金融負債に係る正味損益	(1,843)	(146)
その他	45	278
ヘッジ手段およびヘッジ対象の再評価	(23)	5
キャッシュ・フロー・ヘッジ (CFH) の非有効部分	0	(5)
公正価値ヘッジ (FVH) の非有効部分	(23)	10
公正価値ヘッジの変動	(36)	91
ヘッジ対象の変動	14	(81)
合計^(a)	1,098	1,306

(a) 損益計算書に計上される費用および利益が機能ではなく種類によって分類される限り、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る活動の純利益は、全体として考慮されるべきである。上記の結果は、受取利息または支払利息として計上される当該金融商品の借換コストを含んでいない。

(b) 「トレーディング目的で保有する金融資産および金融負債に係る正味損益」には、以下が含まれる。

- ・ デリバティブの負債評価に基づいて計上された自己信用リスクに係る評価調整 (DVA) は、2024年6月30日に終了した中間年度の(1.7)百万ユーロの費用に対して、2025年6月30日に終了した中間年度は0.3百万ユーロ (収益) であった。
- ・ さらに、金融資産の取引相手方リスクの評価に関する価値調整 (CVA) は、2024年6月30日に終了した中間年度の(18)百万ユーロの費用に対して、2025年6月30日に終了した中間年度は3百万ユーロ (収益) である。
- ・ 2025年6月30日に終了した中間年度の、無担保のデリバティブまたは部分的にしか担保されていないデリバティブについて利用される資金調達評価調整 (FVA) 額50.2百万ユーロ (収益) もこの項目に認識されている (2024年6月30日に終了した中間年度は(30.9)百万ユーロ (費用))。

3.4 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る損益

下記の表は、報告期間にわたり純損益に認識されるその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の正味損益を示している。これらは主に、以下から成る。

- ・ ヘッジ手段の影響の控除後の負債性金融商品の売却益
- ・ 資本性金融商品の配当金

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日に 終了した中間年度	2024年6月30日に 終了した中間年度
負債性金融商品に係る正味利得	(1)	9
貸出金および債権に係る正味利得	(1)	1
資本性金融商品に係る正味利得 (配当金)	35	31
合計	33	41

報告期間にわたり計上された未実現損益は、「当期純利益およびその他の包括利益に係る計算書」に表示されている。

3.5 償却原価で測定される金融商品の認識中止に起因する正味損益

この表示項目には、ヘッジ手段の影響を含め、償却原価で認識される債務証券ならびに貸出金および債権の認識中止によって生じた損益が含まれる。

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日に 終了した中間年度	2024年6月30日に 終了した中間年度
償却原価で測定される金融資産の認識中止によって生じた損益	0	(1)
償却原価で測定される金融負債の認識中止によって生じた損益	(3)	(3)
合計	(3)	(5)

3.6 その他の損益

その他の業務からの損益は、ファイナンス・リースに付随する損益を含む。

(単位:百万ユーロ)	2025年6月30日に終了した中間年度			2024年6月30日に終了した中間年度		
	収益	費用	正味	収益	費用	正味
オペレーティング・リース	0		0	1	0	1
その他の関連損益	24	(56)	(32)	26	(72)	(46)
合計	24	(56)	(32)	27	(72)	(45)

3.7 営業費用ならびに減価償却、償却および減損

営業費用には主に、再請求費用を控除した賃金・給料を含む人件費、社会保障費、年金（確定給付制度）等の従業員給付およびIFRS第2号に従い認識された株式に基づく報酬に関連する費用がある。

この項目にはまた、すべての一般管理費および外部委託費も含まれる。

(単位:百万ユーロ)	注記	2025年6月30日に 終了した中間年度	2024年6月30日に 終了した中間年度
賃金および給料		(1,412)	(1,326)
うち、株式に基づく報酬 ^(a)		(16)	(10)
年金給付およびその他の長期従業員給付		(188)	(129)
社会保障費		(304)	(307)
インセンティブおよび利益分配制度		(62)	(67)
給与税		(33)	(31)
その他		(4)	(11)
人件費合計		(2,003)	(1,871)
税金および賦課金		(80)	(56)
外部委託費		(794)	(751)
その他		(8)	(15)
その他の営業費用合計		(882)	(822)
営業費用合計		(2,885)	(2,693)
有形固定資産および無形資産の減価償却、償却および減損引当金合計		(122)	(112)

(a) 現金決済型従業員維持および業績報酬制度（ERPP）に関して2025年上半期に認識された繰延費用は、(15.8)百万ユーロであった（2024年6月30日に終了した中間年度は(9.4)百万ユーロの費用）。

3.8 リスク費用

この表示項目には主に、IFRS第9号によって定義される信用リスクの認識に関連する収益が含まれる。

- ・ 以下に関連する12ヶ月および全期間の予想信用損失に対する引当金および減損に係るキャッシュ・フロー
 - ・ 償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で認識される負債性金融商品
 - ・ リース債権
 - ・ デリバティブ金融商品の定義に適合しない供与した貸出コミットメントまたは保証コミットメント
- ・ 回収不能貸出金に係る損失、および従前に損失として認識した貸出金の回収

2025年6月30日に終了した中間年度

(単位：百万ユーロ)	繰入額	正味 戻入額	引当金で充当 されなかった 償却	償却済貸倒 債権の回収	純額	減損において 考慮されて いない保証の 影響額	純額
金融資産の減損引当金	(616)	562	(10)	13	(50)	(1)	(51)
減損していない金融資産 - 12ヶ月の予想信用損失	(128)	149			22	(1)	20
減損していない金融資産 - 全期間の予想信用損失	(194)	196			2	(5)	(3)
減損した金融資産 - 全期間 の予想信用損失	(295)	217	(10)	13	(74)	5	(69)
その他							
偶発損失引当金	(235)	162	(0)		(73)	(0)	(73)
貸出コミットメント - 12ヶ 月の予想信用損失	(72)	73			1	(0)	1
貸出コミットメント - 全期 間の予想信用損失	(110)	49			(62)	(0)	(62)
減損した貸出コミットメン ト - 全期間の予想信用損失	(24)	38			14		14
その他	(29)	2	(0)		(27)		(27)
合計	(851)	724	(10)	13	(123)	(1)	(124)
うち：							
超過減損引当金の戻入額		724					
取崩減損引当金の戻入額		62					
戻入額小計：		787					
引当金で充当された償却		(62)					
正味戻入額合計：		724					

2024年6月30日に終了した中間年度

(単位：百万ユーロ)	繰入額	正味 戻入額	引当金で充当 されなかった 償却	償却済貸倒 債権の回収	純額	減損において 考慮されて いない保証の 影響額	純額
金融資産の減損引当金	(738)	637	(22)	10	(113)	18	(95)
減損していない金融資産 - 12ヶ月の予想信用損失	(144)	154			10	2	12
減損していない金融資産 - 全期間の予想信用損失	(241)	249	(2)		7	1	8
減損した金融資産 - 全期間 の予想信用損失	(353)	233	(20)	10	(130)	15	(115)
その他							
偶発損失引当金	(200)	147	(1)		(54)	4	(50)
貸出コミットメント - 12ヶ 月の予想信用損失	(41)	45			4	4	8
貸出コミットメント - 全期 間の予想信用損失	(69)	79			10	0	10
減損した貸出コミットメン ト - 全期間の予想信用損失	(88)	22			(66)		(66)
その他	(3)	2	(1)		(2)		(2)
合計	(938)	784	(23)	10	(167)	22	(145)
うち：							
超過減損引当金の戻入額		784					
取崩減損引当金の戻入額		93					
戻入額小計：		876					
引当金で充当された償却		(93)					
正味戻入額合計：		784					

この表示項目には、取引相手方の債務不履行を受けた、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産として計上された金融商品の認識を中止したことによる不良債権に係る減損も含まれており、2025年6月30日に終了した中間年度は20.2百万ユーロ、2024年6月30日に終了した中間年度は(0.1)百万ユーロであった。

3.9 その他の資産に係る損益

この項目は、業務に使用した有形固定資産および無形資産の処分から生じたキャピタル・ゲインおよびロス、ならびに連結対象先に対する投資の処分に係るキャピタル・ゲインおよびロスから成る。

	2025年6月30日に終了した中間年度			2024年6月30日に終了した中間年度		
	連結対象会社 に対する投資	有形固定資産 および 無形資産	合計	連結対象会社 に対する投資	有形固定資産 および 無形資産	合計
(単位：百万ユーロ)						
処分に係る正味キャピタル・ゲイン/ (ロス)	5	0	5	0	1	1
合計	5	0	5	0	1	1

3.10 財務諸表上の税務費用と理論上の税務費用の調整表

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日に 終了した中間年度	2024年6月30日に 終了した中間年度
+ 中間純利益（グループ持分）	704	732
+ 中間純利益 - 非支配持分	26	26
+ 法人所得税費用	319	321
+ 非継続事業からの損益		
+ のれんの減損		
- 持分法による投資純利益	(14)	(7)
= 税金、のれん、償却および持分法による投資利益控除前連結中間純利益 / (損失)	1,035	1,071
+/- 永久差異 ^(a)	261	136
= 連結課税所得 / (欠損金)	1,295	1,208
x 理論上の税率	25.83%	25.83%
= 理論上の税額	(335)	(312)
+ 軽減税率での法人所得税	(1)	(5)
+ 繰延税金目的上認識されない当期の欠損金	5	(1)
+ 連結納税に係る影響額	10	10
+ 海外子会社での税率差	18	6
+ 過去の期間の税金およびその他の税項目	(15)	(19)
= 当期の税金費用	(319)	(321)
うち：当期税金 ^(b)	(280)	(220)
繰延税金	(39)	(101)

(a) 永久差異には、特に2025年6月30日現在、MV Creditの売却に係るキャピタル・ゲインへの影響額(23.9)百万ユーロ(73.1百万ユーロからのれんの再配分(49.2)百万ユーロを差し引いた額)が含まれる。

(b) 法人に対する15%のグローバルミニマム課税の実施を目的としたOECDの第二の柱の規則は、フランスでは2024年財政法により法制化され、2023年12月31日より後に始まる事業年度に適用されている。BPCEはグループ本社として、この追加的な課税の対象となる。ナティクスは、2025年6月30日現在でこの点に関するいかなる税金費用も認識していない。

[次へ](#)

注記4 貸借対照表注記

4.1 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

これらの資産および負債は報告日現在の公正価値で測定され、利息を含めた公正価値の変動は「純損益を通じて公正価値で測定される金融商品に係る正味損益」として損益計算書に認識される。ただし、以下を除く。

- ・ 損益計算書上で受取利息および支払利息として計上されるヘッジ目的デリバティブおよび非SPPI商品に係る利息
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に係る自己の信用リスクに起因する公正価値の変動であって、その他の包括利益の「純損益を通じて公正価値で測定するものと指定された金融負債に係る自己の信用リスクの再評価額」として計上されるもの

4.1.1 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

下記の表は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の内訳を金融商品の種類ごとに示している。

純損益を通じて公正価値で測定しなければならない金融商品には、負債性金融商品および非SPPIローンのほか、資本を通じて測定する選択がなされなかった資本性金融商品が含まれる。

	2025年6月30日現在				2024年12月31日現在			
	トレーディング目的で保有する金融資産	純損益を通じて公正価値で評価される金融資産 ^(a)	公正価値オプションに基づき指定された金融資産 ^(b)	合計	トレーディング目的で保有する金融資産	純損益を通じて公正価値で評価される金融資産 ^(a)	公正価値オプションに基づき指定された金融資産 ^(b)	合計
(単位：百万ユーロ)								
有価証券	64,507	2,661	0	67,168	53,849	2,656		56,505
負債性金融商品	28,276	1,676	0	29,952	17,308	1,650		18,959
資本性金融商品	36,231	985		37,216	36,540	1,006		37,546
リバース・レボに対する資金調達 ^(c)	88,408			88,408	87,019			87,019
貸出金および債権	5,446	2,017	0	7,463	5,508	2,117		7,625
銀行顧客	75	0	0	75	77			77
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品 ^(c)	68,352			68,352	69,243			69,243
差入保証金	13,317			13,317	12,024			12,024
合計	240,029	4,679	0	244,708	227,644	4,773		232,417

(a) ナティクスが使用しているSPPI規準を満たさない場合、金融資産を純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類するための規準は、2024年度ユニバーサル登録届出書の第5.1章「2024年12月31日現在の連結財務諸表」の注記5.1.2に記載されている。

(b) IFRS第9号で定義されている「会計上のミスマッチ」の場合に限定される。

(c) この情報は、IAS第32号に従って実施した相殺の影響を考慮して表示されている（注記4.2参照）。

4.1.2 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

下記の表は、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債の内訳を金融商品の種類ごとに示している。

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日現在			2024年12月31日現在		
	トレーディング 目的で保有する 金融負債	公正価値 オプションに 基づき指定 された金融負債	合計	トレーディング 目的で保有する 金融負債	公正価値 オプションに 基づき指定 された金融負債	合計
	注記	4.1.2.1および4.1.2.2			4.1.2.1および4.1.2.2	
有価証券	24,404	42,622	67,026	21,486	38,399	59,885
債務証券		42,622	42,622	2	38,399	38,402
劣後債務						
空売り	24,404		24,404	21,484		21,484
レボ契約に基づく有価証券 ^(a)	108,880		108,880	100,483		100,483
負債	4	1,540	1,544	4	666	670
銀行預り金		497	497		189	189
顧客預り金	4	901	904	4	387	391
その他の負債		143	143		90	90
ヘッジ会計として適格でない デリバティブ金融商品 ^(a)	56,900		56,900	60,851		60,851
預り保証金	18,551		18,551	15,331		15,331
合計	208,738	44,162	252,901	198,156	39,065	237,221

(a) この情報は、IAS第32号に従って実施した相殺の影響を考慮して表示されている(注記4.2参照)。

公正価値オプションに基づき測定される金融負債に分類するための条件

金融負債は、純損益を通じて公正価値で指定することを選択した方がより適切な情報を提供できる場合、または当該金融商品が1つ以上の重要かつ分離可能なデリバティブを組み込んでいる場合、純損益を通じて公正価値で指定される。

以下の2つの状況においては、公正価値オプションを使用した方が、より適切な情報を提供できるとみなされる。

- ・ 経済的に関連性がある資産と負債間で会計上のミスマッチがある場合。特に、公正価値オプションはヘッジ会計の条件が満たされていない場合に用いられる。そうした場合、ヘッジ対象の公正価値の変動は自動的にヘッジ目的デリバティブの公正価値の変動を相殺する。
- ・ 金融資産および負債のポートフォリオが、資産負債管理の文書化された方針の一環として公正価値で管理され認識されている場合。

純損益を通じて公正価値で測定される負債は主に、顧客のために組成され仕組まれた発行証券で、そのリスクとヘッジはまとめて管理されている。

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日現在				2024年12月31日現在			
	帳簿価額	会計上の ミスマッチ	公正価値に 基づく管理	組込デリバ ティブ	帳簿価額	会計上の ミスマッチ	公正価値に 基づく管理	組込デリバ ティブ
	銀行預り金	496	1		495	189	24	
顧客預り金	901	0		901	387	0		387
債務証券	42,622	34,601		8,021	38,399	31,606		6,793
劣後債務								
その他の負債	143	143		0	90	90		0
合計	44,162	34,745		9,417	39,065	31,720		7,345

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で認識される一部の発行済負債は保証の対象である。この保証の影響は、負債の公正価値に織り込まれている。

4.1.2.1 公正価値オプションに基づき測定される金融負債および信用リスク

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の帳簿価額は、貸借対照表上に表示されたそれらの公正価値に相当する。

借入金について満期時に契約上支払うべき金額は、報告日時点の元本残高に、支払期日が到来していない未払利息を加えた金額である。有価証券について契約上支払うべき金額は、その償還価額である。

関連する信用リスクが「その他の包括利益」に表示されている、公正価値オプションに基づき指定された金融負債

(単位： 百万ユーロ)	2025年6月30日現在				2024年12月31日現在			
	帳簿価額	契約上の 満期時 支払金額	帳簿価額と 契約上の 満期時 支払金額 との差額	純損益を 通じて公正価 値で測定する ものとして指 定された金融 負債の公正価 値の累計変動 額で信用リス クに起因する もの	帳簿価額	契約上の 満期時 支払金額	帳簿価額と 契約上の 満期時 支払金額 との差額	純損益を 通じて公正価 値で測定する ものとして指 定された金融 負債の公正価 値の累計変動 額で信用リス クに起因する もの
債務証券 ^(a)	42,622	46,165	(3,543)	(74)	38,399	42,861	(4,461)	(315)
銀行預り金	497	534	(37)	(6)	189	223	(33)	(5)
顧客預り金	901	909	(8)	3	387	396	(9)	3
その他の負 債	143	143			90	90		
劣後債務								
合計^(b)	44,162	47,750	(3,588)	(76)	39,065	43,569	(4,503)	(316)

(a) ナティクス発行証券の早期償還に関連してその他の包括利益に認識された支払金額は、2025年6月30日現在で(0.3)百万ユーロであった(2024年12月31日現在は(1.8)百万ユーロ)。

(b) ナティクス発行証券に係る内部信用リスクに関して認識された公正価値(注記4.4に記載されている計算方法を用いて決定された)は、2024年12月31日現在の316百万ユーロに対し、2025年6月30日現在は合計(78)百万ユーロであった。この差額は、元本残高の変動に加えて、前年度決算以降のナティクスのスプレッドの変動を反映している。

4.2 金融資産と金融負債の相殺

下記の表は、IAS第32号に定める規程を満たすナティクスの貸借対照表上の相殺額、およびIAS第32号に定める相殺処理の規程を満たさないマスター・ネットリング契約または類似の契約に基づく法的強制力のある相殺権の存在に関連する影響を表示したものである。

総相殺額を控除した後に認識される金融資産および金融負債の純額(マスター・ネットリング契約または類似の契約の適用対象になる場合もならない場合もある、貸借対照表上で相殺されない金額を含む)は、貸借対照表に表示される総残高に対応している。

貸借対照表上の総相殺額は、IAS第32号に定める規程を満たす、買戻契約(レポ)およびデリバティブ取引を反映しており、その大半がクリアリングハウスとの間で実行される。

- ・ 上場デリバティブについては、次のオプションに関する各資産および負債項目に計上しているポジションは：
 - ・ 指数オプションおよび先物オプションについては、満期および通貨ごとに相殺している。
 - ・ 株式オプションについては、ISINコードおよび満期日ごとに相殺している。
- ・ OTCデリバティブについては、情報は資産評価と負債評価との間の通貨相殺およびマージンの変動の影響を考慮して、表示されている。
- ・ レポについては、ナティクスは、同一の取引相手方と締結したもので、かつ以下の条件を満たすレポとリバース・レポの純額を貸借対照表に計上している。
 - ・ 満期日が同じであること
 - ・ 同一の保管機関または決済/受渡プラットフォームを通じて運用されていること
 - ・ 同じ通貨建てであること

クリアリングハウスのLCH Clearnet Ltd, Eurex Clearing AGおよびCME Clearingによって処理されるOTCデリバティブは、IAS第32号の意味における会計上の相殺の対象ではなく、日次清算の対象となっている(それら3つのクリアリングハウスが定める時価決済の原則が適用され、その結果、現在では追加証拠金請求は、従前のように保証金ではなく、デリバティブの定型的な清算とみなされている)。

またこれらの表は、差金決済規程もしくは資産と負債の同時決済を証明できないマスター・ネットリング契約もしくは類似の契約、または1人以上の取引相手方のデフォルト、支払不能もしくは破産の場合を除き、相殺権を行使できないマスター・ネットリング契約もしくは類似の契約によってカバーされるデリバティブ金額またはレポ残高に対応するマスター契約もしくは類似の契約の影響も示している。これらの金額は、貸借対照表上では相殺されない。

4.2.1 金融資産

	2025年6月30日現在			2024年12月31日現在		
	貸借対照表上で 相殺された 金融資産総額	貸借対照表上で 相殺された 金融負債総額	貸借対照表上で 認識されている 金融資産純額	貸借対照表上で 相殺された 金融資産総額	貸借対照表上で 相殺された 金融負債総額	貸借対照表上で 認識されている 金融資産純額
(単位：百万ユーロ)	(a)	(b)	(c) = (a) - (b)	(a)	(b)	(c) = (a) - (b)
純損益を通じて公正価値で 測定される金融資産	188,438	31,678	156,760	190,465	34,203	156,262
デリバティブ	71,963	3,611	68,352	72,808	3,565	69,243
レボ契約	116,475	28,067	88,408	117,657	30,638	87,019
ヘッジ目的デリバティブ	401	74	327	534	157	377
銀行貸出金および債権	5,213	458	4,755	4,875	1,003	3,872
レボ契約	5,213	458	4,755	4,875	1,003	3,872
顧客貸出金および債権	2,746	0	2,746	1,504	0	1,504
レボ契約	2,746	0	2,746	1,504	0	1,504
合計	196,799	32,211	164,588	197,378	35,363	162,014

	2025年6月30日現在				2024年12月31日現在			
	貸借対照表上 で認識されて いる金融資産 純額	マスター・ ネットting 契約および 類似の契約の 影響 ^(a)	現金で受領 した保証	正味エクス ポージャー	貸借対照表上 で認識されて いる金融資産 純額	マスター・ ネットting 契約および 類似の契約の 影響 ^(a)	現金で受領 した保証	正味エクス ポージャー
(単位： 百万ユーロ)	(c)	(d)	(f)	(g) = (c) - (d) - (f)	(c)	(d)	(f)	(g) = (c) - (d) - (f)
デリバティブ	68,679	36,196	15,116	17,367	69,619	41,853	10,029	17,737
レボ契約	95,908	91,161	44	4,704	92,395	90,005	108	2,283
合計	164,588	127,358	15,160	22,070	162,014	131,858	10,137	20,019

(a) 有価証券の形で受領した保証を含む。

4.2.2金融負債

	2025年6月30日現在			2024年12月31日現在		
	貸借対照表上で 相殺された 金融負債総額	貸借対照表上で 相殺された 金融資産総額	貸借対照表上で 認識されている 金融負債純額	貸借対照表上で 相殺された 金融負債総額	貸借対照表上で 相殺された 金融資産総額	貸借対照表上で 認識されている 金融負債純額
(単位：百万ユーロ)	(a)	(b)	(c) = (a) - (b)	(a)	(b)	(c) = (a) - (b)
純損益を通じて公正価値で 測定される金融負債	197,457	31,678	165,779	195,529	34,194	161,334
デリバティブ	60,512	3,613	56,900	64,409	3,557	60,851
レボ契約	136,945	28,065	108,880	131,120	30,637	100,483
ヘッジ目的デリバティブ	374	73	301	458	165	293
銀行預り金	4,450	458	3,991	3,812	1,003	2,809
レボ契約	4,450	458	3,991	3,812	1,003	2,809
顧客預り金	15	0	15	4	1	3
レボ契約	15	0	15	4	1	3
合計	202,296	32,209	170,087	199,803	35,363	164,440

	2025年6月30日現在				2024年12月31日現在			
	貸借対照表上で 認識されて いる金融負債 純額	マスター・ ネットイング 契約および 類似の契約の 影響 ^(a)	現金で受領 した保証	正味エクス ポージャー	貸借対照表上で 認識されて いる金融負債 純額	マスター・ ネットイング 契約および 類似の契約の 影響 ^(a)	現金で受領 した保証	正味エクス ポージャー
(単位： 百万ユーロ)	(c)	(d)	(f)	(g) = (c) - (d) - (f)	(c)	(d)	(f)	(g) = (c) - (d) - (f)
デリバティブ	57,201	36,741	6,182	14,277	61,144	42,721	6,031	12,393
レボ契約	112,886	111,969	1	915	103,296	103,122	39	135
合計	170,087	148,711	6,184	15,193	164,440	145,843	6,070	12,528

(a) 有価証券の形で付与した保証を含む。

4.3 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

この表示項目は、流動性準備金の一部として保有されている負債性金融商品などSPPI規準を満たすキャッシュ・フローを有する「回収かつ売却目的保有」事業モデルの下で管理されている負債性金融商品、およびナティクスがその他の包括利益を通じて公正価値で測定することを取消不能条件で選択している資本性金融商品を扱っている。

(単位： 百万ユーロ)	2025年6月30日現在				2024年12月31日現在			
	負債性金融商品			合計	負債性金融商品			合計
	減損していない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	資本性 金融商品		減損していない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	資本性 金融商品	
注記	4.3.1	4.3.1	4.3.2		4.3.1	4.3.1	4.3.2	
有価証券	10,672		813	11,485	10,467	7	852	11,325
貸出金および 債権	58	3		61	102	7		109
合計	10,730	3	813	11,546	10,569	14	852	11,434

(a) 12ヶ月予想信用損失(ステージ1)または全期間予想信用損失(ステージ2)に基づいて評価調整が計算されている、減損していない金融資産で構成されている。

(b) 減損した金融資産(ステージ3)は、銀行に対する規制要件に関する2013年6月26日付EU規制第178条に定義されるデフォルト事象が識別された資産である。

4.3.1 リサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る調整表

下記の表は、金融商品のクラスごとに、リサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に関連する会計項目ならびに減損および引当金の2025年上半年期にわたる変動を示している。

リサイクル可能なその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S2) ^(b)		減損した資産 (S3) ^(b)		合計	
	信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失評 価	
	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額
(単位:百万ユーロ)								
2024年1月1日現在の残高	9,968	(14)	10	(1)	2	(0)	9,981	(15)
新規に組成または取得した契約	7,884	(3)	16	(1)			7,899	(4)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動(振替を除く)	273	5	8	(0)		(5)	281	(1)
金融資産の振替	(21)	0	3	0	18	(0)		
S1への振替	2	(0)	(2)	0				
S2への振替	(5)	0	5	(0)				
S3への振替	(18)	0			18	(0)		
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損(償却)	(7,406)	5	(5)	0			(7,411)	5
為替レート変動に関連する変動	169	(0)					169	(0)
使用モデルの変更								
IFRS第5号 - 売却目的で保有する企業 (a)	(296)	4	(19)	1	(18)	5	(333)	11
その他の変動								
2024年12月31日現在の残高	10,570	(2)	13	(1)	3	(1)	10,586	(3)
新規に組成または取得した契約	4,233	(0)					4,233	(0)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動(振替を除く)	(105)	(0)	(1)	0		(0)	(106)	(0)
金融資産の振替	(31)	0	30	0	1	(0)		
S1への振替	7	(0)	(7)	1				
S2への振替	(37)		37	(0)				
S3への振替	(1)	0			1	(0)		
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損(償却)	(3,623)	1	(4)	0	(0)		(3,627)	1
為替レート変動に関連する変動	(350)	0					(350)	
使用モデルの変更								
IFRS第5号 - 売却目的で保有する企業 (a)								
その他の変動								
2025年6月30日現在の残高	10,694	(1)	38	(0)	3	(1)	10,736	(2)

(a) 注記2.3参照。

(b) うち、購入または組成した信用減損(POCI)資産。

4.3.2 その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品

	2025年6月30日現在					2024年12月31日現在				
	当該期間にわたり 認識された配当金		当該期間にわたり 認識中止			当該期間にわたり 認識された配当金		当該期間にわたり 認識中止		
	2025年 6月30日 現在保有 する 公正 価値	期中に 認識中 止 された 資本性 金融商品	売却日 時点の 公正価値	売却日 時点の 累積損益	公正 価値	2024年 12月31日 現在保有 する 公正 価値	期中に 認識中 止 された 資本性 金融商品	売却日 時点の 公正価値	売却日 時点の 累積損益	公正 価値
(単位：百万ユーロ)										
非連結会社に対する投資	717	34	0	(5)	730	64		0		
その他資本性金融商品	95	1	1	1	122	1				
合計	813	35	1	(4)	852	65	0	0		

4.4 貸借対照表において公正価値で認識されている金融資産および金融負債の公正価値

金融商品（金融資産または金融負債）の公正価値とは、評価日における市場参加者間の標準的な独立当事者間取引において、資産を売却して受領する価格または負債を移転して支払う価格をいう。したがって、公正価値は出口価格に基づく。

当初認識時の金融商品の公正価値は通常、取引価格、すなわち、資産取得時の支払価格または負債引受時の受領価格である。

当初認識後の測定においては、資産および負債の見積公正価値は、主に観測可能な市場データに基づくものでなければならず、公正価値の計算に使用されるすべてのインプットは、市場参加者が取引で使用するであろう価格と整合性のあるものにしなければならない。

この場合、公正価値は、ミッド・マーケット・プライスならびに対象となる金融商品およびその関連リスクに応じて決定した追加的な評価調整により構成される。

ミッド・マーケット・プライスは以下に基づき入手される。

- 金融商品が活発な市場で相場が付けられている場合は、その相場価格。金融商品は、証券取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、価格決定機関または規制当局より、相場価格が容易にかつ定期的に入手可能である場合には、活発な市場で相場が付けられているとみなされ、かかる価格が、主要市場において、またはそれがない場合には最も有利な市場において、実際にかつ定期的に発生する独立当事者間取引を表す。
- 金融商品の市場が活発ではない場合、公正価値は評価技法を使用して確定される。使用される技法は、関連する観測可能な入力データを最大限活用し、観測可能でない入力データの利用を最小限に抑えなければならない。この技法は、最近の取引から得られる観測可能なデータ、類似の金融商品の公正価値、割引キャッシュ・フロー分析およびオプション・プライシング・モデル、プライシング・データのほか、市場データが入手できないハイブリッド商品または観測可能でないデータの場合には独自のモデルを参照することができる。

追加的な評価調整は、主要な市場における出口取引の結果生じるコストを考慮するために、市場リスクおよび信用リスクに係るリスク・プレミアムなど評価の不確実性に関する要素を組み込む。

主な追加的な評価調整は以下のとおりである。

ビッド/アスク調整 - 流動性リスク

この調整は、ビッド価格（買呼値）とアスク価格（売呼値）との間の差で、販売費に相当する。これは、ポジションを取得するリスクまたは別の市場参加者からの提案価格で売却するリスクに関して市場参加者から要求される報酬を反映する。

モデルの不確実性の調整

この調整は、使用する評価技法の欠点、とりわけ、観測可能な市場インプットを入手可能な場合であっても、考慮されないリスク要因を考慮に入れるものである。これは、さまざまな金融商品に固有のリスクが、評価に使用される観測可能なインプットによって考慮されるリスクと異なる場合に該当する。

インプットの不確実性の調整

評価技法で使用される特定の価格またはインプットの観測が困難であるか、あるいは価格またはインプットが定期的に入手不能で売却価格を決定できない場合がある。このような状況下においては、市場参加者が金融商品の公正価値を評価するときに同一のインプットについて異なる値を採用するという可能性を反映させるために調整が必要な場合がある。

信用評価調整（CVA）

この調整は、取引相手方の信用の質を考慮していない評価に適用される。これは、取引相手方の債務不履行リスクに関連する予想損失に対応し、ナティクスが当該取引の市場価額の全額を回収できるとは限らないという事実を勘案することを目指している。

CVAの決定方法は、この計算に含まれる取引相手方の全セグメントに関する専門的な市場慣行に則した市場インプットの使用を基礎としている。流動性のある市場のインプットがない場合には、取引相手方の種類、格付け、地域別の代替値を使用した。

資金調達評価調整（FVA）

FVAの目的は、無担保または完全に担保されていない10TCデリバティブに関連する流動性コストを考慮することである。FVAは担保されたヘッジ目的デリバティブに関連する、将来において支払うまたは受け取る追加証拠金を借換えるまたは資金調達する必要性によって生み出されている。将来の資金調達/借換要件（すなわち、エクスポージャーの満期まで）の測定は、無担保デリバティブや流動性スプレッドカーブに関して予想される将来のエクスポージャーに基づいている。

債務評価調整（DVA）

DVAは、CVAと対称をなし、公正価値で測定すると指定されたデリバティブ金融商品の負債評価に係る取引相手方の視点からの予想損失を示す。これは、ナティクス自体の信用の質がこれらの商品の評価に与える影響を反映する。当該期間中におけるBPCEの「ゼロ・クーポン」スプレッドの流動性を考慮し、比較可能な企業のサンプルに係る「ゼロ・クーポン」スプレッドを観察することにより、調整が行われる。DVAの計算は、資金調達評価調整（FVA）を考慮して行われる。

活発な市場の特定

市場が活発かどうかの決定には以下の規準が使用される。

- ・ 市場の活動水準および動向（発行市場における活動水準を含む）
- ・ 類似した市場取引で観察された過去の価格データの期間の長さ
- ・ サービス・プロバイダーによって回収された価格の希少性
- ・ ビッド価格とアスク価格間のスプレッドの大きさ
- ・ 一定期間におけるまたは異なる市場参加者間における急激な価格変動

評価に対する統制フレームワークは、2024年度ユニバーサル登録届出書の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.6節「市場リスク」（訳者注：原文の章および節）に表示されている。

公正価値で測定および表示される金融資産および金融負債は、以下の尺度に基づいて区分される。

- ・ レベル1：同一の資産および負債の活発な市場における相場価格を用いて市場価額が直接算定される。
- ・ レベル2：市場にて直接または間接的に観察可能な重要なデータを基にした評価技法を用いて市場価額が算定される。
- ・ レベル3：一般的ではないモデルや観察できない市場データを基にしたモデルを用いて市場価額が算定される。これらのモデルが評価額に著しい影響を及ぼす公算が大きい。

(単位:百万ユーロ)	2025年6月30日現在				2024年12月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
トレーディング目的で保有する金融資産	171,677	75,159	89,440	7,078	158,401	62,946	88,104	7,351
うち、有価証券形式の負債性金融商品	28,276	26,653	1,206	417	17,308	16,115	871	323
うち、資本性金融商品	36,231	35,589	594	48	36,540	35,686	846	8
うち、貸出金および債権	93,854		87,240	6,613	92,528		85,507	7,020
うち、差入保証金	13,317	12,917	400		12,024	11,145	880	
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（プラスの公正価値）	68,352	213	65,319	2,820	69,247	107	66,958	2,183
うち、金利デリバティブ	29,336		28,167	1,169	30,679		29,730	949
うち、通貨デリバティブ	29,599	30	29,173	396	31,369	15	30,939	415
うち、クレジット・デリバティブ	3,106		3,013	92	2,506		2,419	87
うち、株式デリバティブ	4,991		3,942	1,050	3,383		2,715	668
うち、その他	1,320	183	1,023	114	1,310	91	1,155	65
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産	4,679	1,078	801	2,799	4,773	1,036	719	3,018
うち、資本性金融商品	984	72	25	887	1,006	65	8	933
うち、有価証券形式の負債性金融商品	1,677	1,006	6	665	1,650	971	14	665
うち、貸出金および債権	2,017		770	1,247	2,117		697	1,420
公正価値オプションに基づき指定された金融資産								
うち、有価証券形式の負債性金融商品								
うち、貸出金および債権								
ヘッジ目的デリバティブ（資産）	327		327		377		377	
うち、金利デリバティブ	325		325		372		372	
うち、通貨デリバティブ	3		3		4		4	
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	11,546	8,926	1,898	723	11,434	8,540	2,138	756
うち、資本性金融商品	813	87	20	705	852	80	16	756
うち、有価証券形式の負債性金融商品	10,672	8,839	1,816	18	10,474	8,460	2,014	
うち、貸出金および債権	61		61		108		108	
合計	256,581	85,376	157,785	13,420	244,232	72,629	158,295	13,309

(単位:百万ユーロ)	2025年6月30日現在				2024年12月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
トレーディング目的で保有する金融負債	42,955	42,781	6	168	36,817	36,764	45	8
うち、有価証券	24,404	24,230	6	168	21,486	21,434	43	8
うち、預り保証金	18,551	18,551			15,331	15,330	1	
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（マイナスの公正価値）	56,900	169	54,286	2,445	60,851	118	58,521	2,212
うち、金利デリバティブ	24,004		23,193	811	25,613		24,818	795
うち、通貨デリバティブ	22,842	7	22,695	140	27,772	13	27,612	147
うち、クレジット・デリバティブ	3,164		3,038	127	2,338		2,208	130
うち、株式デリバティブ	5,773	2	4,481	1,290	4,017	3	2,944	1,070
うち、その他	1,116	160	879	78	1,111	102	939	70
トレーディング目的で保有されるその他の金融負債	108,883	4	108,815	64	100,488	4	100,389	95
公正価値オプションに基づき指定された金融負債	44,162	143	32,715	11,305	39,065	90	30,896	8,079
うち、公正価値オプションに基づく有価証券	42,622		31,691	10,931	38,399		30,524	7,876
うち、公正価値オプションに基づくその他の金融負債	1,540	143	1,024	374	666	90	372	204
ヘッジ目的デリバティブ（負債）	301		301		293		293	
うち、金利デリバティブ	292		292		289		289	
うち、通貨デリバティブ	9		9		4		4	
合計	253,202	43,097	196,124	13,982	237,514	36,976	190,144	10,395

(a) レベル1：流動性のある市場の相場を用いた測定

レベル1は、活発な市場で相場が付けられている直接利用可能な価格に基づいて公正価値が決定される金融商品で構成される。

レベル1に主に含まれるのは、証券取引所に上場しているかまたは他の活発な市場で継続的に売買されている有価証券、流動性の実証可能な組織の市場で取引されるデリバティブ（先物、オプションなど）、およびNAV（1株当たり純資産価額）が毎日決定され報告されるミューチュアルファンド・ユニットである。

(b) レベル2：観察可能な市場データおよびパラメータを用いた測定

レベル2の公正価値は、レベル1の公正価値に挙げられている以外の金融商品、および満期まで直接観察可能（価格）または間接的に観察可能（価格デリバティブ）のいずれかであるインプットを組み込んだ評価技法を用いて測定される金融商品で構成される。主な商品には、以下が含まれる。

単純な金融商品

大部分のOTCデリバティブ、スワップ、クレジット・デリバティブ、金利先渡契約、キャップ、フロアおよびブレーン・バニラ・オプションは、活発な市場（すなわち、取引が定期的に発生する流動性の高い市場）で取引される。これらの金融商品は、一般的に認められたモデル（割引キャッシュ・フロー法、ブラック・ショールズ・モデル、内挿法）を用いて、直接観察可能なインプットに基づいて評価される。これらの金融商品については、これらのモデルが使用される範囲およびインプットの観察可能性が文書化されている。

レベル2のインプットを用いて測定される金融商品には、以下も含まれる。

- ・ レベル1に分類されているものより流動性の低い有価証券であって、その公正価値が合理的な数の活発なマーケット・メーカーにより提示され、（必ずしも直接的に実行可能ではないが）定期的に観察可能な外部価格に基づいて決定されるもの（価格は主にコントリビューション・データベースおよびコンセンサス・データベースから得られる）。これらの規準を満たさない場合、当該有価証券はレベル3の公正価値に分類される。
- ・ 活発な市場に上場されていない有価証券であって、その公正価値が、観察可能な市場データに基づいて決定されるもの。例えば、比較可能な企業からの市場データの使用または市場参加者に広く用いられている技法に基づくマルチプル法など。
- ・ ミューチュアルファンド・ユニットであって、そのNAVが毎日決定され公表されているわけではないが、定期的な報告がなされるか、または最近の取引から観察可能なデータが得られるもの。
- ・ 対象となるデリバティブがレベル2に分類される、公正価値オプションに基づき測定される債券銘柄。

「発行体の信用リスク」も観察可能とみなされる。その評価は、イールド・カーブ、再評価スプレッドなどのインプットを用いた割引キャッシュ・フロー法を基礎とする。この評価は、各債券に関して、コールの存在を考慮に入れ、かつ（過去の報告日同様、2025年6月30日現在のBPCEのキャッシュ・リオファー・カーブに基づく）再評価スプレッドと平均発行スプレッドとの差異に基づいた、支払うべき残存する想定元本およびその感応度の積である。発行体スプレッドの変動は、当初満期日が1年未満の債券の場合、一般に重要性はない。

複雑な金融商品

一部のよりハイブリッドなおよび/または長期の金融商品は、イールド・カーブ、オプションのインプライド・ボラティリティのレイヤー、市場コンセンサスのデータ、活発なOTC市場などの観察可能なデータに由来する市場インプットを基礎とする広く認められたモデルを用いて測定される。

これらの金融商品の公正価値の決定に用いられる主なモデルを、商品の種類ごとに以下に示す。

- ・ **エクイティ商品**：エクイティ商品には一般的に固有の特性があり、その特性によってモデルの選択が決定される。

エクイティ商品に用いられる主なモデルは、ローカル・ボラティリティ・モデル、ハル・ホワイト1ファクター（H&W1F）モデルと組み合わせたローカル・ボラティリティ・モデル、およびローカル確率ボラティリティ（「LSV」）モデルであり、単一または複数の基礎となるフレームワークで利用できる場合がある。

ローカル・ボラティリティ・モデルは、ボラティリティを時間と原資産の価格の関数として取り扱う。その主要な特性は、（市場データから得た）オプションのインプライド・ボラティリティを、権利行使価格に関連付けて考慮する点にある。

H&W1Fと組み合わせたハイブリッド・ローカル・ボラティリティ・モデルは、上述のローカル・ボラティリティ・モデルと後述のハル・ホワイト1ファクターモデルの組み合わせで構成される（後述の債券商品を参照）。

LSVモデルは、原資産とそのボラティリティの同時拡散に基づいており（全部で2ファクター）、すべてのバニラ・オプションと整合させるために、ローカル・ボラティリティ関数（「デコレーター」と呼ばれる）を有している。

- ・ **債券商品**：債券商品には一般的に固有の特性があり、その特性によってモデルの選択が決定される。

債券商品の評価および管理に使用される主なモデルは、ハル・ホワイト1ファクター（HW1F）モデル、2ファクター（HW2F）モデル、または1ファクター確率ボラティリティ（HW1FVS）モデルである。

HW1Fモデルは、バニラ金利オプションを1回キャリブレーションすることで、単一のガウスファクターによりイールド・カーブをモデル化することが可能である。

HW2Fモデルは、バニラ金利オプションおよびスプレッド・オプション商品を1回キャリブレーションすることで、2つのファクターによりイールド・カーブをモデル化することが可能である。

HW1FVSモデルは、イールド・カーブに対応するガウスファクターおよびそのボラティリティを同時にモデル化することが可能である（株式に関するLSVモデルと同様）。

- ・ **通貨商品**：通貨商品には一般的に固有の特性があり、その特性によってモデルの選択が決定される。

通貨商品の評価および管理に使用される主なモデルは、ローカル・ボラティリティ・モデルおよび確率モデル（株式の範囲におけるLSVモデルと同様）に加え、原通貨のモデルと、国内および外国経済の固定利付商品のイールド・カーブを捕捉するための2つのハル・ホワイト1ファクターモデルを組み合わせたハイブリッド・モデルである。

- ・ **クレジット・デリバティブ**：一般的に固有の特性があり、その特性によってモデルの選択が決定される。

クレジット商品の評価および管理に使用される主要モデルは、ハル・ホワイト1ファクタークレジット・モデル（HW1Fクレジット）およびハイブリッド型のBi-ハル・ホワイト・レート・クレジット・モデル（Bi-HWレート/クレジット）である。

HW1Fクレジット・モデルは、ガウスファクターによりクレジット・カーブ（CDSカーブ）を拡散させるのに用いられる。

Bi-HWレート/クレジット・モデルは、イールド・カーブとクレジット・カーブを、相関するガウスファクターによりそれぞれ同時に拡散させることを可能にする。

- ・ **コモディティ商品**：コモディティ商品には一般的に固有の特性があり、その特性によってモデルの選択が決定される。

コモディティ商品の評価および管理に使用される主なモデルは、ローカル・ボラティリティおよびハル・ホワイト1ファクター（H&W1F）を組み合わせたローカル・ボラティリティによるブラック・ショールズ・モデルであり、コモディティ群のあらゆる先物を管理するためにこれらのすべてのモデルを複数フレームワーク原資産とする拡張版である。

ブラック・ショールズ・モデルは、原資産に係る対数正規分布および決定論的なボラティリティ仮定に基づく。

ローカル・ボラティリティ・モデルは、ボラティリティを時間と原資産の価格の関数として取り扱う。その主要な特性は、（市場データから得た）オプションのインプライド・ボラティリティを、権利行使価格に関連付けて考慮する点にある。

H&W1Fモデルは、上述のローカル・ボラティリティ・モデルとハル・ホワイト1ファクターレート・モデルの組み合わせで構成される（上述の債券商品を参照）。

斯かるレベル2すべての金融商品に関連するインプットが観察可能であると実証され、文書化されている。方法論的観点から、観察可能性は以下の4つの不可分の規準に基づく。

- ・ インプットが、外部の情報源（例えば、主に一般に認められたコントリビューター）に由来する。
- ・ インプットが、定期的に更新される。
- ・ インプットが、最近の取引を表す。
- ・ インプットの特性が、取引の特性と同一である。必要に応じて代用を使用することができる。ただし、そのような手順の妥当性が実証され文書化されることを条件とする。

評価モデルを用いて得られた金融商品の公正価値は、流動性リスク（ビッド/アスク）、取引相手方リスク、無担保のデリバティブまたは完全には担保されていないデリバティブの融資コストに関連するリスク、自己の信用リスク（負債デリバティブ・ポジションの測定）、モデリング・リスクおよびインプット・リスクを考慮に入れるために調整される。

(c) レベル3：観察可能でない市場データを用いた公正価値測定

レベル3は、評価に重大な影響を与える可能性がある一般に認められていないモデルおよび/または観察可能でない市場データに基づくモデルを用いて測定された金融商品で構成される。これには、主として以下が含まれる。

- ・ 公正価値を観察可能なインプットを用いて決定することができない非上場株式
- ・ 活発な市場に上場していないプライベート・エクイティ有価証券であって、国際プライベート・エクイティ評価（IPEV）基準に従って市場参加者が一般的に使用するモデルを用いた公正価値で測定されるが、市場の変動による影響を受けやすく、その公正価値の決定に必然的に判断を伴うもの。
- ・ ハイブリッドな利付商品、通貨デリバティブおよびクレジット・デリバティブのうち、レベル2に分類されないもの

- ・ 流通市場価格のない、シンジケーション・プロセスにおける貸出金
- ・ 公正価値が専門家の評価に基づいて決定される、証券化プロセスにおける貸出金
- ・ 市場の流動性が低いローン・トレーディング取引
- ・ 繰延初日利益のある金融商品
- ・ ファンドが評価日現在の最近のNAVを公表していない、または当該有価証券について観察された低い流動性を考慮して入手可能な市場価格（NAVなど）の大幅な調整を要する制限期間等の制約のあるミューチュアルファンド・ユニット
- ・ 公正価値オプションに基づき測定される債券銘柄は、対象となるデリバティブがレベル3に分類される場合、レベル3に分類される。関連する「発行体の信用リスク」は観察可能とみなされ、したがってレベル2に分類される。
- ・ モノライン保険会社と契約締結したCDS。その減損の測定に使用される評価モデルは、方法に関して言えば、取引相手方リスクについて行われる調整（信用評価調整：CVA）により則したモデルになっている。また、エクスポージャーの予想評価減および市場データに織り込まれている取引相手方スプレッドも考慮に入れている。
- ・ プレーン・バニラ・デリバティブも、エクスポージャーが基礎となる通貨またはボラティリティ・サーフェイス（例えば、特定の外貨オプションおよびボラティリティのキャップ/フロア）によって決定された流動性ホライズンを超えている場合、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される。

第三の柱の要件に関するEU規則2013年第575号（CRR）を修正した規則2024年第1623号（CRR III）に従い、使用されている各モデルについて、適用した危機のシミュレーションおよび事後的統制フレームワーク（内部モデルおよびモデル構築手続の正確性および一貫性の検証）に係る説明を、2024年度ユニバーサル登録届出書の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.6節（訳者注：原文の章および節）に記載している。

主な観察可能でないパラメータの見積り

下記の表は、レベル3に分類される金融商品について、主な観察可能でないパラメータの値の範囲を主要な金融商品クラス別に示している。

商品の主な種類	使用される評価技法	主な観察可能でないデータ	観察可能でないデータの範囲 最小値 - 最大値 (2025年6月)
コーラブル・スプレッド・オプション およびコリドー・コーラブル・スプレッド・オプション	金利カーブのマルチファクター・モデル	平均回帰性スプレッド 平均回帰性パラメータ	[0%; 25%]
バリュエーション型アクリーティング	金利カーブのマルチファクター・モデル	アクリーティング係数	[73%; 92%]
キャップ/フロア	金利オプション用の評価モデル	金利のボラティリティ	[25bp; 110bp]
コーラブル逆変動利付債	イーールド・カーブのマルチファクター・モデル	平均回帰性パラメータ	[(3%); 0%]
スワップション	スワップレート・オプション用の評価モデル	金利スワップのボラティリティ	[21bp; 110bp]
プレーン・バニラ・デリバティブ、複雑なデリバティブ、株式のバスケットまたはファン	さまざまな株式オプション評価モデル、株式バスケットまたはファン	株式ボラティリティ	[8%; 111%]
		ファン・ボラティリティ	[1%; 56%]
		株式/株式相関	[(13%); 100%]
		レボ	[(9%); 33%]
オートコーラブル債	LSVモデル(確率局所ボラティリティ・モデル)		[0.45; 5]
			[(0.98); 0.8]
			[0.2; 4.1]
為替レートに係るバニラ・デリバティブ	為替レート・オプション用の評価モデル	為替相場のボラティリティ	[2.62%; 17.15%]
TARN債	為替レート/金利に係るハイブリッド・オプション用の評価モデル	為替レートと金利の相関、および長期ボラティリティ水準	[(40%); 60%]
			[2.62%; 17.15%]
長期オプションのストリップ、クォント・オプションのストリップ、デジタル・オプションのストリップ	為替レート・オプション用の評価モデル	為替レート間の相関	[34.44%; 70.87%]
CCO	デフォルト率は基礎となるPFI債券の市場価格に基づき、回収率は過去の付機関のデータに基づく	資産間の相関、現金資産とデリバティブ資産の間のベース・スプレッド、回収率	50%
証券化スワップ	原資産であるポートフォリオの早期償還仮定に基づいて予想される割引キャッシュ・フロー	早期償還率	[0%; 100%]
インフレ・キャップ/フロア	インフレ率に係るオプション用の評価モデル	インフレ率のボラティリティ	[0.000001%; 4.71%]
コモディティ・スワップおよびデリバティブ	スワップおよびコモディティ・デリバティブ用の評価モデル	ボラティリティ	[10%; 90%]
株式/債券/金利/為替に係るハイブリッド・デリバティブ	株式ディフュージョン、為替レート・ディフュージョンおよび金利ディフュージョンを組み合わせたハイブリッド・モデル	株式-為替レートの相関	[(91%); 63%]
		株式-金利の相関	[4.25%; 28.84%]
		金利、為替レートの相関	[(33.22%); 40%]

公正価値のレベル間の振替に関するナティクスの方針

公正価値のレベル間の振替は、財務およびリスク機能ならびに事業部門から成る公正価値レベル委員会が検証および承認する。当該検証および承認に当たり公正価値レベル委員会は、定期的実施される評価モデルおよび/またはパラメータの観察可能性調査に依拠する。

これらの公正価値レベルの振替は評価委員会にも提示される。同委員会は2025年上半期中に、評価モデルや観察可能でないパラメータの重要性プロセスに関する手法の改善を検証し、その結果、特定のOTCデリバティブおよび債券の公正価値がレベル3に分類変更された。

なお、2024年度中には重要な事象は確認されていない。

[次へ](#)

4.4.1 公正価値ヒエラルキーのレベル3を用いて公正価値で測定された金融資産および金融負債

2025年6月30日現在

金融資産	レベル3 期首残高 2025年 1月1日現在	期中に認識された損益		期中に実行された取引			期中の分類変更			レベル3 期末残高 2025年 6月30日現在		
		損益計算書	資本に	購入 /	売却 /	その他 レベル3 レベル3 の 分類変 更	範囲の 変更	為替換 算 調整額				
		期中に	直接	発行	償還				外へ		へ	
(単位：百万ユーロ)		報告日現失効 / 償還	計上された									
金融資産	7,351	122	76	9,689	(9,605)	(135)	3		(424)	7,078		
トレーディング目的で保有する金融資産												
うち、有価証券形式の負債性金融商品	323	(5)	35	554	(462)	(3)			(25)	417		
うち、資本性金融商品	8	4	(3)	177	(141)		3			48		
うち、貸出金および債権	7,020	123	44	8,958	(9,002)	(132)			(399)	6,613		
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（プラスの公正価値）	2,184	1,158	(181)	733	(917)	(188)	113		(81)	2,821		
うち、金利デリバティブ	949	186	(2)	66	(84)	(6)	64		(5)	1,169		
うち、通貨デリバティブ	414	98	(22)	12	(37)	(10)	1		(60)	395		
うち、クレジット・デリバティブ	87	4	(1)	10	(3)	(1)			(4)	92		
うち、株式デリバティブ	668	804	(140)	605	(739)	(147)	7		(8)	1,050		
うち、その他	67	66	(15)	40	(54)	(24)	42		(5)	116		
トレーディング目的で保有するその他の金融資産												
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産	3,018	(134)	(15)	408	(387)	(4)			(5)	(82)	2,799	
うち、資本性金融商品	933	(4)		8	(9)	(4)			(5)	(32)	887	
うち、有価証券形式の負債性金融商品	665	2		78	(65)					(15)	665	
うち、貸出金および債権	1,420	(131)	(15)	322	(313)				(36)	1,247		
公正価値オプションに基づき指定された金融資産												
うち、有価証券形式の負債性金融商品												
うち、資本性金融商品												
うち、貸出金および債権												
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	756	34		12	18	(32)			(3)	15	(76)	723
うち、資本性金融商品	756	34		12		(32)			(3)	15	(76)	705
うち、有価証券形式の負債性金融商品		1			18							18
うち、貸出金および債権												
公正価値で認識される金融資産合計	13,309	1,180	(120)	12	10,848	(10,941)	(326)	116	(3)	10	(664)	13,421

	期中に実行され								レベル3 期末残高 2025年 6月30日現 在
	期中に認識された損益		た取引		期中の分類変更				
	レベル3 期首残高 2025年 1月1日現 在	損益計算書 期中に 報告日現失効/ 還 償計上され 保有取引した取引	資本に直 接 た	購入/ 発行	売却/ 償還	レベル 3 外へ	レベル 3 へ	その他の範囲の 分類変更 変更	
金融負債 (単位:百万ユーロ)									
トレーディング目的で保有する有価証券	8	10	(3)	51	(30)		132		168
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品 (マイナスの公正価値)	2,212	1,051	(72)	235	(725)	(122)	64	(199)	2,445
うち、金利デリバティブ	795	91	(9)	13	(73)	(17)	25	(14)	811
うち、通貨デリバティブ	147	84	(9)	5	(5)	(5)		(77)	140
うち、クレジット・デリバティブ	130	6		2	(6)	(1)	3	(7)	127
うち、株式デリバティブ	1,070	814	(44)	181	(590)	(77)	31	(94)	1,290
うち、その他	70	56	(9)	35	(50)	(21)	5	(8)	78
トレーディング目的で保有するその他の金融負債	94		(8)		(12)			(10)	64
純損益を通じて公正価値オプションに基づき測定 される金融負債	8,079	171	129	7 10,014	(7,327)	(885)	1,432	(315)	11,305
うち、公正価値オプションに基づく有価証券	7,876	162	128	7 9,801	(7,299)	(884)	1,432	(291)	10,931
うち、公正価値オプションに基づくその他の 金融負債	204	9		213	(27)	(1)		(24)	374
公正価値で認識される金融負債合計	10,394	1,231	45	7 10,301	(8,093)	(1,007)	1,628	(524)	13,982

2024年12月31日現在

	期中に実行され										
	期中に認識された損益				た取引		期中の分類変更				
	損益計算書										
レベル3 期首残高 2024年 1月1日現在	報告日 現在 保有取 引	期中に 失効/ 償還 した取 引	資本に 直接 計上さ れた 損益	購入/ 発行	売却/ 償還 外へ	レベル 3 外へ	レベル 3 へ	その他 の 分類変 更	範囲の 変更	為替換 算 調整額	レベル3 期末残高 2024年 12月31日現在
金融資産 (単位：百万ユーロ)											
トレーディング目的で保有する金融資産	6,099	185	77	17,920	(16,248)	(1,030)	170			179	7,351
うち、有価証券形式の負債性金融商品	166	(24)	8	496	(356)	(12)	39			5	323
うち、資本性金融商品	78	13	(1)	271	(383)		30				8
うち、貸出金および債権	5,855	195	70	17,153	(15,509)	(1,019)	101			173	7,020
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（プラスの公正価値）	1,953	519	(241)	651	(530)	(263)	71	(5)		30	2,184
うち、金利デリバティブ	848	180	(72)	232	(144)	(118)	19			4	949
うち、通貨デリバティブ	420	80	(89)	15	(56)	(13)	44	(5)		16	414
うち、クレジット・デリバティブ	92	3	(8)	4	(3)	(5)				4	87
うち、株式デリバティブ	414	218	(52)	302	(164)	(56)	7				668
うち、その他	178	39	(20)	99	(162)	(72)				5	67
トレーディング目的で保有するその他の金融資産											
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産	2,150	120	(101)	1,999	(1,200)		4			47	3,018
うち、資本性金融商品	772	2	(3)	235	(85)		4			8	933
うち、有価証券形式の負債性金融商品	619	5		107	(75)					8	665
うち、貸出金および債権	758	113	(98)	1,657	(1,040)					30	1,420
公正価値オプションに基づき指定された金融資産											
うち、有価証券形式の負債性金融商品											
うち、資本性金融商品											
うち、貸出金および債権											
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	626	63	1	73	16	(63)				40	756
うち、資本性金融商品	626	63		73	16	(63)				40	756
うち、有価証券形式の負債性金融商品											
うち、貸出金および債権											
公正価値で認識される金融資産合計	10,827	887	(264)	73	20,586	(18,041)	(1,294)	244	(5)	295	13,309

金融負債 (単位：百万ユーロ)	期中に実行された取引									レベル3 期末残高 2024年 12月31日現 在
	期中に認識された損益			購入/売却/発行 償還			期中の分類変更			
	レベル3 期首残高 2024年 1月1日現 在	損益計算書 中に 報告日現在 保有取引した	資本に直 接 償計上され た 損益 取引	3 レベル 3へ	3 レベル 3へ	3 レベル 3へ	3 レベル 3へ	3 レベル 3へ	3 レベル 3へ	
トレーディング目的で保有する有価証券	1	4	22	62	(92)		10			8
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品 (マイナスの公正価値)	1,508	773	(115)	560	(450)	(285)	198	(5)	29	2,212
うち、金利デリバティブ	826	197	(46)	37	(129)	(109)	14		5	795
うち、通貨デリバティブ	103	25	(44)	2	(7)	(18)	80	(5)	12	147
うち、クレジット・デリバティブ	100	28		1	(10)	(3)	8		5	130
うち、株式デリバティブ	291	474	(44)	487	(155)	(85)	96		6	1,070
うち、その他	188	50	19	33	(150)	(71)			1	70
トレーディング目的で保有するその他の金融負債	296	1	3	13	(295)	(14)	77		13	94
純損益を通じて公正価値オプションに基づき測定 される金融負債	7,443	(169)	78	8,212	(6,205)	(1,741)	382		80	8,079
うち、公正価値オプションに基づく有価証券	7,382	(174)	78	8,024	(6,192)	(1,704)	382		80	7,876
うち、公正価値オプションに基づくその他の金 融負債	61	4		188	(13)	(37)				204
公正価値で認識される金融負債合計	9,248	609	(13)	8,847	(7,041)	(2,040)	667	(5)	121	10,394

レベル3で測定された金融商品の公正価値の感応度分析 - 資産および負債

主な観察不能なインプットを使用して測定される金融商品の公正価値の感応度について、2025年6月30日現在で評価を行った。以下に報告された金額は、評価日現在で主な観察不能なパラメータの見積りを行うのに必要な判断の行使に固有の不確実性を説明することを目的としている。それらは、レベル3の金融商品に関する市場リスクの測定値に相当するものではない。

この見積りは評価調整方針に基づくものである。株式および債務証券については、見積りは+/- 1%のショックに基づいている。

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日現在		2024年12月31日現在*	
	損益計算書への潜在的影響額		損益計算書への潜在的影響額	
	マイナス	プラス	マイナス	プラス
株式	(10)	10	(10)	10
債務証券	(10)	10	(10)	10
株式デリバティブ	(41)	77	(31)	59
ボラティリティ	(16)	20	(11)	13
相関	(19)	35	(16)	32
レボ・レート	(4)	19	(3)	10
配当	(2)	4	(2)	4
債券デリバティブ	(26)	47	(22)	41
為替レートの相関	(9)	14	(7)	11
金利の相関	(3)	5	(4)	7
金利のボラティリティ	(3)	5	(2)	5
為替レートのボラティリティ	<1	<1	<1	<1
CDSスプレッド	<1	<1	<1	<1
バミューダ・スワプションの「アクリー ティング係数 」	(4)	9	(4)	6
回収率	<1	<1	<1	2
インフレ率のボラティリティ	(1)	7	<1	3
証券化の償却率	(5)	7	(5)	7
コモディティ・デリバティブ	<1	<1	<1	<1
コモディティのボラティリティ	<1	<1	<1	<1
レベル3の金融商品の感応度	(88)	144	(73)	120

* 2024年12月31日現在の財務諸表に関連して修正再表示された金額。

4.4.2 金融商品に係る繰延利益の修正再表示

金融商品に係る利益の認識に関するナティクスの方針

IFRS第9号に基づき、初日利益は、市場参加者が価格設定において考慮するであろう要因の変化によって生じた場合にのみ、すなわち、評価に使用されるモデルおよびパラメータが観察可能な場合にのみ、認識されるべきである。

選択された評価モデルが現行の市場慣行によって一般に認められていない場合、または金融商品の評価に重要な影響を及ぼすインプットの1つが観察可能でない場合においては、取引日の取引利益を直ちに損益計算書において認識することはできない。当該利益は、取引期間にわたってまたはインプットが観察可能となる日まで、定額法で収益として計上する。これは主に公正価値レベル3に分類される金融商品に影響を与え、公正価値レベル2に分類される特定の金融商品に多少の影響を与える。

取引日に損失が生じた場合には、直ちに損益計算書に認識される。

2025年6月30日現在、初日利益/損失の認識が繰り延べられた金融商品の範囲には、主に以下が含まれる。

- ・ 複数の株式および指数を原資産とする仕組商品
- ・ スポンサー指数に連動した単一の原資産を持つ仕組商品
- ・ シンセティック・ローン
- ・ ファンド（複数資産およびミューチュアルファンド）に係るオプション
- ・ 仕組債商品
- ・ 証券化スワップ

下記の表は、損益計算書に依然として認識されている金額および当年度における新規取引の繰延利益を示している。

(単位: 百万ユーロ)	2024年1月				2024年12月				2025年6月
	1日 現在	新たな取引 から 生じた利益	期中に認識 された利益	その他 の変動	31日 現在	新たな取引 から 生じた利益	期中に認識 された利益	その他 の変動	30日 現在
金利デリバティブ商品	11	47	(41)	(0)	17	40	(22)	0	35
通貨デリバティブ商品	2	8	(6)	0	4	11	(9)	0	5
クレジット・デリバ ティブ商品	7	15	(11)	(0)	11	18	(13)		16
株式デリバティブ商品	158	342	(307)	(1)	193	291	(201)	(3)	279
レボ契約	21	14	(17)	1	19	7	(9)	(1)	16
合計	199	426	(382)	(0)	243	367	(255)	(4)	351

[次へ](#)

4.4.3 公正価値で測定された金融資産および金融負債：公正価値レベル間での振替

金融資産

	2025年6月30日現在					2024年12月31日現在					
	振替 前	レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベル 3	レベル 3	レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベル 3	レベル 3
	振替 後	レベル 2	レベル 1	レベル 3	レベル 1	レベル 2	レベル 2	レベル 1	レベル 3	レベル 1	レベル 2
(単位：百万ユーロ)											
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		62	235	116		327	43	8	244		1,294
トレーディング目的で保有する金融資産		62	232	3		135	43	8	170		1,030
うち、有価証券形式の負債性金融商品		58	221			3	38	5	39		12
うち、資本性金融商品		4	10	3			4	3	30		
うち、貸出金および債権						132			101		1,019
うち、差入保証金											
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（プラスの公正価値）			3	113		188			71		263
うち、金利デリバティブ				64		6			19		118
うち、通貨デリバティブ				1		10			44		13
うち、クレジット・デリバティブ						1					5
うち、株式デリバティブ				7		147			7		56
うち、その他			3	42		24					72
純損益を通じて公正価値で評価される金融資産						4			4		
うち、有価証券形式の負債性金融商品											
うち、その他の変動利付有価証券						4			4		
うち、貸出金および債権											
公正価値オプションに基づき指定された金融資産											
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		320	392				175	39			
うち、資本性金融商品											
うち、有価証券形式の負債性金融商品		320	392				175	39			
うち、貸出金および債権											

金融負債

	2025年6月30日現在						2024年12月31日現在					
	振替前	レベル1	レベル2	レベル2	レベル3	レベル3	レベル1	レベル2	レベル2	レベル3	レベル3	
	振替後	レベル2	レベル1	レベル3	レベル1	レベル2	レベル2	レベル1	レベル3	レベル1	レベル2	
(単位：百万ユーロ)												
トレーディング目的で保有する金融負債		2	94	196		122	1	3	285		299	
トレーディング目的で保有する有価証券		1	90	132			1	3	10			
ヘッジ会計として適格でないデリバティブ金融商品（マイナスの公正価値）		1	4	64		122			198		285	
うち、金利デリバティブ				25		17			14		109	
うち、通貨デリバティブ						5			80		18	
うち、クレジット・デリバティブ				3		1			8		3	
うち、株式デリバティブ		1	1	31		77			96		85	
うち、その他			3	5		21					71	
トレーディング目的で保有するその他の金融負債									77		14	
預り保証金												
公正価値オプションに基づき指定された金融負債				1,432		885			382		1,741	
うち、公正価値オプションに基づく有価証券 ^(a)				1,432		884			382		1,704	
うち、公正価値オプションに基づくその他の金融負債						1					37	

(a) 2024年度および2025年度中に観察不能な期間が終了した取引に係る振替。

4.5 償却原価で測定される金融資産

これらは、「回収目的保有」モデルに基づき保有されるSPPI金融資産である。ナティクスによって供与される貸出金の大半は、この区分に分類される。

4.5.1 償却原価で測定される銀行貸出金および債権

	2025年6月30日現在			2024年12月31日現在		
	減損していない金融資産 ^(a)	減損した金融資産 ^(b)	合計	減損していない金融資産 ^(a)	減損した金融資産 ^(b)	合計
	(単位：百万ユーロ)					
当座貸越	5,161		5,161	5,669		5,669
貸出金および債権	107,665	24	107,690	109,098	25	109,122
差入保証金						
信用損失評価調整額	(3)	(24)	(27)	(2)	(25)	(27)
合計	112,824	0	112,824	114,765	0	114,765

(a) 12ヶ月予想信用損失（ステージ1）または全期間予想信用損失（ステージ2）に基づいて評価調整が計算されている、減損していない金融資産で構成されている。

(b) 減損した金融資産（ステージ3）は、銀行に対する規制要件に関する2013年6月26日付EU規制第178条に定義されるデフォルト事象が識別された資産である。

銀行貸出金および債権の公正価値は、2024年12月31日現在の114,636百万ユーロに対し、2025年6月30日現在は113,021百万ユーロであった。

償却原価で測定される銀行貸出金および債権の調整表

償却原価で測定される銀行貸出金および債権

	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S2) (a)		減損した資産 (S3) (a)		合計	
	信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失評 価	
	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額
(単位：百万ユーロ)								
2024年1月1日現在残高	87,296	(3)	253	(65)	24	(24)	87,574	(93)
新規に組成または取得した契約	61,379	(0)	1	(0)			61,380	(0)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	927	3	(17)	(12)	0	(0)	910	(10)
金融資産の振替	7	(0)	(7)	0			0	0
S1への振替	7	(0)	(7)	0			0	0
S2への振替	(0)	0	0	(0)			0	0
S3への振替	0	0					0	0
売却目的保有の非流動資産への振替	(18)	0					(18)	0
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損（償却）	(35,489)	0	(2)	0	0	0	(35,491)	0
為替レート変動に関連する変動 使用モデルの変更	496	(0)	11	7	0	(0)	507	7
その他の変動	(1)	0	(69)	69			(70)	69
2024年12月31日現在残高	114,598	(1)	169	(2)	25	(25)	114,792	(27)
新規に組成または取得した契約	34,184	(0)	0	(0)	0	0	34,184	(0)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	305	0	(30)	(0)	(1)	(0)	274	(0)
金融資産の振替	(0)	0	0	0			0	0
S1への振替	0	0	(0)	0			0	0
S2への振替	(1)	0	1	0			0	0
S3への振替	0	0	0	0			0	0
売却目的保有の非流動資産への振替							0	0
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損（償却）	(34,900)	0	(2)	0	1	0	(34,901)	0
為替レート変動に関連する変動 使用モデルの変更	(1,538)	0	(16)	0	(0)	0	(1,555)	0
その他の変動	57	(0)	0	(0)			57	(0)
2025年6月30日現在残高	112,704	(1)	122	(2)	24	(24)	112,851	(27)

(a) うち、購入または組成した信用減損（POCI）資産。

[次へ](#)

4.5.2 顧客貸出金および債権

	2025年6月30日現在			2024年12月31日現在		
	減損して いない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	合計	減損して いない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	合計
(単位：百万ユーロ)						
リバース・レボ契約	2,746		2,746	1,504		1,504
当座貸越	1,343	41	1,384	1,498	30	1,528
ファイナンス・リース	79	2	81	68	2	70
その他	75,011	2,224	77,235	78,251	1,974	80,225
差入保証金	36		36	44		44
信用損失価額調整額	(148)	(953)	(1,101)	(176)	(976)	(1,152)
合計^{(c)(d)}	79,067	1,314	80,381	81,189	1,030	82,219

(a) 12ヶ月予想信用損失（ステージ1）または全期間予想信用損失（ステージ2）に基づいて評価調整が計算されている、減損していない金融資産で構成されている。

(b) 減損した金融資産（ステージ3）は、銀行に対する規制要件に関する2013年6月26日付EU規制第178条に定義されるデフォルト事象が識別された資産である。

(c) 2025年6月30日現在、政府が保証する総貸出残高は321.2百万ユーロであった（2024年12月31日現在は476.6百万ユーロ）。

(d) 2025年6月30日現在、監視対象資産（ステージ2）に分類されたロシアの取引相手方に対するエクスポージャーは160.7百万ユーロで（2024年12月31日現在は184.5百万ユーロ）、引当金として1.9百万ユーロが計上された（2024年12月31日現在は2百万ユーロ）。

顧客貸出金および債権の公正価値は、2024年12月31日現在の83,817百万ユーロに対し、2025年6月30日現在は82,061百万ユーロであった。

償却原価で測定される顧客貸出金および債権の調整表

償却原価で測定される顧客貸出金および債権

	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S2) ^(b)		減損した資産 (S3) ^(b)		合計	
	信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失評 価		信用損失評 価	
	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額	帳簿価額総 額	調整額
(単位：百万ユーロ)								
2024年1月1日現在の残高	60,256	(80)	10,808	(128)	2,131	(977)	73,196	(1,185)
新規に組成または取得した契約	27,881	(29)	451	(11)	42		28,375	(41)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	4,220	13	(4,003)	16	(285)	(44)	(69)	(15)
金融資産の振替	772	(3)	(1,172)	17	400	(159)	0	(145)
S1への振替 ^(a)	1,528	(8)	(1,528)	18	(0)	0	(0)	11
S2への振替	(676)	2	793	(11)	(117)	7	0	(2)
S3への振替	(80)	3	(438)	9	517	(165)	(0)	(153)
売却目的保有の非流動資産への振替	(1)						(1)	0
期中に全額返済または売却された契約	(19,247)	18	(1,171)	16	(149)	31	(20,566)	65
価値の減損（償却）					(196)	196	(196)	196
為替レート変動に関連する変動	2,281	(2)	284	(2)	63	(23)	2,628	(28)
使用モデルの変更								
その他の変動	14	0	(10)	0	(0)	(0)	4	0
2024年12月31日現在の残高	76,177	(84)	5,187	(93)	2,006	(976)	83,371	(1,152)
新規に組成または取得した契約	18,696	(12)	216	(4)	3	0	18,916	(16)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	(3,183)	24	338	(12)	3	(40)	(2,843)	(28)
金融資産の振替	(700)	1	233	11	467	(30)	0	(17)
S1への振替	373	(4)	(373)	9			0	5
S2への振替	(984)	5	994	(19)	(10)	0	0	(14)
S3への振替	(89)	0	(387)	21	477	(30)	0	(8)
売却目的保有の非流動資産への振替								
期中に全額返済または売却された契約	(12,180)	7	(193)	4	(34)	8	(12,406)	19
価値の減損（償却）					(46)	42	(46)	42
為替レート変動に関連する変動	(5,081)	4	(375)	5	(130)	45	(5,585)	53
使用モデルの変更								
その他の変動	71	(0)	8	(1)	(3)	(1)	76	(2)
2025年6月30日現在の残高	73,799	(59)	5,416	(89)	2,267	(953)	81,482	(1,101)

(a) 2024年におけるIFRS第9号に基づく引当金の区分および算定に関する変更の影響額を含む。

(b) うち、購入または組成した信用減損（POCI）資産。

4.5.1 償却原価で測定される債務証券

	2025年6月30日現在			2024年12月31日現在		
	減損して いない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	合計	減損して いない 金融資産 ^(a)	減損した 金融資産 ^(b)	合計
	(単位：百万ユーロ)					
負債性金融商品	2,230	235	2,466	1,906	266	2,172
信用損失価額調整額	(1)	(213)	(215)	(4)	(213)	(217)
合計	2,229	22	2,251	1,902	53	1,955

(a) 12ヶ月予想信用損失（ステージ1）または全期間予想信用損失（ステージ2）に基づいて評価調整が計算されている、減損していない金融資産で構成されている。

(b) 減損した金融資産（ステージ3）は、銀行に対する規制要件に関する2013年6月26日付EU規制第178条に定義されるデフォルト事象が識別された資産である。

償却原価で測定される債務証券の公正価値は、2024年12月31日現在の1,930百万ユーロに対し、2025年6月30日現在は2,229百万ユーロであった。

償却原価で測定される債務証券の調整表

	償却原価で測定される債務証券							
	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される 減損していない資産 (S2) ^(a)		減損した資産 (S3) ^(a)		合計	
	帳簿価額総 額	信用損失評 価 調整額	帳簿価額総 額	信用損失評 価 調整額	帳簿価額総 額	信用損失評 価 調整額	帳簿価額総 額	信用損失評 価 調整額
(単位：百万ユーロ)								
2024年1月1日現在の残高	1,509	0	209	(0)	132	(97)	1,849	(98)
新規に組成または取得した契約	874	(2)	86	(0)			960	(2)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	(253)	(1)	(125)	0	189	(133)	(190)	(134)
金融資産の振替	(95)	0	94	(1)	2	(0)		(1)
S1への振替	0		(0)					
S2への振替	(94)	0	94	(1)				(1)
S3への振替	(2)				2	(0)		(0)
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損（償却）	(472)	0	(1)	0	(38)	0	(511)	0
為替レート変動に関連する変動	76	(0)	5	(0)	1	(1)	83	(1)
使用モデルの変更								
その他の変動	(0)	0						0
2024年12月31日現在の残高	1,639	(3)	267	(1)	266	(213)	2,172	(217)
新規に組成または取得した契約	877	(0)	206				1,084	(0)
認識中止に至らなかった契約上の キャッシュ・フローの変動								
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動（振替を除く）	(180)	2	52	(6)	(8)	(19)	(136)	(23)
金融資産の振替	166	(0)	(166)	0				0
S1への振替	166	(0)	(166)	0				0
S2への振替								
S3への振替								
期中に全額返済または売却された契約 価値の減損（償却）	(357)	0	(100)	6			(457)	6
為替レート変動に関連する変動	(165)	0	(9)	0	(23)	19	(198)	19
使用モデルの変更								
その他の変動	0		0		0		0	
2025年6月30日現在の残高	1,980	(0)	250	(1)	235	(213)	2,466	(215)

(a) うち、購入または組成した信用減損（POCI）資産。

4.6 未収・未払勘定、その他の資産および負債

本項目は経過勘定や専門科目であり以下にその内訳を示す。

4.6.1 雑務用などその他の資産

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日 現在	2024年12月31日 現在
未収勘定	3,358	2,971
証券決済口座	61	10
雑務用などその他の項目	394	554
差入保証金	275	276
その他の雑債権	2,213	2,237
雑資産	326	322
合計	6,627	6,370

4.6.2 その他の負債

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日 現在	2024年12月31日 現在
未払勘定	6,843	4,083
雑債務	589	491
証券決済口座	16	12
リース負債	666	699
雑負債	1,669	2,085
合計	9,784	7,370

4.7 のれん

2025年6月30日現在

(単位：百万ユーロ)	2025年1月1日現在		2025年6月30日現在					期末残高
	期首残高	期中取得	譲渡 ^(b)	減損	為替換算 調整額	分類変 更	その他の 変動	
資産運用およびウェルス・マネジ メント ^(a)	3,323		(1)		(188)	(3)		3,131
コーポレート・バンキングおよび インベストメント・バンキング ^(a)	151				(13)	3		141
合計	3,474		(1)		(201)	0		3,272

(a) 米国で計上されたのれんの中には、のれんの帳簿価額とその税務上の価額の差異に起因して15年の税務償却が発生するものがある。当該取扱いの差異による、2025年6月30日現在の繰延税金負債は324.5百万ユーロであった。

(b) 2025年第1四半期に実施した(0.7)百万ユーロののれんの追加的な再配分。これは2024年12月31日現在でIFRS第5号に基づき処理された、資産運用事業部門におけるMV Creditの企業の処分に関連したものである。

2024年12月31日現在

(単位：百万ユーロ)	2024年1月1日現在		2024年12月31日現在					期末残高
	期首残高	期中取得 (b)	譲渡	減損	為替換算 調整額	分類変 更	その他の 変動 ^(c)	
資産運用およびウェルス・マネジ メント ^(a)	3,299	1			95		(72)	3,323
コーポレート・バンキングおよび インベストメント・バンキング ^(a)	144				7			151
合計	3,443	1			102		(72)	3,474

(a) 米国で計上されたのれんの中には、のれんの帳簿価額とその税務上の価額の差異に起因して15年の税務償却が発生するものがある。当該取扱いの差異による、2024年12月31日現在の繰延税金負債は367.2百万ユーロであった。

(b) 資産運用事業部門のNatixis IMによるHSBC Epargne Entrepriseの100%買収(「連結範囲」参照)に関連して、2024年第4四半期に0.7十億ユーロののれんを認識した。

(c) 注記2.3参照。進行中の売却を考慮して、資産運用部門の企業MV Creditに関連するのれんを売却目的保有資産に分類変更し、(72.2)百万ユーロを計上した。

4.8 銀行預り金および顧客預り金

銀行預り金および顧客預り金の額を預り金の種類別（要求払預金か定期預金か）に表示する。これらの額は、IFRS第9号に従って償却原価法を用いて測定され、その他の金融負債として認識されている。

4.8.1 銀行預り金

(単位:百万ユーロ)	2025年6月30日 現在	2024年12月31日 現在
当座勘定	4,353	4,683
預り金および借入金	128,341	131,919
レボ契約	3,991	2,809
預り保証金	34	47
その他の負債	4,711	4,730
合計	141,430	144,188

銀行預り金の公正価値は、2024年12月31日現在の144,140百万ユーロに対し、2025年6月30日現在は141,673百万ユーロであった。

4.8.2 顧客預り金

(単位:百万ユーロ)	2025年6月30日 現在	2024年12月31日 現在
当座勘定	44,445	42,467
預り金および借入金	5,148	5,289
レボ契約	1	
特別貯蓄預金	269	375
その他の負債	425	861
未払利息	214	238
合計	50,502	49,230

顧客預り金の公正価値は、2023年12月31日現在の49,234百万ユーロに対し、2024年6月30日現在は50,499百万ユーロであった。

4.9 債務証券

債務証券（利付債、インターバンク市場有価証券等）は、有価証券の種類別に分類されているが、「劣後債務」に含まれる劣後有価証券は除かれている。

(単位:百万ユーロ)	2025年6月30日 現在	2024年12月31日 現在
市場性のある負債性金融商品	36,348	42,866
債券	1,541	1,564
その他の債務証券	186	365
合計	38,076	44,794

債務証券の公正価値は、2024年12月31日現在の44,790百万ユーロに対し、2025年6月30日現在は38,049百万ユーロであった。

4.10 劣後債務

劣後債務は、借入や発行済債券と異なり、すべてのシニア債権者および無担保債権者への弁済後に、配当参加権付借入金および有価証券ならびに劣後有価証券の返済よりも優先して支払われる。劣後債務は、償却原価で評価される。

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日 現在	2024年12月31日 現在
期限付劣後債務 ^(a)	2,969	2,971
永久劣後債務	45	44
未払利息	13	13
合計	3,027	3,028

劣後債銘柄に関する主な特徴はナティクスのウェブサイト (www.natixis.groupebpce.com) に掲載されている。

(a) 劣後債の発行契約書は、コベナンツが遵守されていない場合の期限前償還を規定する条項を織り込んでいない。

劣後債務の公正価値は、2024年12月31日現在の3,024百万ユーロに対し、2025年6月30日現在は3,120百万ユーロであった。

2025年上半期中の劣後債務の変動

(単位：百万ユーロ)	2024年12月31日 現在	発行	為替換算 償還 調整額	範囲の 変動	その他 ^(a)	2025年6月30日 現在
その他の期限付劣後債務	2,971				(1)	2,969
劣後債	121				(1)	119
劣後借入金	2,850					2,850
その他の無期限劣後債務	44					45
劣後債						
劣後債	44					45
劣後借入金						
合計	3,015				(1)	3,014

この表には未払利息が含まれていない。

(a) その他の変動は主に、ヘッジ対象の債務の再評価に関するものである。

2024年度中の劣後債務の変動

(単位：百万ユーロ)	2023年12月31日 現在	発行	償還	為替換算 調整額	範囲の 変動	その他 ^(a)	2024年12月31日 現在
その他の期限付劣後債務	2,976	100	(100)			(5)	2,971
劣後債	126					(5)	121
劣後借入金	2,850	100	(100)				2,850
その他の無期限劣後債務	44						44
劣後債							
劣後債	44						44
劣後借入金							
合計	3,020	100	(100)			(5)	3,015

この表には未払利息が含まれていない。

(a) その他の変動は主に、ヘッジ対象の債務の再評価に関するものである。

4.11 引当金および減損

以下の表には、償却原価で測定される金融資産に関する信用損失評価調整額、およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に関する信用損失評価調整額、ならびに供与された貸出コミットメントおよび保証コミットメントに関する信用損失評価調整額は含まれない。

2025年6月30日現在

(単位：百万ユーロ)	2025年 1月1日 現在	繰入額	戻入額 (引当金 充当額)	戻入額 (引当金 超過額)	為替換算 調整額	その他	2025年 6月30日 現在
取引相手方リスク	744	235	0	(187)	(58)	(0)	734
貸出および保証コミットメント	295	206		(186)	(5)	(0)	311
訴訟 ^(a)	446	0	0	(1)	(52)		393
その他の引当金	3	28		(1)	(0)		30
減損リスク	1	0	(0)			0	1
長期投資	1	0	(0)			0	1
不動産開発	0					0	0
その他の引当金							
従業員給付	488	123	(66)	(2)	(15)	(4)	523
オペレーショナル・リスク	199	22	(10)	(3)	(1)	(7)	199
偶発損失引当金合計	1,431	380	(77)	(193)	(74)	(11)	1,456

(a) うち2025年6月30日現在の引当金306.2百万ユーロがMadoff詐欺のエクスポージャーに関するものである(第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.10節(訳者注：原文の章および節)参照)。

2024年12月31日現在

(単位：百万ユーロ)	2024年 1月1日 現在	繰入額	戻入額 (引当金 充当額)	戻入額 (引当金 超過額)	為替換算 調整額	その他	2024年 12月31日 現在
取引相手方リスク	670	392	(2)	(349)	32	1	744
貸出および保証コミットメント	270	364		(343)	3	0	295
訴訟 ^(a)	397	25	(2)	(2)	28		446
その他の引当金	3	3		(4)	0		3
減損リスク	1	0	(0)			0	1
長期投資	1	0	(0)				1
不動産開発	0					0	0
その他の引当金							
従業員給付	427	176	(116)	(4)	15	(9)	488
オペレーショナル・リスク	176	47	(15)	(10)	0	(1)	199
偶発損失引当金合計	1,273	615	(132)	(363)	46	(9)	1,431

(a) うち2024年12月31日現在の引当金347.8百万ユーロがMadoff詐欺のエクスポージャーに関するものである(2024年度ユニバーサル登録届出書の第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.10節(訳者注：原文の章および節)参照)。

[次へ](#)

注記5 セグメント報告

ナティクスは現在、次の事業部門で構成されている。

- ・ **資産運用およびウェルス・マネジメント**。Natixis Investment Managersの資産運用、従業員貯蓄制度およびプライベート・エクイティ業務と、Natixis Wealth Managementのウェルス・マネジメント事業部門から成る。
- ・ **コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング**。企業、機関投資家、保険会社、銀行、公共部門組織に対しアドバイスをを行い、さまざまな種類の金融ソリューションを提供するとともに、資本市場へのアクセスも提供する。主な責務は3つであり、まず、当行の顧客重視の姿勢を強化すること、発行体と投資家の仲立ちを務めること、そして「OTD (Originate-to-distribute：組成販売型)」モデルを展開し、融資ポートフォリオの積極的な運用によって当行のバランスシートの入れ替えの最適化を図ることである。

これら2つの事業は、Groupe BPCEのグローバル事業部門を構成している。

Natixis Algérieの事業は非戦略的事业とみなされ、中央資金調達メカニズムと同様、コーポレート・センターの一部となっている。

この組織構造に基づき、上級経営陣が期間中にわたって部門別の営業成績を監視しており、事業計画の策定および事業管理を行っている。IFRS第8号「事業セグメント」に従い、これがナティクスがその事業セグメントとして定めた事業区分である。

5.1 資産運用およびウェルス・マネジメント

- ・ **資産運用**：資産運用事業は、Natixis Investment Managersのもとに集約されている。同部門は、すべての資産クラスを網羅しており、主に米国とフランスで事業を展開している。この事業は、それぞれ独立した企業（専門の資産運用会社や販売組織）が担っており、持株会社が、戦略的方向性を監督することで組織の一貫性を確保し、事業の調整を図っている。よってこれらの会社は、適切な経済モデルに基づき、自己の中核事業に集中し、堅調なパフォーマンスを達成することに注力しながら、自己の法人の顧客を開拓するという選択肢を残し、かつ本事業部門の他のサポート機能を利用できる。Loomis Sayles、Harris Associates、AEW、Mirova、DNCA、Ostrum Asset Managementなどの資産運用会社の多くが広く知られている。

これら専門の資産運用会社が一体化することで、当グループは、広範なノウハウを通じてあらゆる顧客セグメントの需要に応えることができる。共通のプラットフォームを軸とした販売組織と、各資産運用会社が長年かけて構築した営業基盤を活用して、各種顧客セグメントの取り込みの最適化を図っている。第三者のために運用されるプライベート・エクイティ会社はNatixis Investment Managersの傘下にある。チームには、スポンサー付きの株式保有を通じた、フランスや欧州の非上場中小企業全般へのエクイティ・ファイナンスにおいて幅広い専門知識がある。

- ・ **ウェルス・マネジメント**：この事業部門は、ウェルス・マネジメント事業と資産運用事業を網羅する。Natixis Wealth Managementはフランス市場において重要な地位を占めている。当行は、ビジネス・オーナー、上級経営幹部または同族資本所有者である顧客に、ウェルス・マネジメント・ソリューションや金融ソリューションを提供して長期的支援を行っている。当行は、アドバイス業務、ファイナンシャル・プランニングおよびノウハウならびにミューチュアルファンド・ユニット運用ソリューションを提供している。

5.2 コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング（ナティクスのCIB）は、法人顧客、機関投資家、資金拠出者、公共部門組織およびBPCEグループのネットワークにサービスを提供している。ナティクスのCIBは、コンサルタント業務、投資銀行業務、ファイナンス業務、商業銀行業務における、および資本市場に関する一般的な専門知識を生かして、それらの顧客にアドバイスをを行い、革新的なテラーメイドのソリューションを開発することにより、それらの顧客の戦略を支援している。

さまざまな影響力ある金融の取り組みが、ナティクスのCIBによって実行された。ナティクスのCIBは、数多くのフランスや海外の顧客とともにイノベーションの先頭に立つことによりそれらの領域における地位を強化した。

コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキングの専門分野は以下のとおりである。

- ・ **資本市場**：固定利付債券、クレジット、為替、コモディティ、株式市場に関する、広範囲にわたる多様な標準的およびテラーメイドの商品およびソリューション
- ・ **融資**：実物資産の融資の組成、アレンジメントおよびシンジケーション、ならびにバニラ物および仕組物の融資のほか、売却を前提に融資を組成するオリジネート・トゥ・ディストリビューションモデル（O2D）に基づくすべての融資に係るポートフォリオ管理
- ・ **グローバル・トレード**：キャッシュ・マネジメント、貿易金融、輸出金融およびコモディティ・トレードのソリューション
- ・ **投資銀行業務**：買収ファイナンスおよび戦略的ファイナンス、債券および株式の発行市場におけるファイナンス、保有資産に適用されるファイナンシャル・エンジニアリング、ならびに財務構造および格付けの助言業務
- ・ **合併・買収**：売却および合併の準備・実行、資金調達、業務再構築ならびに資本保全

これらの専門分野は、以下の3つの国際的プラットフォームで現地対応している。

- ・ 北米および南米
- ・ アジア太平洋
- ・ EMEA（欧州、中東およびアフリカ）

5.3 コーポレート・センター

これらの業務部門に加えて、コーポレート・センター業務があり、これには主に、本部のリファイナンス・メカニズムおよびナティクスの資産負債管理に関連する収益と費用が含まれる。

この業務には以下も含まれる。

- ・ どの部門の業務範囲にも属さない当行の株式投資ポートフォリオの損益。
- ・ Massena Partnersに移管されず、Natixis CIB Luxembourgに改称されたルクセンブルク企業内で清算プロセスにある、ルクセンブルクにおけるNatixis Wealth Managementの業務。
- ・ Natixis Algérieの損益。
- ・ フランス政府の代行業務を2023年1月1日にBpifrance Assurance Exportに移管したことに伴ってナティクスからBpifrance Assurance Exportに提供されたITサービスに関連する損益。
- ・ 非継続事業からの残余損益。

5.4 セグメント報告

2025年6月30日に終了した中間年度

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日に終了した中間年度					
	資産運用および ウェルス・ マネジメント	コーポレート・ バンキングおよび インベストメント・ バンキング	コーポレート・ センター	合計	非継続事業 からの残余項目	報告額 合計
銀行業務純利益	1,715	2,496	(51)	4,160	0	4,160
2024/2025変動 ^(a)	2%	12%	(148%)	4%		3%
費用	(1,355)	(1,576)	(75)	(3,006)	0	(3,006)
2024/2025変動 ^(a)	1%	13%	5%	7%		7%
営業総利益	360	920	(126)	1,154	0	1,154
2024/2025変動 ^(a)	5%	10%		(5%)		(5%)
リスク費用	(8)	(121)	5	(124)		(124)
2024/2025変動 ^(a)	(302%)	(16%)	(206%)	(14%)		(14%)
営業純利益	352	799	(121)	1,030	0	1,030
2024/2025変動 ^(a)	1%	16%		(4%)		(4%)
持分法	(0)	14	(0)	14		14
2024/2025変動 ^(a)	(50%)	88%	(90%)	92%		92%
その他	5	(0)	(0)	5		5
2024/2025変動 ^(a)						313%
税引前利益	357	813	(121)	1,048	0	1,048
2024/2025変動 ^(a)	3%	17%		(3%)		(3%)
中間純利益(グループ持分)	236	606	(138)	704	0	704
2024/2025変動 ^(a)	2%	18%		(4%)		(4%)

この情報は、2025年6月30日現在で欧州連合が採択していたIFRSに従って適用された会計原則を基に算出されたものである。

(a) 2024年6月30日から2025年6月30日までの変動を修正再表示。

銀行業務純利益の内訳

(単位：百万ユーロ)	銀行業務純利益	2024/2025変動
資産運用およびウェルス・マネジメント	1,715	2%
資産運用	1,654	2%
ウェルス・マネジメント	61	4%
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	2,496	12%
資本市場	1,248	16%
グローバル・ファイナンスおよびインベストメント・バンキング	1,199	4%
その他	49	
コーポレート・センター	(51)	
非継続事業からの残余項目	0	
合計	4,160	3%

2024年6月30日に終了した中間年度（修正再表示ベース）

(単位：百万ユーロ)	2024年6月30日に終了した中間年度 ^(a)					
	資産運用および ウェルス・ マネジメント	コーポレート・ バンキングおよび インベストメント・ バンキング	コーポレート・ センター	合計	非継続事業 からの残余項目	報告額 合計
銀行業務純利益	1,678	2,232	105	4,016	4	4,020
費用	(1,335)	(1,398)	(72)	(2,804)	(1)	(2,805)
営業総利益	343	835	34	1,212	3	1,215
リスク費用	4	(145)	(4)	(145)	0	(145)
営業純利益	348	690	29	1,067	3	1,070
持分法	(0)	7	(0)	7	0	7
その他	0	(0)	1	1	0	1
税引前利益	348	698	30	1,076	3	1,078
中間純利益（グループ持分）	231	516	(17)	729	2	732

(a) この情報は、2025年6月30日現在ナティクスが採用している新事業部門組織に従って表示されている。

2024年6月30日に終了した中間年度（報告ベース）

(単位：百万ユーロ)	2024年6月30日に終了した中間年度					
	資産運用および ウェルス・ マネジメント	コーポレート・ バンキングおよび インベストメント・ バンキング	コーポレート・ センター	合計	非継続事業 からの残余項目	報告額 合計
銀行業務純利益	1,678	2,224	115	4,018	2	4,020
2023/2024変動 ^(a)	8%	7%	43%	8%		8%
費用	(1,335)	(1,366)	(105)	(2,806)	1	(2,805)
2023/2024変動 ^(a)	4%	7%	(61%)	(1%)		(1%)
営業総利益	343	859	10	1,212	3	1,215
2023/2024変動 ^(a)	25%	8%	(105%)	38%		38%
リスク費用	4	(145)	(4)	(145)	0	(145)
2023/2024変動 ^(a)	(10%)	110%	(92%)	19%		19%
営業純利益	348	714	6	1,067	3	1,070
2023/2024変動 ^(a)	25%	(2%)	(102%)	41%		41%
持分法	(0)	7	(0)	7	0	7
2023/2024変動 ^(a)		15%		8%		8%
その他	0	(0)	1	1	0	1
2023/2024変動 ^(a)						(97%)
税引前利益	348	721	7	1,075	3	1,078
2023/2024変動 ^(a)	9%	(2%)	(103%)	33%		34%
中間純利益（グループ持分）	231	533	(35)	729	2	732
2023/2024変動 ^(a)	2%	(1%)	(88%)	50%		51%

この情報は、2024年6月30日現在で欧州連合が採択していたIFRSに従って適用された会計原則を基に算出されたものである。

(a) 2023年6月30日から2024年6月30日までの変動を修正再表示。

銀行業務純利益の内訳

(単位：百万ユーロ)	銀行業務純利益	2023/2024変動
資産運用およびウェルス・マネジメント	1,678	8%
資産運用	1,587	9%
ウェルス・マネジメント	91	(4%)
コーポレート・バンキングおよびインベストメント・バンキング	2,224	7%
資本市場	1,082	9%
グローバル・ファイナンスおよびインベストメント・バンキング	1,153	15%
その他	(10)	(113%)
コーポレート・センター	115	43%
非継続事業からの残余項目	2	51%
合計	4,020	8%

注記6 リスク管理

6.1 資本管理および自己資本比率

資本管理に関するナティクスの主な目的は、資本とソルベンシーに関する規制上の要件の順守を確実にすることである。資本運営のフレームワークでは、監督当局、株主、投資家の要件を満たすことを目的としてすべてのプロセスを適応させる。これには特に以下が含まれる。

- ・ ソルベンシーに関して設定された目標を継続的に順守する。
- ・ ナティクスの自己資本に関する内部評価プロセス（ICAAP）の開発。
- ・ ナティクスの自己資本比率方針のフレームワーク全体の中で、事業部門に固有の資本要件を予測/予見する。
- ・ 規制の変更と、それがナティクスのさまざまな事業部門に与える影響を予想する。
- ・ 各事業部門の資本消費と収益性を分析するためのメカニズム。
- ・ 戦略計画および予算の一部としての各事業部門への資本配分。

規制の枠組み

2014年1月1日以降、CRD IV指令および資本要求規則（CRR）により、欧州でバーゼル3規制が適用されている。バーゼル2と同様に、バーゼル3規制の規定は以下の3つの柱に分かれている。

- ・ **第一の柱**：考えられるさまざまな手法と最低限の観察可能な要件に基づいて、リスクと資本の測定を規定する一連の規則。
- ・ **第二の柱**：監督当局の役割を規定するフレームワーク。所管の当局は、監督対象の機関ごとに、リスク・エクスポージャー、内部ガバナンスおよび運営フレームワークに応じて追加の資本要件を規定する場合がある。
- ・ **第三の柱**：リスク負担の水準、自己資本比率、および経営の適切性を重視して多数の項目を開示することを金融機関に要求する。

CRR / CRD IVパッケージは、特に以下を提起することにより、金融機関の財務健全性を強化することを目的としている。

- ・ 規制上の資本要件を満たす適格な資本項目の定義の厳密化。
- ・ 特にデリバティブに係る取引相手方リスクに関する規制上の資本要件の強化。
- ・ 特にCET 1資本と資本バッファーに関する順守比率の引き上げ。
 - ・ 資本保全バッファー：総加重リスク・エクスポージャーの2.5%に相当。
 - ・ カウンターシクリカル資本バッファー：ナティクスがリスク・エクスポージャーを有する各国のカウンターシクリカル資本バッファーの平均を当該エクスポージャーの量で加重する。フランスで適用される比率は、2020年第2四半期以降、ゼロとなっていた。2022年下半年以降、特に2023年から、多くの国のマクロブルーデンス監督当局はカウンターシクリカル・バッファーの比率を引き上げている。フランスでは、HCSFが2023年4月7日から比率を0.5%に引き上げ、2024年1月2日からは1%に引き上げることを決定した。
 - ・ システム上重要な金融機関のバッファー：大規模な金融機関（G-SIB / O-SIB）に対する追加的な要件であり、破綻のリスクを軽減することを目的としている。ナティクスはこのバッファーの対象ではない。
 - ・ システミック・リスク・バッファー：目的は長期にわたる非循環的なシステミック・リスクまたはマクロブルーデンス・リスクを抑制することである。これは金融機関のすべてのエクスポージャーまたはセクター別エクスポージャーに適用できる。現在は0%である。
- ・ さらに、配当性向、その他ティア1（AT1）劣後債務に係る利息、および変動報酬（最大分配可能額（MDA））を制限するメカニズムなど、その他のメカニズムが導入されている。

CRR III / CRD VIパッケージでは、以下を主な目的とする新たな規定が導入されている。

- ・ 信用リスク、オペレーショナル・リスク、および信用評価調整（CVA）リスクに対する標準的手法の信頼性とリスク感応度を強化する。
- ・ 内部モデル手法の使用を制限する。

- 内部モデルの使用に伴う資本の増加を制限するために資本フロア（アウトプット・フロア）を導入する。フランスは、このフロアを国内の最上位の連結レベルに適用することを選択している。

資本管理および自己資本比率に関する情報は、2024年度ユニバーサル登録届出書に対する本修正の第[3]「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.3.1節（訳者注：原文の章および節）に記載されている。

6.2 信用リスクおよび取引相手方リスク

IFRS第7号に基づき要求されている信用リスクと取引相手方リスクに係るリスク管理に関する情報は、第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.4節（訳者注：原文の章および節）に記載されている。

6.3 市場リスク、全体的金利リスク、流動性リスクおよび構造的な為替リスク

市場リスクの管理に関してIFRS第7号で要求される情報は、第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.6節（訳者注：原文の章および節）に記載されている。また、全般的金利リスク、流動性リスク、および構造的な為替リスクに関して要求される情報は、第[3]章「リスク要因、リスク管理および第三の柱」の第3.2.8節（訳者注：原文の章および節）に記載されている。

注記7 コミットメント

7.1 保証コミットメント

金融保証とは、債務者が期限到来の支払を履行しなかったために、契約保有者が損失を被った場合、保証の発行体はその損失を補償する義務を負う契約をいう。こうした権利の行使は、不確実な将来事象の発生を条件とする。

下記の金額は、引き受けたコミットメントの額面を表示している。

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日	2024年12月31日
	現在	現在
供与した保証コミットメント		
銀行向け	4,189	4,267
信用状の確認	2,572	2,032
その他の保証	1,616	2,235
顧客向け	31,257	31,276
不動産保証	2	4
行政・納税保証金	283	319
供与したその他の保証金および裏書	2,059	1,314
その他の保証	28,912	29,640
供与した保証コミットメント合計	35,446	35,544
銀行から受けた保証コミットメント	26,002	27,887

保証コミットメント調整表

	保証コミットメント							
	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される減損して いないコミットメント (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される減損して いないコミットメント (S2) ^(b)		減損した コミットメント (S3) ^(b)		合計	
	総エク ス ボージャー	損失 引当金	総エク ス ボージャー	損失 引当金	総エク ス ボージャー	損失 引当金	総エク ス ボージャー	損失 引当金
(単位：百万ユーロ)								
2023年12月31日現在の残高	28,750	(8)	3,802	(19)	32	(11)	32,584	(38)
組成または購入した新しいIOBSコミット メント	18,415	(5)	515	(8)	9		18,938	(13)
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動(振替を除く)	(2,590)	3	(578)	2	1	(2)	(3,167)	3
保証コミットメントの振替	1,774	(2)	(1,799)	3	25	(10)		(8)
S1への振替 ^(a)	2,355	(2)	(2,355)	6				4
S2への振替	(565)	0	573	(3)	(8)	1		(1)
S3への振替	(16)	0	(17)	0	33	(11)		(11)
全額売却、実行または期間満了したコ ミットメント	(13,122)	2	(832)	2	(31)	12	(13,985)	16
為替レート変動に関連する変動	1,161	0	76	0	1		1,238	(1)
使用モデルの変更								
その他の変動	(61)	0	(2)	0	0	1	(64)	1
2024年12月31日現在の残高	34,326	(10)	1,182	(18)	35	(10)	35,544	(39)
組成または購入した新しいIOBSコミット メント	10,525	(3)	74	(2)	2		10,601	(5)
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動(振替を除く)	(583)	1	(131)	4	0	(5)	(714)	1
保証コミットメントの振替	(189)	(1)	47	0	142	0		(1)
S1への振替 ^(a)	89	(1)	(89)	1	0	0		0
S2への振替	(278)		278	(1)	0	0		(1)
S3への振替			(143)	0	143	0		
全額売却、実行または期間満了したコ ミットメント	(7,319)	1	(170)	0	(10)	6	(7,500)	7
為替レート変動に関連する変動	(2,402)	1	(79)	0	(11)		(2,492)	1
使用モデルの変更								
その他の変動	3		3	0	1	0	7	
2025年6月30日現在の残高	34,361	(12)	926	(16)	158	(9)	35,446	(35)

(a) 2024年におけるIFRS第9号に基づく引当金の区分および算定に関する変更の影響額を含む。

(b) うち、購入または組成した信用減損(POCI)資産。

7.2 貸出コミットメント

以下の貸出コミットメントはIFRS第9号の適用範囲に含まれる。

- ・ コミットメントを供与した企業が貸出の実行後直ちに当該貸出を転売または証券化する場合、純損益を通じて公正価値で測定される金融負債として適格であるコミットメント
- ・ 純額決済（すなわち売却）されるコミットメント
- ・ 市場金利を下回る利率で供与される貸出金を生じさせるコミットメント

上記以外の貸出コミットメントはIAS第37号の適用範囲に含まれる。

供与した貸出コミットメントは、以下のいずれかに該当する場合、IAS第37号の定義による偶発負債に該当する。

- ・ 過去の事象から発生し得る債務のうち、必ずしも企業が支配できる範囲にあるとはいえない将来の1つもしくは複数の不確実な事象が発生するか、または発生しないことによりその存在が確認されるもの
- ・ 過去の事象の結果として発生した現在の債務であるが、以下のいずれかの理由により認識していないもの
 - ・ 債務決済のために経済的便益の流出が必要となる可能性が高い。
 - ・ 債務の金額を十分な信頼性をもって測定できない。

(単位：百万ユーロ)	2025年6月30日 現在	2024年12月31日 現在
供与した貸出コミットメント		
銀行向け	5,637	2,893
顧客向け	66,472	69,487
信用状の発行	1,848	1,666
その他の確認済み与信枠の開設	64,213	67,277
その他のコミットメント	412	544
供与した貸出コミットメント合計^(a)	72,109	72,379
受け取った貸出コミットメント		
・ 銀行から	6,677	2,979
・ 顧客から	56	53
受け取った貸出コミットメント合計	6,733	3,032

(a) 2025年6月30日現在、監視対象資産（ステージ2）に分類されたロシアの取引相手方に対するエクスポージャーは242.2百万ユーロで（2024年12月31日現在は242.2百万ユーロ）、引当金として0.3百万ユーロが計上された（2024年12月31日現在は0.5百万ユーロ）。

貸出コミットメント調整表

貸出コミットメント

	12ヶ月にわたる 予想信用損失が 測定される減損して いないコミットメント (S1)		全期間にわたる 予想信用損失が 測定される減損して いないコミットメント (S2) ^(b)		減損した コミットメント (S3) ^(b)		合計	
	総エク ス ポージャー	損失 引当金	総エク ス ポージャー	損失 引当金	総エク ス ポージャー	損失 引当金	総エク ス ポージャー	損失 引当金
(単位：百万ユーロ)								
2023年12月31日現在の残高	70,331	(41)	4,122	(172)	110	(19)	74,563	(232)
組成または購入した新しいIOBSコミット メント	28,682	(9)	778	(9)	36		29,497	(18)
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動(振替を除く)	382	0	(1,155)	39	106	(58)	(666)	(19)
貸出コミットメントの振替	715	(1)	(755)	(1)	40	(3)	0	(5)
S1への振替 ^(a)	1,361	(3)	(1,361)	8	0	0	0	6
S2への振替	(626)	1	627	(9)	(1)	1	0	(7)
S3への振替	(20)	0	(21)	0	41	(4)	0	(3)
全額売却、実行または期間満了したコ ミットメント	(32,258)	6	(615)	4	(70)	11	(32,942)	21
為替レート変動に関連する変動	1,840	(1)	82	(1)	2	(0)	1,925	(3)
使用モデルの変更								
その他の変動	4	0	0	0	0	0	4	0
2024年12月31日現在の残高	69,696	(46)	2,459	(141)	225	(70)	72,379	(256)
組成または購入した新しいIOBSコミット メント	20,339	(4)	326	0	15		20,680	(5)
信用リスク・パラメータの変更に関連 する変動(振替を除く)	334	5	(95)	(67)	(112)	38	127	(24)
貸出コミットメントの振替	50	(1)	(38)	2	(12)	0	0	0
S1への振替 ^(a)	489	(2)	(485)	5	(4)	0	0	3
S2への振替	(438)	1	453	(5)	(14)	0	0	(4)
S3への振替	(1)	0	(5)	2	6	0	0	1
全額売却、実行または期間満了したコ ミットメント	(16,916)	4	(440)	1	(16)		(17,372)	4
為替レート変動に関連する変動	(3,604)	2	(105)	1	(3)	0	(3,712)	4
使用モデルの変更						0		0
その他の変動	5	0	2	0	0		7	0
2025年6月30日現在の残高	69,903	(41)	2,109	(204)	97	(31)	72,109	(276)

(a) 2024年におけるIFRS第9号に基づく引当金の区分および算定に関する変更の影響額を含む。

(b) うち、購入または組成した信用減損

注記8 その他の情報

8.1 株式資本

普通株式	株式数	額面	資本(単位:ユーロ)
期首残高	3,684,006,403	1.60	5,894,410,245
増資	278,023,092	1.60	444,836,947
期末残高	3,962,029,495	1.60	6,339,247,192

2025年第1四半期に、ナティクスは278,023,092株の新規普通株式を発行することで現金による増資を実施した。同新規株式はすべてBPCEが引き受けた。

8.2 資本性金融商品の発行

8.2.1 永久劣後債および優先株式

IAS第32号に従い、発行済の金融商品は、現金を保有者に提供する契約上の義務が組込まれているか否かにより、負債または資本に分類される。

2009年12月31日以降、発行済の永久劣後債および優先株式は、配当支払を任意とする条項に従って発行された資本性金融商品として認識され、連結貸借対照表の「利益剰余金」に計上されてきた。

これらの負債性金融商品を資本性金融商品に転換した結果、2009年6月30日に418百万ユーロの利得が純利益に認識された。

2009年6月30日より後の発行分は、その報酬の任意性に鑑み、常に株主資本に分類している。

劣後債の総額は、2025年6月30日現在で2,232.8百万ユーロとなった(2024年12月31日現在と同額)。

2025年6月30日現在、損益に計上された外貨建て劣後債の為替レート変動の総額は、2024年12月31日現在の90.8百万ユーロ(税引後67.3百万ユーロ)に対し、(158.2)百万ユーロ(税引後(117.4)百万ユーロ)であったことに留意されたい。

永久劣後債の主な特徴は、ナティクスのウェブサイト(www.natixis.groupebpce.com)に掲載されている。

8.3 IFRIC第21号

2015年1月1日から適用されているIFRIC解釈指針第21号「賦課金」は、財務諸表における賦課金の認識日の明確化を目的とするものである。当該解釈指針は、以下の内容を課す。

- 1月1日以降に発生する事象によって支払が発生する賦課金については、従来は四半期ごとに計上していたが、第1四半期から全額を引当金として認識している。対象となる賦課金は、主に現地当局の賦課金と単一破綻処理基金への拠出金である。
- 次事業年度中に支払うべき収益に基づく賦課金については、従来はその期間の収益に比例按分して認識されていたが、賦課金が支払われる事業年度の1月1日現在の賦課金の全額を認識することになった。対象となる賦課金は主に、企業の社会連帯税である。

2025年6月30日現在、会計処理上の差額は18.7百万ユーロの純利益(グループ持分)であった。これに対し、2024年6月30日現在では16.9百万ユーロであった。

8.4 関連当事者

グループの連結対象企業間の関係

ナティクスと関連当事者（BPCEおよび子会社、Banques Populairesの各行およびその子会社を含むBanque Populaireグループ、Caisses d'Epargneおよびその子会社を含むCaisses d'Epargneのネットワーク、ならびに持分法を用いて連結されるすべての関連会社）との間の主な取引は以下のとおりである。

	2025年6月30日現在					2024年12月31日現在				
	BPCE ^(a)	保険部門	ファイナ ンス・ソ リュ ーションお よび専門 部門 ^(b)	Banques Populaires	Caisses d'Epargne	BPCE ^(a)	保険部門	ファイナ ンス・ソ リュ ーションお よび専門 部門 ^(b)	Banques Populaires	Caisses d'Epargne
資産										
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	9,626	150	278	2,248	4,714	10,428	106	251	2,909	5,334
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産										
償却原価で測定される負債性金融商品	0					0				
償却原価で測定される銀行および信用機関への貸出金および債権	104,259		1,964	222	10	106,239		2,116	259	10
償却原価で測定される顧客貸出金および債権	109	7	51	315		7	10	73	312	
保険事業の投資										
売却目的で保有する非流動資産										
負債										
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	8,355	9,943	292	2,122	3,672	7,226	8,491	288	2,142	3,761
銀行預り金および借入金ならびに類似項目	112,432		822	40	45	119,343		1,130	56	39
顧客預り金および借入金	655	266	22	3	19	540	199	17	2	29
債務証券	257	16				291	35			
劣後債務	2,869					2,869				
保険契約関連の負債										
売却目的で保有する資産に係る負債										
株主資本	2,233				0	2,233				0
コミットメント										
供与コミットメント	5,050		0		2	2,368		0	3	2
受取コミットメント	21,189	6,291	124	202	1,275	19,880	7,227	108	158	1,338

関連会社および共同支配企業との関係は重要ではない。

(a) BPCE S.A.およびその子会社（保険、ファクタリング、消費者金融およびリースの各企業を除く）に相当する。

(b) ファクタリング、消費者金融、リースならびに金融保証の各企業に相当する。

	2025年6月30日に終了した中間年度					2024年6月30日に終了した中間年度				
	BPCE ^(a)	保険部門	ファイナ ンス・ソ リュ ーション および専門 部門 ^(b)	Banques Populaires	Caisses d'Epargne	BPCE ^(a)	保険部門	ファイナ ンス・ソ リュ ーション および専門 部門 ^(b)	Banques Populaires	Caisses d'Epargne
収益										
受取利息および類似収 益	1,548	0	33	10	1	1,943	0	49	12	1
支払利息および類似費 用	(1,994)	(4)	(3)	(1)	(1)	(2,523)	(5)	(5)	(2)	0
正味受取報酬および受 取手数料	(24)	(23)	0	(20)	(36)	(25)	(20)	1	(17)	(31)
純損益を通じて公正価 値で測定される金融商 品に係る正味損益	(484)	20	(14)	(40)	(247)	823	(38)	(184)	(498)	(1,020)
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定さ れる金融資産に係る損 益										
償却原価で測定される 金融資産の認識中止に よる正味損益										
純損益を通じて公正価 値で測定される金融資 産に分類変更された償 却原価で測定される金 融資産に係る正味損益										
純損益を通じて公正価 値で測定される金融資 産に分類変更されたそ の他の包括利益を通じ て公正価値で測定され る金融資産に係る正味 損益										
その他業務の収益およ び費用	(26)	0	0	0		(30)	0	0	0	0
営業費用	(174)	5	2	1	2	(144)	2	2	1	1
非継続的事業からの利 益										

関連会社および共同支配企業との関係は重要ではない。

(a) BPCE S.A. およびその子会社（保険、ファクタリング、消費者金融およびリースの各企業を除く）に相当する。

(b) ファクタリング、消費者金融、リースならびに金融保証の各企業に相当する。

2 【その他】

(1) 後発事象

本書の他の箇所に記載した内容以外に、2025年6月30日後の当行グループの財務状態および営利状況における重要な変更はない。

(2) 訴訟

本書提出日現在、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) リスク管理 - (c) 法的リスク」に記載したもの以外に、当行は重要な訴訟に関与していない。

3 【本国と日本における会計原則及び会計慣行の相違】

日本とIFRSとの会計原則の相違

添付のナティクス・エス・エー・グループの中間連結財務諸表は、欧州連合が採用したIFRSに準拠して作成されている。これらは日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本基準」という。）とは、いくつかの点で異なる。直近期の財務諸表に関する主な相違点は以下のとおりである。

1) 連結の範囲

IFRSでは、連結財務諸表には、親会社およびグループによって支配されている会社（一定の特別目的事業体（以下「SPE」という。）を含む。）（すべての子会社）ならびに共同支配企業に対する持分についての財務諸表が含まれている。

「支配」は、親会社がその事業体の活動からの便益を得るためにその事業体の財務および経営に関する方針を左右するパワーを有する場合に存在し、一般的には議決権の過半数を保有することにより生じる。企業が他の企業体に対して支配できるパワーを有しているか否かを判断するにあたり、他社により保有されているものを含め、現時点で行使可能または転換可能な潜在的議決権の存在を考慮している。

企業がSPEを実質的に支配している場合には、当該SPEは当該企業に連結される。

2012年12月11日、ヨーロッパ委員会は、IFRS第10号「連結財務諸表」を採用した。これにより、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」のうち連結財務諸表にわたる部分ならびに特別目的事業体に関するSIC第12号は、IFRS第10号により置き換えられた。同基準は、組成された企業（ストラクチャード・エンティティ）であるか否かを問わず、すべての事業体に対して同一の支配モデルを適用することを規定している。事業体に対する支配は、同時に充足されるべき3つの要件（関連する事業活動に対する支配、当該事業体の変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利および当該事業体の得る変動リターンに影響を及ぼす能力）を用いて分析されることになる。

日本基準では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配されている会社の財務諸表は連結される。他の企業の財務上または営業上もしくは事業上の意思決定機関を支配している場合には、親会社は当該他の企業に対して支配権を有しているといえる。潜在的議決権は考慮されていない。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、連結財務諸表上、共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資について持分法を適用する。

日本基準ではまた、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決

定に関する適用指針」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定され連結の対象となっていない。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

2) 会計方針の統一

IFRSでは、連結財務諸表は、類似の状況における同様の取引および事象に関し、統一された会計方針を用いて作成される。グループのメンバーが、類似環境下で行われた同様の性質の取引等に関して連結財務諸表で採用している会計方針とは異なるものを使用している場合、連結財務諸表作成時に適切な修正が行われる。

日本基準では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内子会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理、IFRSに基づく投資不動産の時価評価およびIFRSに基づく固定資産の再評価、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」により、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計方針を原則として統一することと規定されている。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合、および国内関連会社が指定国際会計基準または修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している場合については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社等に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

3) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、次の事項に関する開示が要求されている。

- (a) 重大な判断および仮定（支配、共同支配および重要な影響力等を決定する際に行った重大な判断および仮定）

- (b) 子会社への関与（企業集団の構成、非支配持分が企業集団の活動およびキャッシュ・フローに対して有している関与、企業集団の資産へのアクセス等に対する重大な制限の内容および程度、連結した組成された企業への関与に関連したリスクの内容および変動、ならびに子会社に対する所有持分の変動）
- (c) 共同支配の取決めおよび関連会社への関与（共同支配の取決めおよび関連会社への関与の内容、程度および財務上の影響、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）
- (d) 非連結の組成された企業への関与（非連結の組成された企業への関与の内容および程度、ならびに当該関与に関連したリスクの内容および変動）

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

4) 企業結合

IFRSでは、すべての企業結合は取得法で会計処理することが要求されている（共同支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理、共通支配下の企業または事業の結合、および事業を構成しない資産または資産グループの取得を除く。）。子会社の支配を獲得した取得日に、のれんと区別して、その識別可能な資産および負債は一般的に支配獲得日の公正価値により、また非支配持分を連結財務諸表に計上する。

日本基準では、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理することが要求されている。パーチェス法による会計処理では、企業結合の対価は公正価値で測定される。

5) のれんの当初認識と非支配持分の測定方法

IFRSでは、取得企業は、次の(a)が(b)を超過する額として測定される取得日時点ののれんを認識する。

- (a) 次の総計
 - (i) 移転された対価（通常は取得日における公正価値）
 - (ii) 被取得企業のすべての非支配持分の金額
 - (iii) 段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日における公正価値
- (b) 取得した識別可能な資産および引き受けた負債の取得日における正味の金額

IFRS第3号（改訂）では、非支配持分の認識について次の2つの方法のうちいずれかの方法の選択適用が認められている。

- a) 非支配持分を取得日に公正価値により測定する。（いわゆる、全部のれんアプローチ）
- b) 非支配持分は被取得企業の識別可能資産の純額の価値に対する持分割合により測定する。（いわゆる、購入のれんアプローチ）

日本基準では、のれんは、企業または事業の取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額に対する持分相当額を超過する額として算定される（いわゆる、購入のれんアプローチ）。子会社の資産および負債は取得日において公正価値により測定され、非支配株主持分は取得日における純資産の公正価値の非支配株主持分割合相当額により認識される（いわゆる、全面時価評価法）。

6) のれんの償却

IFRSでは、のれんは償却されず、年1回もしくは事象や状況の変化が減損の可能性を示唆する場合はより頻繁に、減損テストが実施される。

日本基準では、のれんは20年以内のその効果が及ぶ期間にわたり定額法その他の合理的方法により定期的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

また、負ののれんについては、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に従い、その発生が見込まれる場合には、取得企業は、すべての識別可能資産および負債が把握されているか、また、それらに対する取得原価の配分が適切に行われているかを見直す。その見直し後もなお負ののれんが生じる場合には、当該負ののれんが生じた事業年度の利益として処理する。

7) 段階取得

IFRSでは、段階取得による企業結合の場合、支配獲得前に保有していた被取得企業に対する持分を取得日における公正価値により再評価し、再評価差額は純損益に認識する。さらに、取得企業が被取得企業への持分の価値の変動をその他の包括利益に認識していた場合には、その認識額については取得企業が従来から保有していた持分を直接処分する場合に求められる会計処理と同じ基準により認識される。

非支配持分の測定については、上記「のれんの当初認識と非支配持分の測定方法」を参照のこと。

日本基準では、連結財務諸表上、支配を獲得するに至った取引のすべてについて、企業結合日の公正価値で取得原価を算定する。当該取得原価と、支配獲得までの個々の取引の原価合計との差額は損益とする。非支配株主持分の測定については、上記「のれんの当初認識と非支配持分の測定方法」を参照のこと。

8) 金融商品の分類および測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」により、金融資産および金融負債を以下のように分類し、測定することが要求されている。

金融資産については、金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づき、以下のように事後測定するものに分類しなければならない。

- (a) 償却原価で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローを回収することを保有目的とする事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (b) その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定するもの： 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有され、契約条件により元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合。
- (c) 純損益を通じて公正価値で事後測定するもの： 上記以外の場合。

ただし、企業は、当初認識時に、売買目的保有またはIFRS第3号が適用される企業結合における取得者によって認識される条件付対価ではない資本性金融商品の公正価値の事後変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことができる。

金融負債（公正価値オプションおよび負債であるデリバティブ等を除く）については、償却原価で事後測定するものに分類しなければならない。

またIFRS第9号では、会計上のミスマッチを除去または大幅に低減するなどの一定の要件を満たす場合、当初認識時に金融資産および金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして取消不能の指定をすることができる（公正価値オプション）。

日本基準では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、公正価値で測定し、公正価値の変動は損益認識される。
- ・ 満期保有目的の債券は取得原価または償却原価で測定される。
- ・ その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券）は、公正価値で測定し、公正価値の変動額は、(a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上されるか、または(b) 個々の証券について、公正価値が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は取得原価または償却原価から貸倒引当金を控除した金額で測定される。
- ・ 金融負債のうち支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は債務額で測定される。ただし社債については、社債金額よりも低い価格又は高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められる公正価値オプションに関する規定はない。

9) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、償却原価で事後測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で事後測定される金融資産、リース債権、契約資産、純損益を通じて公正価値で事後測定されないローン・コミットメントおよび金融保証契約について、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しなければならない。その他の包括利益を通じて公正価値で事後測定

される金融資産に係る損失評価引当金はその他の包括利益に認識し、財政状態計算書における当該金融資産の帳簿価額を減額してはならない。

各報告日における金融商品に係る損失評価引当金は、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生の変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生の変動を当初認識日現在での当該金融商品に係る債務不履行発生の変動と比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

予想信用損失の測定に当たっては、次のものを反映する方法で見積もらなければならない。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

報告日現在の損失評価引当金をIFRS第9号に従って認識が要求される金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入れ）の金額は、減損利得または減損損失として、純損益に認識することが要求される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および関連する指針に従い、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。実質価額とは、通常、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した財務諸表を基礎に資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に、所有株式数を乗じた金額とされている。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を一般債権、貸倒懸念債権および破産更生債権等の3つに区分し、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権については債権の状況に応じて財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法、破産更生債権等については財務内容評価法と、債権の区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期保有目的の債券およびその他有価証券に分類されている債券についても認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

10) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、(1)資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した時、または(2)金融資産を譲渡し、かつ)企業が金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが他の当事者に移転した時、もしくは)企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転も保持もしないが金融資産に対する支配を保持していない場合、当該金融資産の認識を中止する。企業がリスクと経済価値のほとんどすべてを移転しないが保持もせず、譲渡された資産を支配し続ける場合には、企業は資産に対する留保持分と関連して支払う可能性がある負債を認識する。企業が、譲渡された金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持している場合には、企業は金融資産の認識を継続する。

日本基準では、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

11) 金融商品の分類変更

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を同基準に定める分類方法に従って分類変更することが求められている。金融負債の分類変更を行うことは認められていない。

日本では、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的へ保有目的区分を変更することは認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への保有目的区分の変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券の保有目的区分をすべて売却可能（その他有価証券）に変更することができる。）においてのみ認められている。

12) ヘッジ会計

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」において、ヘッジに関する方針の文書化等のヘッジ会計の要件を満たした場合に、以下の3つのヘッジ関係に基づいて会計処理される。

- (a) 公正価値ヘッジ：認識されている資産若しくは負債または未認識の確定約定（あるいはそうした項目の構成要素）の公正価値の変動のうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ対象の特定のリスクに起因する公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに純損益に認識される。ただし、公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを企業が選択した資本性金融商品に対する公正価値ヘッジの場合には、ともにその他の包括利益に認識される。
- (b) キャッシュ・フロー・ヘッジ：認識されている資産若しくは負債または可能性の非常に高い予定取引の全部または構成要素に係る特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響する可能性があるものに対するキャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのヘッジ。ヘッジ手段の利得または損失の有効部分はその他の包括利益に直接認識され、非有効部分は純損益に認識される。

(c) 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ：在外営業活動体に対する純投資のヘッジ。有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に直接認識され、非有効部分については純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、ヘッジ会計の方法は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象（相場変動等による損失の可能性がある資産または負債で、予定取引により発生が見込まれる資産または負債も含まれる）に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、現時点ではその他有価証券のみを適用対象として、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）の適用も認められている。在外営業活動体に対する純投資に対するヘッジに関しては、企業会計審議会公表の「外貨建取引等会計処理基準」および関連する実務指針において、IFRSと概ね同様の会計処理が認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる（なお、合理的に区分できる非有効部分については当期の純損益に計上することができる）。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

13) 退職後給付

IFRSでは、確定給付制度においては、制度負債は、予測単位積増方式を用いた数理計算に基づき測定され、制度負債と同様の期間および同様の通貨の優良社債の直接利回りを反映した金利で割引かれている。制度資産は、公正価値で測定されている。当該制度の資産が負債を超える場合は資産（超過額）として、不足する場合は負債（不足額）として、それぞれ貸借対照表に計上されている。各貸借対照表日においては、制度資産および確定給付制度債務は再測定される。損益計算書においては、以下を除く利得または損失の変動を反映する：退職給付制度への拠出および制度から支払われる退職給付ならびに企業結合および再測定後の利得および損失。再測定された利得および損失は、数理計算上の差異および制度資産からの収益（確定給付負債または資産の純額に係る利息純額に含められた金額を除く）および資産上限額の影響の変動（確定給付負債または資産の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く）からなる。再測定された金額は、その他の包括利益に計上される。

利益または損失として認識される年金費用（収入）の金額は、制度資産の原価に含めることが他のIFRSで要求されているか、または、認められている場合を除いて、以下の個々の構成要素に含まれる。

- ・ 勤務費用（当期中の従業員の勤務により生じる、確定給付制度債務の現在価値の増加）
- ・ 利息費用の純額（確定給付制度債務の割引による戻入分および制度資産からの理論的な収益）

確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本基準では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に従って、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（期間定額基準）と、給付算定式基準のいずれかを選択適用することとされている。

日本では、割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）は、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。確定給付資産の上限はない。

また、遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を每期費用処理する。数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、連結財務諸表においては、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

14) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」がすべての株式に基づく報酬取引に適用され、持分決済型、現金決済型および現金選択権付きの株式に基づく報酬取引の3つが規定されている。

- (a) 持分決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよびそれに対応する資本の増加を、原則として受け取った財またはサービスの公正価値で測定する。従業員および他の類似サービス提供者との取引において受け取ったサービスについては、付与した資本性金融商品の付与日現在の公正価値で測定する。
- (b) 現金決済型の株式に基づく報酬取引：受け取った財またはサービスおよび発生した負債を、当該負債の公正価値で測定する。
- (c) 現金選択権付きの株式に基づく報酬取引：株式に基づく報酬取引または当該取引の構成要素を、現金（または他の資産）で決済する負債が発生している場合にはその範囲で現金決済型の株式に基づく報酬取引として、そのような負債が発生していない場合にはその範囲で持分決済型の株式に基づく報酬取引として、会計処理される。

また持分決済型取引に関して、ストック・オプション等の公正価値と予想される権利確定数に基づいて費用計上額を認識した後は、権利確定後に失効した場合でも費用の戻入等の処理は行われず、認識される株式に基づく報酬費用の総額に影響は生じない。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。また、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」の適用対象とされる取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に係る費用の認識および測定については、企業会計基準第8号の定めに基づき準拠することとされている。

ただし、企業会計基準第8号および実務対応報告第41号の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（負債）処理される。また、企業会計基準第8号では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が定められている。

15) 有給休暇引当金

IFRSでは、改訂IAS第19号「従業員給付」に従って、有給休暇引当金を計上することが要求されている。

日本基準においては、該当する規定はない。

16) リース

IFRSでは、IFRS第16号「リース」が、リースを「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約または契約の一部」と定義し、顧客が使用期間全体を通じて次の両方を有している場合にこれを満たすとしている。

- (a) 特定された資産の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利
- (b) 特定された資産の使用を指図する権利

IFRS第16号は、期間が12か月超のすべてのリースについて、資産および負債を認識することを借手に要求している（原資産が少額の場合を除く）。借手は、リース対象の原資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払義務を表すリース負債を認識することを要求される。

借手は、使用権資産をその他の非金融資産（有形固定資産等）と同様に、リース負債をその他の金融負債と同様に測定する。その結果、借手は使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る利息を認識する。リースから生じる資産および負債は当初現在価値ベースで測定する。この測定には、解約不能なリース料（インフレに連動する料金を含む）が含まれる。また、借手がリースを延長するオプションを行使する、またはリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実である場合には、オプション期間に行われる支払も含まれる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が、リース取引を、「特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間にわたりこれを使用収益する権利

を与え、借手は、合意された使用料を貸手に支払う取引」と定義している。借手は、リース取引をファイナンス・リース取引とそれ以外の取引（オペレーティング・リース取引）に区分し、ファイナンス・リース取引について、財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定される。リース資産およびリース債務の計上額を算定するにあたっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。再リースに係るリース料は、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」に基づき、借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、リース料総額に含めない。ファイナンス・リースは、借手の財務諸表に資産計上され、対応するリース債務が負債に計上される。なお、オペレーティング・リース取引、および少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

17) 無形資産および有形固定資産の減損

IFRSでは、各報告日において、有形固定資産または無形資産の減損の兆候の有無について評価している。そのような兆候が存在する場合、会社は当該資産の回収可能価額および減損損失を見積らなければならない。のれんおよび耐用年数を特定できない無形資産については、年1回もしくは事象や状況の変化が減損の兆候を示す場合はより頻繁に、減損テストが実施される。無形資産（のれんを除く。）または有形固定資産に係る減損損失の戻入は、回復の都度、認識されている。ただし、増加した帳簿価額は、減損損失計上前の帳簿価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。

日本基準では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額（正味売却価額と使用価値（継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

18) 引当金の計上基準

IFRSでは、以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・ 企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的または推定的）を有している。
- ・ 当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い。
- ・ 当該債務の金額について信頼性のある見積りができる。

貨幣の時間価値による影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値としなければならない。

日本基準では、以下のすべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・ 将来の特定の費用または損失である。
- ・ その発生が当期以前の事象に起因する。
- ・ 発生の可能性が高い。
- ・ その金額を合理的に見積もることができる。

日本基準においては、「現在の債務」であることが明確に要請された規定は無い。また、引当金について割引計算について該当する一般的な規定はない。

19) 金融保証契約

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に従い、金融保証契約については、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定した場合、または金融資産の譲渡が認識の中止の要件を満たさない場合もしくは継続的関与アプローチが適用される場合に生じる金融負債に該当する場合を除いて、当初は公正価値で計上し、当初認識後は予想信用損失に対する損失評価引当金の金額と、当初認識額からIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の原則に従って認識された収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方の金額で事後測定することが要求されている。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。関連する貸倒引当金も計上される。

20) コミットメント・フィー

IFRSでは、コミットメント・フィーは、融資枠残高に対する割合により決定されている。融資枠が使用される可能性が低い場合、この手数料は融資枠の契約期間にわたり損益として認識され、その他の場合は、貸付が実行されるまで繰延べられ、実行の際に実効金利に対する調整として認識されている。

日本基準では、コミットメント・フィーは、発生主義に基づき、当期に対応する部分を収益として認識する。

21) 賦課金

IFRIC第21号「賦課金」では、企業は、法令によって賦課金の支払の契機となる活動が生じた時点においてのみ当該支払を負債認識する。債務発生事象が一定期間にわたって生じる場合には、負債は当該期間にわたって徐々に認識される。賦課金を支払う義務が、一定の閾値に達した時に発生する場合には、当該負債はその閾値に達した時点においてのみ認識される。

日本では、IFRIC第21号のような賦課金に関する特段の規定はない。

22) 繰延税金

(a) 繰延税金資産の回収可能性

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について繰延税金資産を認識しなければならない。近年に損失が発生した経歴があるときは、企業は、税務上の繰越欠損金または繰越税額控除より発生する繰延税金資産を、十分な将来加算一時差異を有する範囲内でのみ、または税務上の繰越欠損金もしくは繰越税額控除の使用対象となる十分な課税所得が稼得されるという他の信頼すべき根拠がある範囲内でのみ認識する。

日本では、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に詳細な規定があり、収益力、タックス・プランニングおよび将来加算一時差異の解消に基づき、各一時差異の解消のスケジュール等を考慮して、繰延税金資産の回収可能性を判断することが求められている。収益力に基づく判断に際しては、過去3年間と当期の課税所得等の要件に基づき企業を5つに分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定する。

(b) 内部取引の未実現利益の消去に係る税効果

IFRSでは、IAS第12号「法人所得税」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る税効果は、資産負債法に基づき、一時差異が発生している資産を保有する買手の税率により繰延税金資産を測定する。買手では、未実現利益の消去により発生する将来減算一時差異も含め、すべての将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性を判断する。

日本では、JICPA会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」および企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」に基づき、内部取引の未実現利益の消去に係る一時差異に対しては、例外的に繰延法に基づき売却元の税率を使用する。また、未実現利益の消去に係る一時差異は、売却元の売却年度の課税所得の額を上限とする。

23) 負債と資本の区分

IFRSでは、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき、当初認識時に、契約の実質、ならびに金融負債、金融資産および資本性金融商品の定義に従い、金融負債、金融資産または資本性金融商品に分類する。

日本では、会社法上の株式として発行された金融商品は、純資産の部に計上される。転換社債型新株予約権付社債については、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」において、一括して負債とするか、社債と新株予約権に区分して負債と純資産の部にそれぞれ表示することが定められている。

第7 【外国為替相場の推移】

ユーロと本邦通貨との間の為替相場は、当該半期中において、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に掲載されているため、本項の記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間において提出された書類および提出日は以下のとおりである。

(1) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年1月14日
(2) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年1月24日
(3) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年2月3日
(4) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年2月21日
(5) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年3月31日
(6) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年4月18日
(7) 有価証券報告書および添付書類	提出日：2025年5月12日
(8) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年5月12日
(9) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年5月16日
(10) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年5月20日
(11) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年5月28日
(12) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年5月30日
(13) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年5月30日
(14) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年6月3日
(15) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年6月6日
(16) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年6月13日
(17) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年6月17日
(18) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年6月19日
(19) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年6月19日
(20) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年6月27日
(21) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年6月30日
(22) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年7月1日
(23) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年7月18日
(24) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年8月14日
(25) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年8月29日
(26) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年8月29日
(27) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年9月1日
(28) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年9月11日
(29) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年9月18日
(30) 発行登録追補書類および添付書類	提出日：2025年9月18日
(31) 訂正発行登録書（2024年5月31日提出の発行登録書の訂正）	提出日：2025年9月19日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 当行の発行している有価証券

- 1) ナティクス 2029年11月26日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債
- 2) ナティクス 2030年3月4日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 3) ナティクス 2030年6月11日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 4) ナティクス 2030年7月9日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債
- 5) ナティクス 2030年9月9日満期 日米2指数参照 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500指数連動デジタルクーポン円建社債

(2) 理由

上記2)、3)、4)および5)の社債は、その条件に従い、利率、早期償還の有無および満期償還額が日経平均株価およびS&P500の水準により決定されるため、日経平均株価およびS&P500についての開示を必要とする。

上記1)の社債は、その条件に従い、利率、早期償還の有無および満期償還額が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

(3) 内容

1) 日経平均株価

東京証券取引所プライム市場に上場されている選択された225銘柄の株価指数である日経平均株価（日経225）をいい、かかる指数は株式会社日本経済新聞社により計算および公表される。

2) S&P500

S&P500指数としてS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーが計算し、公表している値をいう。

2 【当該指数等の推移】

(1) 日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

(単位：円)

最近5年間の 年別最高・最低値	年別	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
	最高	27,568.15	30,670.10	29,332.16	33,753.33	42,224.02	
	最低	16,552.83	27,013.25	24,717.53	25,716.86	31,458.42	
当半期中の 月別最高・最低値	月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
	最高	40,083.30	39,461.47	38,027.29	36,045.38	38,432.98	40,487.39
	最低	38,444.58	37,155.50	35,617.56	31,136.58	36,452.30	37,446.81

出所：ブルームバーグ・エルピー

(2) S&P500の過去の推移（終値ベース）

(単位：ポイント)

最近5年間の 年別最高・最低値	年別	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
	最高	3,756.07	4,793.06	4,796.56	4,783.35	6,090.27	
	最低	2,237.40	3,700.65	3,577.03	3,808.10	4,688.68	
当半期中の 月別最高・最低値	月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
	最高	6,118.71	6,144.15	5,849.72	5,670.97	5,963.60	6,204.95
	最低	5,827.04	5,861.57	5,521.52	4,982.77	5,604.14	5,935.94

出所：ブルームバーグ・エルピー